明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年五月十九日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第二十八号

令和四年五月十九日（木曜日）

議事日程　第二十三号
令和四年五月十九日
午後一時開議
第一　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外二名提出）
第三　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）
第五　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第六　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出）
第七　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案（参議院提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外二名提出）
日程第三　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）
日程第五　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
日程第六　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出）
日程第七　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案（参議院提出）

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長薗浦健太郎君。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔薗浦健太郎君登壇〕

○薗浦健太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段の取引等を業として行う者への登録制の導入、及び、マネーロンダリング対策等のため、複数の銀行等の委託を受けて、為替取引のモニタリング等を業として行う者への許可制の導入等の改正を行うものであります。

本案は、去る五月十日当委員会に付託され、翌十一日鈴木国務大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。十七日採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外二名提出）
日程第三　刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第二、米山隆一君外二名提出、刑法等の一部を改正する法律案、日程第三、内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案、日程第四、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木馨祐君。

刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外二名提出）及び同報告書
刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び同報告書
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

（鈴木馨祐君登壇）

○**鈴木馨祐君**　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設するとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講ずるほか、近年におけるインターネット上の誹謗中傷を始めとした公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするものであります。

次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行うものであります。

次に、米山隆一君外二名提出の刑法等の一部を改正する法律案は、最近におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備する等の所要の措置を講じようとするものであります。

以上三法律案は、去る四月二十一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

翌二十二日古川法務大臣及び提出者鎌田さゆり君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、二十六日から質疑に入り、同日参考人から意見を聴取しました。

五月十三日、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案に対し、立憲民主党・無所属から、侮辱罪の法定刑引上げについて、懲役、禁錮を削除することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、三法律案及び同修正案を一括して質疑を行いました。

昨十八日、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案により、侮辱罪の法定刑引上げの規定について、施行後三年を経過したときに検証する規定を追加する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、三法律案及び両修正案について一括して質疑を行い、質疑を終局しました。

質疑終局後、三法律案及び両修正案について一括して討論を行い、順次採決の結果、まず、米山隆一君外二名提出の刑法等の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案については、立憲民主党・無所属提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。次に、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の刑法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（細田博之君）**　討論の通告があります。順次これを許します。階猛君。

（階猛君登壇）

○**階猛君**　立憲民主党の階猛です。

立憲民主党・無所属を代表し、政府提出の両法案に反対、立憲民主党提出の対案に賛成の立場から討論を行います。（拍手）

なお、便宜上、政府案を侮辱罪厳罰化法案、立憲案を加害目的誹謗等罪法案と言います。

さて、ネットを使った匿名の情報発信で他人を誹謗中傷し、相手の心身にダメージを与える事件が後を絶ちません。女子プロレスラーの木村花さんのように、自殺に至った悲惨なケースもあります。こうした卑劣な行為に適切に制裁を加え、再発を防ごうとする目的について、政府と我が党との間に違いはありません。

問題は、目的達成のための手段です。

政府の侮辱罪厳罰化法案は、刑法の中で、現状、最も軽い、拘留又は科料という侮辱罪の法定刑に、三十万円以下の罰金や一年以下の懲役若しくは禁錮を加え、厳罰化するものです。しかし、この厳罰化の内容でなぜ必要十分なのかについては、名誉毀損罪の法定刑とのバランスを取るといった形式的な説明しかしていません。

政府・与党は、厳罰化によって公訴時効の期間が一年から三年に延びる、犯人を検挙しやすくなるというメリットを主張しています。しかし、従来の刑に三十万円以下の罰金を加えるだけで、公訴時効の期間は同様に延長されるのです。

むしろ、一年以下の懲役若しくは禁錮を法定刑に加えれば、刑事訴訟法上の逮捕要件が緩和されます。侮辱罪について、公権力や私人による現行犯逮捕が頻発するおそれが生じます。そうなれば、表現の自由が萎縮し、刑事司法の混乱が生じることは火を見るより明らかです。

このような我が党の指摘に対し、政府・与党も、侮辱罪による現行犯逮捕は実際上想定されないとの政府統一見解を示しました。この点は評価します。ただし、二年前には、検察官の任期延長はできないという政府見解が国民の知らぬ間に勝手に変更されるという事件がありました。今回の政府統一見解を遵守するよう厳しく求めます。

また、政府は、厳罰化を行うことで、ネット上の誹謗中傷を行おうとする者に対し、威嚇、抑止効果が働くと説明します。しかし、そもそも、現時点でネット上の誹謗中傷による被害が年間どれぐらい発生しているのか、政府は把握していません。侮辱罪厳罰化法案が施行されてネット上の誹謗中傷が減るのか増えるのかすら、答弁できていません。威嚇、抑止効果が働くという政府の説明は、単なる希望的観測にすぎません。

一方、侮辱罪の実行行為である侮辱とは、他人に対する軽蔑の表示を意味します。ネット上でよく見られる、〇〇は死ねばいいのにといった個人の主観的な意見や感想はこれに当たらないため、幾ら厳罰化しても侮辱罪で処罰できないのです。

このように、侮辱罪厳罰化法案のメリットや効果は疑わしい反面、デメリットや弊害は法務委員会での審議を通じて浮き彫りになりました。それは、ネット上であれリアルな世界であれ、いかなる言動が侮辱罪の構成要件に当たるかについて明確な基準はないということです。しかも、名誉毀損罪と異なり、表現の自由を保護するための違法性阻却事由を定める規定も侮辱罪にはないのです。一般国民は、どこまでが正当な表現行為で、どこからが違法な表現行為に当たるのか、事前に予測できません。

例えば、街頭演説やデモ行進において、政治家や一般市民が、細田議長は無責任な人間だとか、細田議長は欲張りだとか、細田議長は女性を弄んでいると言い放った場合、侮辱罪で処罰されるのか。これは、まさに出たとこ勝負、捜査司法機関の胸先三寸です。

一方、細田議長のような公職にある人物に対し、事実を摘示した上でこのような発言をしたとします。その場合は、その事実が真実である場合はもちろん、真実だと信じたことに相当な理由があれば処罰されないことが刑法や判例で確立しています。

つまり……（発言する者あり）よく聞いてください。やじはやめてください。誹謗中傷、やめてください。

つまり、衆議院小選挙区の十増十減の根拠となったアダムズ方式を採用する法案を国会に提出しておきながら十増十減案に反対する細田議長は無責任だと述べたり、物価高でも賃金が増えない国民が多い中、議長になっても毎月歳費は百万円しかないと愚痴を言う細田議長は欲張りな人間だと述べたり、女性記者に対してセクハラ発言を行った細田議長は女性を弄んでいると述べたりした場合は、名誉毀損罪でも侮辱罪でも処罰されないのです。

同じ議長の名誉を害する発言であるにもかかわらず、前提となる事実に触れていれば合法、触れなければ侮辱罪に当たるかもしれないということです。明らかにバランスを失しており、健全な民主主義の発展にとって不可欠な、権力者への批判を無用に萎縮させかねません。

政府は、侮辱罪厳罰化法案が成立しても侮辱罪の処罰範囲は変わらず、権力者への批判を萎縮させることはないとします。しかし、そもそも、現在の処罰範囲がどうなっているか、明らかにしていません。よって、意味がありません。

これまでは、侮辱罪の法定刑が軽かったので実害はほとんどありませんでした。しかし、侮辱罪の厳罰化がなくても、他の理由でもって、街頭演説で安倍首相にやじを飛ばした一般市民がその場から排除され、一時監視されるという事件も起きています。こうした状況で厳罰化を行い、国民の人権をより強く制約しようとするのであれば、侮辱罪の処罰範囲がどうなっているのか、明確な判断基準を示すべきです。

更に言えば、今回の政府案では、懲役及び禁錮を廃止し、改善更生を図るために必要な指導を行い得る拘禁刑というものを創設します。厳罰化によって、侮辱罪を犯した者にも拘禁刑が科されるようになります。権力者を批判して拘禁刑になった者にはどのような指導がなされるのでしょうか。現在のロシアや戦前の日本を考えると、不安の念を抱かざるを得ません。

他方、我が党提出の加害目的誹謗等罪法案は、表現の自由の萎縮を避け、インターネット上の誹謗中傷行為につき、適切に刑事、民事の制裁を加えられるようにするものです。この法案は、侮辱罪には当たらない他人を傷つける悪質な言動についても処罰範囲を明確にした上で処罰し、表現の自由に配慮した要件や特則を設けています。侮辱罪厳罰化法案よりも害が少なく益が多いことは明らかであり、我が党の法案の方が優れています。

最後に、昨日は五月十八日でした。この五月十八日という日付は、国会の名誉を守った日として私にとって忘れられない日です。

検察官の任期延長ができないという政府解釈を国会に無断で変えたことを正当化する一昨年の検察庁法改正案、名古屋入管でウィシュマさんが死に至った真相を国会に隠蔽したまま入管の権限、裁量を強めようとした昨年の入管法改正案、いずれの法案もこの五月十八日に政府が成立を断念しました。両法案とも法務省が所管し、私は、法務委員会の野党筆頭理事として、同志とともに法案の問題点を指摘し、成立させるべきではないと強く主張しました。もしもこれらの法案の成立を許していれば、政府による国会への侮辱行為を容認してしまい、我が国の憲政史上に汚点を残すところでした。

そうした事態を食い止めるために大きな役割を果たしたのは、ＳＮＳや街頭を通じて多くの方々が政府を批判する声を上げたことであります。侮辱罪厳罰化法案が成立すれば、こうした健全な政府批判が萎縮し、政府による国会、ひいては国民へのいわば侮辱行為がまかり通ってしまう危険があるのです。

本日、我が党の加害目的誹謗等罪法案が受け入れられず、問題の多い侮辱罪厳罰化法案は抜本的な修正が加えられずに衆議院で通過する情勢となっています。痛恨の極みですが、まだ参議院の審議があります。

憲法で保障された基本的人権の中でも、民主主義と自己実現の見地から、優越的地位にある表現の自由。一旦、権力者によって踏みにじられたら、取り戻すことは困難な表現の自由。この重要で壊れやすい人権である表現の自由を我が党は守りつつ、卑劣な誹謗中傷には被害者とともに戦い、厳しい制裁を加えていくために全力を尽くすことを誓います。

昨年、一昨年と、国会での数の力で劣っていても、民意の力で間違った法案は正すことができるということが証明されました。このことを今ネット上で御覧になっている皆さんにもお伝えし、立憲民主党へのお力添えを心よりお願いして、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　守島正君。

〔守島正君登壇〕

○守島正君　日本維新の会、守島です。

私は、会派を代表して、政府提出の刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対して賛成、立憲民主党提出の法律案に反対の立場から討論いたします。（拍手）

今回の大きな改正点の一つ目である、犯罪者の処遇を一層充実させ、立ち直りを後押しするための諸制度の導入に関して、まず、懲役と禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設することについては、懲役と禁錮という二つの刑が創設された明治時代と現在では、刑罰に関する社会的な認識や期待される効果が大きく異なっております。昔は懲らしめとしての要素が強かったものが、今では再犯防止や更生といった役割が強く求められるようになっています。

改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行う拘禁刑の創設により、個々の受刑者の心身の状態その他の特性に応じた更生プログラムが実施できるようになることに加え、刑務作業以外の様々な処遇の選択肢を増やすことは、近年の高齢受刑者が増加しているという刑務所の実態に合致したものであると考えております。

また、十分な教育を受けることがなかった受刑者に、刑務作業だけを行わせるのではなく、刑務所内で出所後の社会生活や就労に必要な基礎的学力を身につける教育を受けさせることが可能となります。

加えて、今回の改正案では、執行猶予制度の拡充や、刑事施設内や社会内処遇の充実化等を図ることも規定されており、検挙者に占める再犯者の割合、いわゆる再犯者率の高さが長年の懸案となっていることを鑑み、今回の刑法改正がこうした課題の解決に向けた糸口になることを期待いたします。

続いて、二つ目の大きな改正点は、悪質な誹謗中傷行為を抑止するために、侮辱罪の法定刑を引き上げることです。

近年、インターネット上の誹謗中傷が横行し、その被害者が回復できないほどの精神的なダメージを負うことで自殺にまで追い込まれるという悲劇も生じており、ひいては被害者の家族や関係者まで心ない誹謗中傷の標的にされるケースが多発する等、大きな社会問題となっています。

事実を摘示しないで公然と人を侮辱する罪である侮辱罪も、明治以来、古くからある罪刑ですが、インターネットが普及した現在では、公然と侮辱するという概念はこれまでと大きく異なるも

のとなっております。

日常生活での不満に対する憂さ晴らし、あるいは自分勝手な正義感を振りかざすなど、侮辱行為に及ぶ動機は様々ですが、公然とこれらの言動を行うのであれば、かつては、当然、相応の対応、反撃等を覚悟せねばならず、これが一つの抑止効果となっておりました。

ところが、匿名性が高いインターネットの普及によって、侮辱する側は、大した罪の意識もないまま手軽に、そして自らの姿を見せないまま侮辱の言動に及ぶことが多くなっている上、インターネットは拡散するスピードが速く、影響する範囲も全世界に及ぶことから、侮辱を受けることの被害はかつて考えられなかったほど甚大なものとなっております。

このSNSの誹謗中傷によりプロレスラーの木村花さんが若くして命を閉ざされて二年になろうとしておりますが、この間、こうしたネットの誹謗中傷に対して様々な活動をなされてきた木村花さんのお母様の響子さんは、被害者は普通の生活ができないほど心が壊されていると訴えております。

被害者は、心に深い傷を負うだけではなく、その被害を止めようとすると、膨大な手間と時間、費用を費やさなければなりませんが、たとえ侮辱罪で有罪になったとしても、現行法では、侮辱に対する罰則は三十日未満の拘留又は一万円未満の科料とされており、加害者の責任と被害者の心理的、金銭的負担のバランスが著しく取れていないのが現状です。

例えば、木村花さんが亡くなった事例では、投稿者は侮辱罪で有罪となりましたが、略式命令の内容は科料九千円というもので、多くの国民から余りにも軽過ぎるとの声が出されたことは当然であると感じるとともに、木村響子さんも、言論の自由は尊重されるべきだが、それに見合った責任も伴わせるべきという旨を語られておりました。

法定刑を、拘留、科料に加え、一年以下の懲役、禁錮又は三十万円以下の罰金に引き上げる今回の改正案により、被害実態と刑罰のバランスが現状よりは適正化されるため、卑劣な言動の抑止に一定程度はつながると考えるとともに、公訴時効を一年から三年に延ばすことに関しても、匿名性に隠れて人を誹謗中傷する者を特定するための時間の確保など、逃げ得を許さないためにも有効な手段であると考えます。

しかしながら、同時に考慮すべきことは、今回の厳罰化によって、民主主義の根幹であり、憲法に保障されている言論、表現の自由を萎縮させてはならないということであり、法務委員会の審議の中でも、侮辱罪の処罰範囲が不明確であることや、正当で自由な言論活動が阻害される可能性を排除し切ることができないという意見を始め、数々の課題、問題が指摘されてきました。

よって、本法改正案の附則において、インターネット上の誹謗中傷対策への適正な対処ができているかどうかや、表現の自由等の制約になっていないか等、施行後三年経過時に検証を行うといった委員会修正が加えられたことを踏まえ、法の運用に当たっては、十分な留意を求めるとともに、与野党で共同提案、採択された附帯決議を重く受け止めていただくことをお願いいたします。

また、立憲民主党提出の対案に関しては、侮辱罪の法定刑引上げだけでは的確に対応できないインターネット上の誹謗中傷等への対策として加害目的誹謗等罪の創設などを提案されたものと理解する次第ですが、その趣旨にあるように、内面における人格を保護法益とする規定を追加してしまうと、侮辱罪とは犯罪としての構成要件が異なるため、処罰される表現行為が広がることで、逆に表現の自由が侵害されるおそれもあります。

加えて、加害目的誹謗等罪においては、刑法二百三十条の二と同様の特例を定め、真実性の証明により、名誉毀損罪と同様に違法性阻却ができるとされていますが、事実を摘示しない場合は違法性が阻却されず、必ずしも政治的な言論が保護されるわけではありません。

このように、立憲案に関しては、法技術的な問題が解消されておらず、議論が未成熟ということもあり、残念ながら、現状においては賛成いたしかねます。

最後に、日本維新の会としては、今回の刑法改正に関しては賛意を示すものの、インターネットの誹謗中傷対策としてはこれで十分という見解には立っておらず、刑法の範囲に限定されない、インターネット誹謗中傷防止施策や被害者の救済施策、事業者の取組促進等施策など、総合的なインターネット上の誹謗中傷対策を推進するための維新独自法案を去る五月十二日に提出しております。こうした我々提案の施策を迅速、確実に図っていく決意を改めて表明するとともに、本法律案の成立後も引き続いてのインターネット上の誹謗中傷問題解決に向けた包括的な議論、施策を与野党一丸となって進めていくことをお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君　私は、日本共産党を代表して、刑法等の改定案に反対の討論を行います。（拍手）

本法案は、侮辱罪の法定刑に懲役、禁錮を追加する等の厳罰化をするものです。悪質な誹謗中傷対策として持ち出されたものですが、言論、表現を処罰の対象としながら、具体的にどのような表現が侮辱に当たるのかは、審議を通じても全く明らかになっておりません。

侮辱罪は、一八七五年に布告された讒謗律に由来し、新聞紙条例とともに、自由民権運動の弾圧に用いられました。

今日においても、北海道警察やじ排除事件に見られるように、捜査当局が政治的な表現の自由を侵害しています。地裁判決は警察の行為を違憲、違法と判断しましたが、政府は全く反省しておりません。

権力者や政府の政策に対する批判、批評を侮辱と認定し、捜査当局が恣意的な判断をしないとなぜ言えるのでしょうか。

しかも、本法案は、現行犯逮捕や教唆、幇助をした人の処罰を可能としています。例えば不起訴になったとしても、現行犯逮捕のインパクトは自由な言論、表現に対する脅威となり、言論活動の萎縮を招くことは明らかです。到底許されるものではありません。

本法案は、現行の懲役刑と禁錮刑を廃止し、新たに拘禁刑を創設します。現行法は、懲役については作業を義務づけていますが、禁錮については作業を義務づけておりません。ところが、本法案は、刑事施設長が自由裁量で全ての受刑者に対して作業と指導を義務づけます。一九〇七年に制定された刑法典の刑罰体系を根本から変え、厳罰化するという重大な改定です。

国連が被拘禁者処遇の最低基準を示したネルソン・マンデラ・ルールズは、犯罪をした人が社会に再統合されるようにすることが必要であると、刑務当局に対して、受刑者に適切かつ利用可能な教育そして職業訓練、作業その他援助を提供する義務を課しています。ゆえに、日本における作業の強制に対して、国連社会権規約委員会は、矯正の手段又は刑としての強制労働を廃止し、関係規定を修正、廃棄するよう勧告しているのです。

作業、指導を強制することは、受刑者の社会復帰に効果がないだけではなく、矯正実務にも大きな影響を及ぼします。

本法案は国際的な人権保障の流れに逆行するものであり、断じて認められないということを強調し、討論といたします。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　これより採決に入ります。

まず、日程第二、米山隆一君外二名提出、刑法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、刑法等の一部を改正する法律案及び日程第四、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の両案を一括して採決いたします。

日程第三の委員長の報告は修正、日程第四の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第五　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

（内閣提出、参議院送付）

○議長（細田博之君）　日程第五、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長平口洋君。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平口洋君登壇〕

○平口洋君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月八日参議院から送付され、五月十日本委員会に付託され、翌十一日金子農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨十八日質疑を行いました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出）

日程第七　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案（参議院提出）

○議長（細田博之君）　日程第六、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案、日程第七、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長橋本岳君。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案及び同報告書

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋本岳君登壇〕

○橋本岳君　ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案について申し上げます。

本案は、困難な問題を抱える女性への支援に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置及び女性自立支援施設の設置等について規定するほか、教育及び啓発、調査研究の推進等について定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、昨日、参議院厚生労働委員長代理者参議院議員山本香苗君から趣旨の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び提供に対する助成、障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるようにするための体制の整備充実等の基本的施策を定めようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る四月十三日本委員会に付託され、昨日、参議院厚生労働委員長代理者参議院議員川田龍平君から趣旨の説明を聴取し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（細田博之君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十分散会

出席国務大臣

法務大臣　古川禎久君
厚生労働大臣　後藤茂之君
農林水産大臣　金子原二郎君
国務大臣　金子恭之君

○議長の報告

（通知書受領）

一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
民事訴訟法等の一部を改正する法律
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

一、昨十八日、参議院議長から、国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）
令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
大石あきこ君　櫛渕万里君

財務金融委員
辞任　補欠
石原正敬君　保岡宏武君
江田憲司君　福田昭夫君
竹内譲君　平林晃君
田野瀬太道君　高見康裕君
高見康裕君　柳本顕君
保岡宏武君　石原正敬君
柳本顕君　田野瀬太道君
福田昭夫君　江田憲司君
平林晃君　竹内譲君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任　補欠
東国幹君　西野太亮君
国定勇人君　鈴木英敬君
中谷真一君　井野俊郎君
西野太亮君　東国幹君
井野俊郎君　中谷真一君
鈴木英敬君　国定勇人君

厚生労働委員
辞任　補欠
畦元将吾君　山口晋君
佐々木紀君　谷川とむ君
三谷英弘君　中川貴元君
山口晋君　畦元将吾君
谷川とむ君　佐々木紀君
中川貴元君　三谷英弘君

農林水産委員
辞任　補欠
上田英俊君　石原正敬君
石原正敬君　上田英俊君

国土交通委員
辞任　補欠
和田義明君　鈴木英敬君
稲富修二君　大串博志君
たがや亮君　櫛渕万里君
鈴木英敬君　和田義明君
大串博志君　稲富修二君
櫛渕万里君　たがや亮君

（議案提出）

一、去る十七日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

（議案送付）

一、去る十七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

一、去る十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
こども基本法案
石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案
国立国会図書館法等の一部を改正する法律案

一、去る十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
こども家庭庁設置法案
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
児童福祉法等の一部を改正する法律案

（議案通知）

一、去る十七日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
子ども育成基本法案（三木圭恵君外二名提出）
子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案（城井崇君外十一名提出）

（議案通知書受領）

一、昨十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
民事訴訟法等の一部を改正する法律案
国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律案

一、昨十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承諾することを議決した旨の通知書を受領した。
令和二年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）
令和二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）
令和二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）
令和二年度特別会計予算総則第十九条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第二百七回国会内閣提出、本院継続審査）

（答弁書受領）

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員長妻昭君提出「円安はプラス」との見解に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出欧米で禁止の農薬に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出存立危機事態における「着手」に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出生活保護の扶養照会に関する質問に対する答弁書

令和四年五月六日提出
質問第五八号

「円安はプラス」との見解に関する質問主意書

提出者　長妻昭

「円安はプラス」との見解に関する質問主意書

二〇二二年四月二十八日の会見で黒田日本銀行総裁は「円安がプラスという従来の評価を変えた

訳ではない」旨の発言をしている。同時に「短期間での過度な変動は、先行きに不確実性を高めて、企業の事業計画の策定を難しくする面もある」旨述べている。

そこで政府にお尋ねする。

「円安がプラス」というのは、「短期間での過度な変動」でない限りという留保条件付きの見解なのか。政府の認識を問う。

政府は、現在の円安の流れは「短期間での過度な変動」と捉えているのか。仮にそう捉えていたとしても、「円安がプラス」という見解は変えないのか。

円安の流れは日銀の政策によって生み出されたものとの認識か。これからも「短期間での過度な変動」でない限り、円安の流れは容認するという姿勢なのか。

円安のプラス面とマイナス面をそれぞれ数字でお示し願いたい。また、それぞれＧＤＰにどの程度影響するのかも併せて数字でお示し願いたい。

「円安がプラス」との見解について、誰にとってどのようにプラスなのか、わかりやすくお示し願いたい。

円安によって主に輸入物価が上がり、国民の生活を直撃している。これは円安のマイナス面として捉えているのか。この輸入物価上昇は消費にどの程度マイナスに作用するのか。また、ＧＤＰに対してはどの程度マイナスの影響を及ぼすのか。数字でお示し願いたい。

日本銀行は、「今年三月の輸入物価の上昇（前年比プラス三十三・四％）のうち、契約通貨分はプラス二十五・二％、為替分はプラス八・二％」と、「輸入物価の上昇に対する円安要因の寄与度は四分の一しかない」と説明している。仮に契約通貨分が変動しない場合、輸入物価の上昇に対する円安要因の寄与度が五十％を超えるのは、どのような円安水準となった場合か、数字をお示し願いたい。

政府は輸入物価が上がると格差の指標である相対的貧困率が悪化する傾向にあると理解しているか。そうであれば対策は考えているか。政府の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇八第五八号
令和四年五月十七日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員長妻昭君提出「円安はプラス」との見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出「円安はプラス」との見解に関する質問に対する答弁書

「「円安がプラス」というのは、「短期間での過度な変動」でない限りという留保条件付きの見解なのか。」、「政府は、現在の円安の流れは「短期間での過度な変動」と捉えているのか。仮にそう捉えていたとしても、「円安がプラス」という見解は変えないのか。」、「これからも「短期間での過度な変動」でない限り、円安の流れは容認するという姿勢なのか。」及び「「円安がプラス」との見解について、誰にとってどのようにプラスなのか、わかりやすくお示し願いたい。」とのお尋ねについては、黒田日本銀行総裁の個別の発言の内容に関わるもの又はそれを前提としたものであり、政府としては、お答えすることは差し控えたい。

「円安の流れは日銀の政策によって生み出されたものとの認識か。」とのお尋ねについては、為替レートは、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、一概にお答えすることは困難である。

「円安のプラス面とマイナス面をそれぞれ数字でお示し願いたい。また、それぞれＧＤＰにどの程度影響するのかも併せて数字でお示し願いたい。」とのお尋ねについては、「円安のプラス面とマイナス面」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

「円安によって主に輸入物価が上がり、国民の生活を直撃している。これは円安のマイナス面として捉えているのか。この輸入物価上昇は消費にどの程度マイナスに作用するのか。また、ＧＤＰに対してはどの程度マイナスの影響を及ぼすのか。数字でお示し願いたい。」とのお尋ねについては、「円安のマイナス面」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和四年四月二十六日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、「我が国では、多くの原材料や穀物等を輸入で賄っているため、輸入物価や企業物価が国際商品市況の変動の影響を強く受けるが、このような価格高騰が、マインドの悪化や実質購買力低下を通じて、民間消費や企業活動を下押しするなど、実体経済への影響が顕在化する可能性が生じている」としつつ、「最近の円安の進行による輸入物価の上昇が家計や輸入企業等に与える影響にも注意が必要である」としている。また、この輸入物価の上昇による消費やＧＤＰに対する影響については、家計や企業の反応等の不確実な要素が多いことから、一概にお答えすることは困難である。

「仮に契約通貨分が変動しない場合、輸入物価の上昇に対する円安要因の寄与度が五十％を超えるのは、どのような円安水準となった場合か、数字をお示し願いたい。」とのお尋ねについては、その趣旨が明らかではないことから、お答えすることは困難である。

「政府は輸入物価が上がると格差の指標である相対的貧困率が悪化する傾向にあると理解しているか。そうであれば対策は考えているか。」とのお尋ねについては、相対的貧困率の計算において用いる可処分所得が、物価動向を含め、経済状況等の様々な要因の影響を受けることから、一概にお答えすることは困難である。

令和四年五月六日提出
質問第五九号

欧米で禁止の農薬に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

欧米で禁止の農薬に関する質問主意書

欧米で使用が禁止されている農薬について日本での対応についてお尋ねする。

二〇二二年四月二十日の衆議院厚生労働委員会において、欧米で使用が禁止されている農薬について、その理由に関する質問をした。

ネオニコチノイド系の殺虫剤チアクロプリドについては、二〇二〇年一月にＥＵで使用禁止となったが、その理由について政府は「当該成分を人への生殖毒性があると推定されるものとした欧州化学品庁の分類結果等に基づいて、欧州食品安全機関が人の健康に及ぼす影響への懸念等も示した評価結果を提出したことを考慮し、欧州委員会が決定した」と答弁した。

ここでいう生殖毒性とは具体的にどのようなことか、政府が把握するところをわかりやすく説明願いたい。

また、有機リン酸系の殺虫剤クロルピリホスは二〇二二年二月に米国で食用作物への使用が禁止となったが、その理由について政府は「食品、飲料水等からの暴露量が神経毒性及び発達神経毒性の懸念されるレベルを超えることを踏まえ」と答弁した。

ここでいう「神経毒性」「発達神経毒性」とは具体的になにか、政府が把握するところをそれぞれ分

かりやすくお示し願いたい。また、「発達神経毒性」とは、いわゆる発達障害に関係するものか。

この有機リン酸系の殺虫剤クロルピリホスは、二〇二〇年一月にEUでも使用が禁止された。その理由について政府は「遺伝毒性に懸念があること、発達神経毒性に影響が認められ、生殖毒性が懸念されること」と答弁した。

ここでいう「遺伝毒性」「発達神経毒性」「生殖毒性」とは具体的になにか、政府が把握するところをそれぞれ分かりやすくお示し願いたい。

また、除草剤であるパラコートについてEUで使用が禁止されているが、その時期と理由について、政府が把握するところをお示し願いたい。

日本では、チアクロプリドについては、二〇一八年十月に、クロルピリホスについては、二〇一八年七月にそれぞれ食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたが使用禁止にはなっていない。この評価は、欧米で禁止される以前のもので、日本では欧米で禁止されて以降は評価・検査がなされてない。

欧米での禁止を受けて、日本でも緊急に健康影響への評価・検査をすべきと考えるがいかがか。再評価の仕組みを使って評価・検査をするとしているが、未だ評価・検査すら始まっていない。何年後までに評価・検査を終えるのか、およその年数をお示し願いたい。

再評価の仕組みでは、健康影響を調査するために、政府や大学等の研究機関で、改めて実験・検査などはしないと聞くが、それは事実か。政府や大学等の研究機関で、実験・検査などをして検証する必要があると考えるが、いかがか。

また、再評価の仕組みでは、農薬メーカーの提出した検査資料等を読み込むことが中心となり、欧米に比べチェックが甘いという指摘がある。現行の再評価の仕組みではなく、政府や大学等の研究機関で、改めて実験・検査ができる新たな仕組みをはじめるべきと考えるがいかがか。また、広く海外の論文なども参考にすべきと考えるがいかがか。

これまで日本で、健康上の理由で使用が禁止された農薬はどのようなものがあるか、理由と品目をお示し願いたい。

食品安全委員会は独立した機関だが、その独立性に疑問がある。食品安全委員会のすべての歴代事務局長の出身省庁と事務局長を辞めた後に出身省庁に戻ったか否かをお示し願いたい。事務局長経験者が農薬や食品関係企業に再就職した事例はあるのかお示し願いたい。事務局長は就任したら出身省庁に戻れないノーリターンルールにすべきと考えるがいかがか。農林水産省出身者が事務局長に座っていると農薬へのチェックが甘くなるという指摘もある。政府はどう考えるか。

特にEUでは予防原則という有害性が確実に認定される前に規制するという考え方がある。日本ではこの考え方は採用しないのか。

欧米では健康上の理由で禁止されている農薬が日本では野放しにされている。この現状について内閣の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二〇八第五九号
令和四年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員長妻昭君提出欧米で禁止の農薬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出欧米で禁止の農薬に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「殺虫剤チアクロプリド」及び「殺虫剤クロルピリホス」に係る「生殖毒性」については、食品安全委員会のウェブサイトに掲載している「食品の安全性に関する用語集」（以下「用語集」という。）にあるとおり「化学物質などが生殖・発生の過程に有害な反応を引き起こすこと」と解している。

お尋ねの「殺虫剤クロルピリホス」に係る「神経毒性」については、用語集にあるとおり「化学物質へのばく露や物理的要因により、中枢神経系や末梢神経系の機能及び組織に生ずる有害影響」と解している。

お尋ねの「殺虫剤クロルピリホス」に係る「発達神経毒性」については、用語集にあるとおり「化学物質や放射線等の因子が出生前から若齢期にかけて神経系の構造又は機能に及ぼす影響」と解している。お尋ねの「いわゆる発達障害に関係するもの」の意味するところが必ずしも明らかではないが、米国環境保護庁は、「殺虫剤クロルピリホス」について「発達神経毒性」の評価を示した公表資料において、注意欠陥多動性障害、広汎性発達障害等の発生頻度と臍帯血中に含まれる「殺虫剤クロルピリホス」の濃度との間に因果関係があるとは結論付けられていない旨を記載していると承知している。

お尋ねの「殺虫剤クロルピリホス」に係る「遺伝毒性」については、用語集にあるとおり「物質が直接的又は間接的にＤＮＡに変化を与える性質」と解している。

お尋ねの「除草剤であるパラコート」については、平成十六年に欧州連合において使用可能な農薬の有効成分としての登録がなされたが、平成十九年に欧州連合の裁判所において登録に必要な要件を満たしていないこと等の理由により、当該登録が無効であるとの判決が出されたため「ＥＵで使用が禁止されている」と承知している。

お尋ねの「健康影響への評価・検査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、チアクロプリド又はクロルピリホスの食品を通じた人の健康に及ぼす影響については、食品安全委員会において、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項に規定する食品健康影響評価（以下「食品健康影響評価」という。）を行い、直近では、それぞれ平成三十年十月二十三日及び同年七月二十四日に、その結果を取りまとめたところであり、当該結果等を踏まえ農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に基づきこれらの物質を有効成分とする農薬が登録されている。その後においても、当該農薬を適正に使用した場合における健康被害の報告等がないため、現時点において、食品健康影響評価を行う必要があるとは考えていない。

「何年後までに評価・検査を終えるのか」とのお尋ねについては、農薬取締法第八条第一項の規定による再評価（以下単に「再評価」という。）に係る制度が農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行により我が国で新たに導入されたものであり、全ての登録された農薬について有効成分ごとに評価を行うこととされているところ、現時点においては再評価を行った実績がないこと、再評価を受けるべき者から提出される試験成績、少なくとも過去十五年分の公表文献等を基に専門家の意見も踏まえながら農薬の安全性その他の品質に関する審査を行う必要があること等から、予断を持ってお答えすることは困難である。

お尋ねの「実験・検査など」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農薬取締法第三条第一項の農薬の登録に係る審査と同様に、再評価においても同法第八条の規定において再評価を受けるべき者から提出される試験成績等を基に審査を行うこととされており、同条の規定において「政府や大学等の研究機関で」試験を行うこととはされていない。

再評価を受けるべき者から提出される試験成績

に係る試験のうち人に対する影響に関する試験（解毒方法又は救命処置方法の検索に関する試験等を除く。）については、経済協力開発機構が作成した試験方法に関するガイドライン及び試験を行う施設が満たすべき要件に関する基準に従って行われることとされており、当該人に対する影響に関する試験及びその試験成績の信頼性は確保されているものと考えている。また、欧州連合及び米国における再評価に相当する制度についても、農薬の製造者等から提出される試験成績等を基に審査を行うこととされており、このほかに「政府や大学等の研究機関で、改めて」試験を行うこととはされていないものと承知している。こうしたことから、再評価において、また、「現行の再評価の仕組みではなく」、「政府や大学等の研究機関で、改めて」試験を行うことが必要とは考えていない。

再評価においては、御指摘の「海外の論文」も含め、「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」（令和三年九月二十二日農業資材審議会農薬分科会決定）及び「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」（令和三年三月十八日食品安全委員会農薬第一専門調査会決定）に基づき、収集及び選択をされた人に対する影響に関する公表文献を含む最新の科学的知見に基づき審査を行うこととしているところである。

お尋ねの「日本で、健康上の理由で使用が禁止された農薬」については、例えば、ＰＣＰ（ペンタクロロフェノール）、ＣＮＰ（二・四・六―トリクロロフェニル―四―ニトロフェニルエーテル）及びＰＣＮＢ（ペンタクロロニトロベンゼン）を有効成分とする農薬は、ダイオキシン類を含有することを理由として、農薬取締法第十八条第二項及び第二十四条の規定によりその販売及び使用が禁止されているところである。

食品安全委員会事務局長（以下単に「事務局長」という。）について、お尋ねの「歴代事務局長の出身省庁」は全て農林水産省であり、これまでに事務局長の職を退任した者（以下「事務局長経験者」という。）六人のうち五人が当該職の退任後同省へ出向した。事務局長経験者の国家公務員の退職後における再就職の状況については、公務を離れた個人の情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの全てにお答えすることは困難であるが、「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十五の規定等に基づき既に公表されている範囲において調べた限りでは、事務局長経験者が食品関連企業に再就職した事例がある。食品安全委員会は、食品安全基本法第十一条第三項、第二十三条第一項第二号及び第二十四条の規定に基づき、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行わなければならず、また、事務局長は、同法第三十七条第三項の規定に基づき、委員長の命を受けて、局務を掌理し、適正な事務の遂行に努めていることから、「農薬へのチェックが甘くなる」との御指摘は当たらないと考えており、お尋ねの「事務局長は就任したら出身省庁に戻れない」こととする措置が必要であるとは考えていない。

御指摘の「ＥＵでは予防原則という有害性が確実に認定される前に規制するという考え方がある」及び「欧米では健康上の理由で禁止されている農薬が日本では野放しにされている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国においては、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用並びに食品の安全性を確保するため、食品安全基本法、農薬取締法及び食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づき、関係府省が連携し、科学的知見に基づく評価等を行い、その結果を踏まえ、農薬取締法に基づき、安全性その他の品質に問題がないと確認された農薬を使用可能なものとして登録し、販売及び使用の規制等を行っているところである。

令和四年五月六日提出
質問第六〇号

知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問主意書

知床沖において観光船の痛ましい事故が発生した。当該観光船を運航していた有限会社「知床遊覧船」（以下、当該会社）の事故を起こした小型船舶（以下、当該船舶）に対する検査について、政府が把握するところをお尋ねする。

事故前の四月二十日に当該船舶を、船舶安全法に基づき、認可法人である日本小型船舶検査機構が検査をした事実はあるか。

検査の詳細な内容と検査時間をお教え願いたい。

その際に、無線設備について携帯電話に変更したい、旨の申し出があったことは事実か。また、日本小型船舶検査機構の検査官は、その携帯電話が全航路をカバーしてない（通じない）、エリア外であることを認識しながら、変更を認めた事実はあるのか。そうだとすれば、なぜ、認めてしまったのか。

四月二十日の当該船舶に対する検査について適切に実施されたのか否か、内閣の見解を問う。また、不適切な部分があったとすれば、そのすべてを具体的にお示し願いたい。

また、現時点で、当該会社が、安全管理規程に違反していたと考えられるのは何点あり、どのような内容か。お示し願いたい。

今回の事故を受けて、内閣として小型船舶検査に関する改善策、または営業許可のあり方含め、事故再発防止策としてどのようなことをお考えか、お示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二〇八第六〇号
令和四年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員長妻昭君提出知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出知床沖で事故を起こした観光船への検査等に関する質問に対する答弁書

日本小型船舶検査機構（以下「機構」という。）からは、令和四年四月二十日午後一時三十分頃から約四十五分間、機構が、御指摘の「当該船舶」に施設された船体、機関、救命設備、消防設備、無線設備等について、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第二号に規定する中間検査を実施したと聞いている。

機構からは、当該中間検査において、「当該船舶」の船舶所有者である御指摘の「当該会社」が、「当該船舶」に施設される無線設備について、ＫＤＤＩ株式会社が提供する携帯電話サービスに係る携帯電話に変更することを申し出たと聞いている。また、機構からは、「当該船舶」の船長から当該携帯電話により陸上との間で常時通信できる旨の申告を受けたこと等から、当該変更を認めたと聞いている。

機構から当該中間検査は機構の定める検査方法に従い実施されたものと聞いているが、詳細の把握に努めているところであり、「四月二十日の当

該船舶に対する検査について適切に実施されたのか否か、内閣の見解を問う。また、不適切な部分があったとすれば、そのすべてを具体的にお示し願いたい」とのお尋ねについては、現時点でお答えすることは困難であるが、いずれにしても、政府としては、「知床遊覧船事故対策検討委員会」を開催し、小型船舶を使用する旅客輸送について、船舶検査の実効性の向上を含め、安全対策を総合的に検討することとしている。

「現時点で、当該会社が、安全管理規程に違反していたと考えられるのは何点あり、どのような内容か」とのお尋ねについては、現在、「当該会社」に対し、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十五条第一項の規定に基づく立入検査を実施しているところであり、お答えすることは困難である。

「今回の事故を受けて、内閣として小型船舶検査に関する改善策、または営業許可のあり方含め、事故再発防止策としてどのようなことをお考えか」とのお尋ねについては、先に述べたとおり、政府としては、「知床遊覧船事故対策検討委員会」を開催し、小型船舶を使用する旅客輸送について、船舶検査の実効性の向上や事業参入の際の安全確保に関するチェックの強化を含め、安全対策を総合的に検討することとしている。

令和四年五月六日提出
質問第六一一号

存立危機事態における「着手」に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

存立危機事態における「着手」に関する質問主意書

存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」に関してお尋ねする。

ここでいう「発生」は「着手」も含むと考えてよいか。

個別的自衛権発動の要件の一つ、「我が国に対する武力攻撃の発生」には、「我が国に対する武力攻撃の着手」が含まれるというのが従来の政府答弁であり、「どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり」と説明している。

存立危機事態における「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の着手」をどの時点で見るべきかは、同様に「その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり」ということでよろしいか。お示し願いたい。

仮に「着手」と見て、存立危機事態が認定され他の条件も満たし、日本の自衛権が発動され武力行使が認められた場合、いわゆる敵基地攻撃（自民党によると反撃力）は、「万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理上の自衛の範囲に含まれ、可能」であるのか、お教え願いたい。

政府は従来より、「政府としては、従来から、弾道弾等による攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理上の自衛の範囲に含まれ、可能と考えてきております」との答弁をしているが、これはあくまでも個別的自衛権の話である。この答弁でいう「誘導弾等による攻撃」が「密接に関係する他国」へのものであっても、この答弁でいう「そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、憲法上、法理上の自衛の範囲に含まれ、可能」となるのか。

右質問する。

内閣衆質二〇八第六一号
令和四年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員長妻昭君提出存立危機事態における「着手」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出存立危機事態における「着手」に関する質問に対する答弁書

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号に規定する「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生」した時点は、当該他国に対する武力攻撃の着手があった時点であると解され、どの時点で武力攻撃の着手があったと見るべきかについては、その時点の国際情勢、相手方の明示された意図、攻撃の手段、態様等によるものであり、個別具体的な状況に即して判断する必要がある。

また、お尋ねの「いわゆる敵基地攻撃（自民党によると反撃力）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと解してきている。

他方、政府としては、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定。以下「閣議決定」という。）を決定する以前から、誘導弾等の基地をたたくなどの他国の領域における武力行動で「自衛権発動の三要件」に該当するものがあれば、憲法上の理論としてはそのような行動をとることが許されないわけではないとしてきており、このような考え方は、限定的な集団的自衛権の行使も含め、閣議決定において示した、「武力の行使」の三要件の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えている。

令和四年五月六日提出
質問第六一二号

生活保護の扶養照会に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

生活保護の扶養照会に関する質問主意書

ホームレス等の方々とお話しすると生活保護を受けたいが、受けない理由として、扶養照会で家族や親族に知られてしまうことを挙げる方が多い。支援団体の調査でも同様の結果がある。先進国と比べて非常に厳しい扶養照会制度を改善しなければ憲法第二十五条の理念が全うできないのではないか。

そこでお尋ねする。

申請者が扶養照会を拒んだ場合、扶養照会を全くせずに、保護適用の可否の審査に進むことは法律を改正せずとも（通知等を変更すれば）可能か。

また、その際、扶養照会を拒み、それをしなかったことが保護適用の可否の審査に影響を与えないようにすることも法律を改正せずとも（通知等を変更すれば）可能か。

右質問する。

内閣衆質二〇八第六二号
令和四年五月十七日
内閣総理大臣　岸田　文雄
衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員長妻昭君提出生活保護の扶養照会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出生活保護の扶養照会に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「扶養照会を拒んだ場合、扶養照会を全くせず」、「保護適用の可否の審査に影響を与えないようにする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四条第二項において、「民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者の扶養・・・は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されており、御指摘の「扶養照会」（以下「扶養照会」という。）は、扶養義務者による扶養義務の履行の可否及び程度を確認するために必要な手続である。なお、扶養照会については、厚生労働省において、都道府県等に対し、「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」（令和三年二月二十六日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）において、「要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査」を行った結果、「「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で・・・扶養照会を行わないこととして差し支えない」と示しているところであり、生活保護法第十九条に規定する保護の実施機関においては、要保護者が扶養照会を拒んでいるか否かにかかわらず、要保護者等からの聞き取り等を踏まえた慎重な検討により、扶養照会の要否の判断が行われるものであり、その結果、扶養照会を行わない場合においても、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）等に基づき、保護の要否の判断が行われるものである。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年三月四日
内閣総理大臣　岸田　文雄

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

（資金決済に関する法律の一部改正）

第一条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条）」を「第六十二条の二）」に、「第三章の二　暗号資産」を「第三章の二　電子決済手段等（第六十二条の三―第六十二条の九）　第四節　雑則（第六十二条の十―第六十二条の十七）　第三章の三　暗号資産等清算事務（第六十二条の十八―第六十二条の二十四）　第四節　雑則（第六十二条の二十五―第六十三条）」に、「第四章　資金清算」を「第四章　為替取引等清算事務（第六十三条の二十―第六十三条の三十一）　第一節　総則（第六十三条の二十一―第六十三条の三十二）　第二節　業務（第六十三条の三十三―第六十三条の三十七）　第三節　監督（第六十三条の三十八―第六十三条の四十二）　第四節　雑則（第六十三条の四十三）　第四章の二　資金清算分析（第六十三条の二十三―第六十三条の二十六）　第六十三条の二十七―第六十三条の三十一）　第六十三条の三十二―第六十三条の三十七）　第六十三条の三十八―第六十三条の四十二）」に改める。

第一条中「暗号資産の交換等」を「電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析」に改める。

第二条第四項中「許可」を削り、同条第五項中「暗号資産」を「電子決済手段」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「物品」を「物品等」に、「ものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産」を「通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）」に改め、「できるもの」の下に「（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項第二号中「できるもの」の下に「（次号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　特定信託受益権

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第十九項を同条第三十一項とし、同条第十八項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは」を「第二条第二項に規定する信託会社若しくは同条第六項に規定する」に、「をいう」を「（次項において「信託銀行等」という。）をいう」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

27　この法律において「特定信託会社」とは、特定信託受益権を発行する信託会社等（信託銀行等を除く。）のうち政令で定めるものをいう。

28　この法律において「特定信託為替取引」とは、特定信託受益権の発行による為替取引を行う。

第二条第十五項中「及び」を「、電子決済手段等取引業務（電子決済手段等取引業者が行う第十項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十二条の十六第一項第一号において同じ。）及び」に、「第七項各号」を「第十五項各号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十四項中「苦情処理手続（資金移動業」の下に「（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。）、電子決済手段等取引業」を、「紛争解決手続（資金移動業」の下に「、電子決済手段等取引業」を加え、同項を同条第二十四項とし、同条第十三項を同条第二十三項とし、同条第十項から第十二項までを十項ずつ繰り下げ、同条第九項中「許可」を削り、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18　この法律において「為替取引分析業」とは、複数の金融機関等（銀行等その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引（これに準ずるものとして主務省令で定めるものを含む。以下この項及び第四章において同じ。）に関し、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一　当該為替取引が外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条各号（同法第十七条の三その他政令で定める規定において準用する場合を含む。）に掲げる支払等（同法第八条に規定する支払等をいう。）に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

二　当該為替取引が国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に

関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第九条に規定する公告国際テロリストその他これに準ずる者として主務省令で定める者に係る為替取引に該当するかどうかを分析し、その結果を当該金融機関等に通知すること。

三　当該為替取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第八条第一項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を当該金融機関等に通知すること。

19　この法律において「為替取引分析業者」とは、第六十三条の二十三の許可を受けた者をいう。

第二条第八項を同条第十六項とし、同条第七項中「及び」を「又は」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項を同条第七項とし、同項の次に次の七項を加える。

8　この法律において「有価証券」とは、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（電子記録債権法第二条第一項に規定する電子記録債権に該当するものを除く。）をいう。

9　この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。

10　この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一　電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二　前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三　他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。

四　資金移動業者の委託を受けて、当該資金移動業者に代わって利用者（当該資金移動業者との間で為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結している者に限る。）との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該契約に基づき資金を移動させ、当該資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取った資金の額に相当する為替取引に関する債務に係る債権の額を増加させること。

11　この法律において「電子決済手段関連業務」とは、電子決済手段の交換等又は電子決済手段の管理をいう。

12　この法律において「電子決済手段等取引業者」とは、第六十二条の三の登録を受けた者をいう。

13　この法律において「外国電子決済手段等取引業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十二条の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段等取引業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十項第四号に掲げる行為に相当する行為を業として行う者をいう。

14　この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号に規定する権利を表示するものを除く。

一　物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二　不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

第二条第五項の次に次の一項を加える。

6　この法律において「物品等」とは、物品その他の財産的価値（本邦通貨及び外国通貨を除く。）をいう。

第三条第一項各号中「物品」を「物品等」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号並びに同条第三項及び第四項中「物品」を「物品等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　この章において「高額電子移転可能型前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一　第三者型前払式支払手段のうち、その未使用残高（第一項第一号の前払式支払手段にあっては代価の弁済に充てることができる金額をいい、同項第二号の前払式支払手段にあっては給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を内閣府令で定めるところにより金銭に換算した金額をいう。以下この号及び次項並びに第十一条の二第一項第一号において同じ。）が前払式支払手段記録口座に記録されるものであって、電子情報処理組織を用いて移転をすることができるもの（移転が可能な一件当たりの未使用残高の額又は移転が可能な一定の期間内の未使用残高の総額が高額であることその他の前払式支払手段の利用者の保護に欠け、又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）

二　前号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

9　この章において「前払式支払手段記録口座」とは、前払式支払手段発行者が自ら発行した前払式支払手段ごとにその内容の記録を行う口座（当該口座に記録される未使用残高の上限額が高額として内閣府令で定める額を超えるものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものに限る。）をいう。

第五条第一項第七号及び第八条第一項第六号中「物品」を「物品等」に改める。

第十条第一項第三号及び第四号中「物品」を「物品等」に改め、同項第七号中「許可」を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（業務実施計画の届出）

第十一条の二　前払式支払手段発行者は、高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　当該高額電子移転可能型前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録される未使用残高の上限額を定める場合にあっては、当該上限額

二　当該高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務を行うために使用する電子情報処理組織の管理の方法

三　その他高額電子移転可能型前払式支払手段の利用者の保護を図り、及び高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣府令で定める事項

2　前払式支払手段発行者は、前項の規定により届け出た業務実施計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十三条第一項第三号中「物品」を「物品等」に改める。

第三十六条の二第一項中「のうち」を「（特定資金移動業を除く。第四項を除き、以下同じ。）のうち」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この章において「特定資金移動業」とは、資金移動業のうち、特定信託為替取引のみを業として営むことをいう。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（特定信託会社に関する特例）

第三十七条の二　特定信託会社は、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しない場合には、銀行法第四条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、特定資金移動業を営むことができる。

2　特定信託会社が前項の規定により特定資金移動業を営む場合においては、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を資金移動業者とそれぞれみなして、第二条第二十四項及び第二十五項、第三十九条、第四十条の二、第四十一条（第一項及び第二項を除く。）、第四十二条、第四十九条から第五十一条まで、第五十一条の四から第五十三条（第二項各号及び第三項各号を除く。）まで、第五十四条から第五十六条第一項まで、第五十八条、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二条の八、第五章、第六章、第百二条並びに第百三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二条第二十五項	資金移動業務	特定資金移動業務
第三十九条第一項	第三十七条の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか	第三十七条の二第三項の規定による届出があったときは
	資金移動業者登録簿に登録し	特定信託会社名簿に登載し
第三十九条第一項第一号	前条第一項各号に掲げる	当該届出をした者に係る特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める

第三十九条第一項第二号	登録を	登載を
	登録申請者	第三十七条の二第三項の規定による届出をした者
第三十九条第三項	資金移動業者登録簿	特定信託会社名簿
第四十条の二第一項	第一種資金移動業を	少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として
第四十一条第三項	第三十八条第一項第八号に掲げる事項	特定資金移動業の内容及び方法
第四十一条第四項	第三十八条第一項各号のいずれかに変更	第三十九条第一項第一号に変更
	除き、同項第七号に掲げる事項の変更にあっては、一の種別の資金移動業の全部を廃止したことによるものに限る	除く
第四十一条第五項	資金移動業者登録簿に登録し	特定信託会社名簿に登載し
第五十一条	提供、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置	提供
第五十一条の四第一項第一号	指定資金移動業務紛争解決機関が資金移動業務	指定特定資金移動業務紛争解決機関が特定資金移動業務
第五十一条の四第一項第二号、第二項及び第三項	指定資金移動業務紛争解決機関	指定特定資金移動業務紛争解決機関
第五十三条第二項	次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める	特定信託為替取引に関し負担する債務の額に関する
第五十三条第三項	次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に	財務に関する書類その他の内閣府令で

第五十六条第一項	次の各号のいずれか	第三号又は第四号
第五十六条第一項第三号	第三十七条の登録を取り消し	特定資金移動業の廃止を命じ
	第一種資金移動業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として
第五十八条	第五十六条第一項又は第二項	第五十六条第一項
第六十一条第二号	第五十九条第二項第二号に掲げる	当該特定信託会社について破産手続開始の申立て等が行われた
第六十一条第二項	当該資金移動業者の第三十七条の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十一条第五項	を除く	及び新たな受託者（信託会社等に該当するものに限る。）が就任した場合を除く
第六十一条第六項	外国資金移動業者	外国信託会社（信託業法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。次項において同じ。）
	同法	会社法
第六十一条第七項	外国資金移動業者	外国信託会社
第六十二条第一項	又は第二項の規定により第三十七条の登録を取り消された	の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める
第百一条第二項の表第二条第二十八項の項	第三十六条の二第一項	第三十六条の二第四項
第百一条第二項の表第二条第三十一項の項及び第五十二条の七十三第三項第二号の項	資金移動業務	特定資金移動業務
第百八条第一号	第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業を	同項に規定する少額として政令で定める額を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として

3　特定信託会社は、第一項の規定により特定資金移動業を営もうとするときは、内閣府令で定めるところにより、第四十条第一項第七号及び第八号に該当しないことを誓約する書面、特定資金移動業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付して、その旨、特定資金移動業の内容及び方法その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　第一項の規定により特定資金移動業を営む特定信託会社は、当該特定資金移動業に係る特定信託受益権の受益者が信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還を請求した場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部を解約することによりその請求に応じなければならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十八条第一項中「前条」を「第三十七条」に改め、同項第四号中「。第四十条第一項第十号において同じ」を削り、同項第七号中「この章」の下に「及び第百七条第六号」を加える。

第四十条第一項第七号中「登録を取り消され」の下に「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に「、許可」を加え、「許可」を削り、同項第十号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号ニ中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「又は」を「若しくは信託業法又は」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「若しくは」を「、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に、「又は」を「若しくは信託業法又は」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第四十一条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第四十五条の二第二項中「第五十三条第三項第二号において」を「以下」に改める。

第五十一条の四第五項中「に」を「第六十二条の十六第五項及び第六十三条の十二第五項において同じ。」に」に改める。

第六十一条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお資金移動業者とみなす。

第六十二条第一項中「若しくは」を「又は」に、「、又は前条第二項の規定により第三十七条の

登録が効力を失ったときは」を「（資金移動業の利用者の保護に欠け、又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該資金移動業者であった者は、その行う為替取引に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において」に、「その行う為替取引に関し負担する」を「当該」に改め、同条第二項中「履行を」の下に「速やかに完了しなければならない。この場合において、当該資金移動業者は、当該債務の履行を」を加える。

第六十三条の見出し中「外国資金移動業者」を「外国資金移動業者等」に改め、同条中「は、」を「及び信託業法第二条第五項に規定する外国信託業者（第三十七条の二第三項の規定による届出をしている外国信託会社（同法第二条第六項に規定する外国信託会社をいう。）を除く。）は、」に改め、同条を第六十二条の二とする。

第六十三条の三第一項第四号中「。第六十三条の五第一項第十一号において同じ」を削る。

第六十三条の五第一項第八号中「第六十三条の十七第一項」を「第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、若しくは第六十三条の十七第一項」に改め、「許可」を削り、同項第十一号中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは執行役」に、「国内における代表者を含む」を「外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする」に改め、同号ホ中「許可」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十三条の九の三第一号中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第六十三条の十一第三項中「（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）」を削る。

第六十三条の十二第五項中「（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）」を削る。

第六十三条の十四第二項中「第二条第七項第三号」を「第二条第十五項第三号」に改める。

第六十三条の二十第二項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第六十三条の二十一の見出し中「取消し等」を「取消し」に改め、同条中「若しくは」を「又は」に、「、又は前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失ったときは」を「（暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該暗号資産交換業者であった者は、その行う暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において」に、「その行う暗号資産の交換等に関し負担する」及び「その行う暗号資産交換業に関し管理する利用者の」を「当該」に改める。

第六十三条の二十二中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

第三章の二を第三章の三とし、第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　電子決済手段等

第一節　総則

（電子決済手段等取引業者の登録）

第六十二条の三　電子決済手段等取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行ってはならない。

（登録の申請）

第六十二条の四　前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号及び住所

二　資本金の額

三　電子決済手段等取引業に係る営業所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役とし、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役とし、外国電子決済手段等取引業者にあっては外国の法令上これらに相当する者とする。）の氏名

五　会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六　外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者の氏名

七　電子決済手段等取引業の業務の種別（電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十二条の七第一項、第六十二条の二十六第二項及び第百七条第九号において同じ。）

八　電子決済手段関連業務を行う場合にあっては、取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

九　第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を行う場合にあっては、同号の資金移動業者の商号及び住所

十　電子決済手段等取引業の内容及び方法

十一　電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十二　他に事業を行っているときは、その事業の種類

十三　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、第六十二条の六第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（電子決済手段等取引業者登録簿）

第六十二条の五　内閣総理大臣は、第六十二条の三の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六十二条の六　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　株式会社又は外国電子決済手段等取引業者（国内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二　外国電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三　電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四　電子決済手段等取引業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五　この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六　電子決済手段等取引業者をその会員（第八十七条第二号に規定する会員をいう。）とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人（電子決済手段関連業務を行う者に限る。）であって、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則（電子決済手段等取引業の利用者の保護又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。）に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

七　他の電子決済手段等取引業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済手段等取引業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

八　第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

九　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業（第三十六条の二第四項に規定する特定資金移動業をいう。以下同じ。）の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

十　この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

十一　他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十二　取締役、監査役若しくは執行役又は会計参与（外国電子決済手段等取引業者にあっては、外国の法令上これらに相当する者又は国内における代表者とする。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　心身の故障のため電子決済手段等取引業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　電子決済手段等取引業者が第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2　内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第六十二条の七　電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2　前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十二条の四第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第六十二条の六第一項各号」とあるのは「第六十二条の六第一項各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と、第六十二条の五第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第七号に掲げる事項の変更に係る」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第二号及び第七号から第十二号までを除く。）」と読み替えるものとする。

3　電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項第八号から第十号までに掲げる事項

のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　電子決済手段等取引業者は、第六十二条の四第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合及び前項の規定による届出をした場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を電子決済手段等取引業者登録簿に登録しなければならない。

（電子決済手段を発行する者に関する特例）

第六十二条の八　銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者（以下この条において「発行者」という。）は、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しない場合には、第六十二条の三の規定にかかわらず、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業（電子決済手段関連業務に限る。以下この条及び第百十三条第二号において同じ。）を行うことができる。

2　発行者が前項の規定により電子決済手段等取引業を行う場合においては、当該発行者を電子決済手段等取引業者とみなして、第二条第二十五項、第六十二条の五、前条第三項から第五項まで、次条から第六十二条の十二まで、第六十二条の十四、第六十二条の十六から第六十二条の二十二第一項まで、第六十二条の二十四から第六十二条の二十六第一項まで、第五章、第六章、第百二条及び第百三条の規定並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十二条の五第一項	第六十二条の三の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか	第六十二条の八第三項の規定による届出があったときは
	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	名簿に登録し
第六十二条の五第一項第一号	前条第一項各号	前条第一項各号（第九号を除く。）
第六十二条の五第一項第二号	登録年月日及び登録番号	届出年月日及び届出受理番号
第六十二条の五第二項	登録を	登載を
	登録申請者	第六十二条の八第三項の規定による届出をした者

第六十二条の五第三項	電子決済手段等取引業者登録簿	第一項の名簿
前条第三項	から第十号まで	又は第十号
前条第四項	第六十二条の四第一項各号	第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）
前条第五項	電子決済手段等取引業者登録簿に登録し	第六十二条の五第一項の名簿に登載し
第六十二条の十二	より、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明	より
第六十二条の十七第一項	利用者	利用者と、同法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「資金決済に関する法律第六十二条の八第三項の規定による届出の受理番号
第六十二条の二十二第一項	次の各号のいずれか	第三号
	第六十二条の三の登録を取り消し	電子決済手段等取引業の廃止を命じ
第六十二条の二十五第二項	当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該	当該
第六十二条の二十六第一項	又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消された	の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受けたときその他政令で定める

3　発行者は、第一項の規定により電子決済手段等取引業を行おうとするときは、第六十二条の四第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項を記載した書類、第六十二条の六第一項第八号及び第九号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十二条の九　電子決済手段等取引業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段等

取引業を行わせてはならない。

第二節　業務

（情報の安全管理）

第六十二条の十　電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十二条の十一　電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する措置）

第六十二条の十二　電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段等取引業に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段等取引業の利用者の保護を図り、及び電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（金銭等の預託の禁止）

第六十二条の十三　電子決済手段等取引業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段等取引業に関して、利用者から金銭その他の財産（電子決済手段を除く。）の預託を受け、又は当該電子決済手段等取引業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、利用者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（利用者財産の管理）

第六十二条の十四　電子決済手段等取引業者は、その行う電子決済手段等取引業に関して、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなければならない。

2　電子決済手段等取引業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（発行者等との契約締結義務）

第六十二条の十五　電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業を行う場合（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（以下この条において「発行者等」という。）との間で、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該発行者等と当該電子決済手段等取引業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済手段等取引業に係る契約を締結し、これに従って当該発行者等に係る電子決済手段等取引業を行わなければならない。

一　電子決済手段関連業務を行う場合　当該電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段を発行する者

二　第二条第十項第四号に掲げる行為を行う場合　同号の資金移動業者

（指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六十二条の十六　電子決済手段等取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であってその紛争解決等業務の種別が電子決済手段等取引業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合　一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関との間で電子決済手段等取引業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二　指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関が存在しない場合　電子決済手段等取引業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2　電子決済手段等取引業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3　第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなったとき　第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定電子決済手段等取引業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百条第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）　その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三　第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなったとき　第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

4　第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

5　第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者との紛争の解決を認証紛争解決手続により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

（金融商品取引法の準用）

第六十二条の十七　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項

を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第三項、第三十七条の五、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第八号、第三十八条の二、第三十九条並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定（次項において「金融商品取引法規定」という。）は、特定電子決済手段等取引契約（通貨の価格その他の指標に係る変動によりその価格が変動するおそれがある電子決済手段として内閣府令で定めるものに係る電子決済手段関連業務を行うことを内容とする契約をいう。同項において同じ。）に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について準用する。この場合において、同項に定める場合を除き、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定電子決済手段等取引契約」と、「顧客」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

2　金融商品取引法規定を特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段関連業務を行う電子決済手段等取引業者について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条	顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という	特定電子決済手段等取引契約（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ
第三十七条第二項	金融商品取引行為	特定電子決済手段等取引契約の締結
第三十七条の三第一項第五号	行う金融商品取引行為	締結する特定電子決済手段等取引契約
	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	通貨の価格
第四十条第一号	金融商品取引行為	特定電子決済手段等取引契約の締結
同条第三十一項第四号	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号

第三節　監督

（帳簿書類）

第六十二条の十八　電子決済手段等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段等取引業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十二条の十九　電子決済手段等取引業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　電子決済手段等取引業者（電子決済手段の管理を行う者に限る。）は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の電子決済手段の数量その他当該電子決済手段の管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3　第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4　第二項の報告書には、電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の電子決済手段の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（立入検査等）

第六十二条の二十　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段等取引業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の電子決済手段等取引業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第六十二条の二十一　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子決済手段等取引業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十二条の二十二　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十二条の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六十二条の六第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二　不正の手段により第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令

又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2　内閣総理大臣は、電子決済手段等取引業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段等取引業者を代表する取締役若しくは執行役（外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者にあっては、国内における代表者）の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段等取引業者から申出がないときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録を取り消すことができる。

3　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第六十二条の二十三　内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消したとき、又は第六十二条の二十五第二項の規定により第六十二条の三の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第六十二条の二十四　内閣総理大臣は、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節　雑則

（廃止の届出等）

第六十二条の二十五　電子決済手段等取引業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　電子決済手段等取引業の全部又は一部を廃止したとき。

二　当該電子決済手段等取引業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

2　電子決済手段等取引業者が電子決済手段等取引業の全部を廃止したときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であった者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

3　電子決済手段等取引業者は、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段等取引業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段等取引業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4　電子決済手段等取引業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　電子決済手段等取引業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。

6　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、電子決済手段等取引業者（外国電子決済手段等取引業者を除く。）が電子公告（同法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。）により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国電子決済手段等取引業者である電子決済手段等取引業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十二条の二十六　電子決済手段等取引業者について、第六十二条の二十二第一項又は第二項の規定により第六十二条の三の登録が取り消されたとき（電子決済手段等取引業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段等取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済手段等取引業者であった者は、その行う電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であった者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

2　電子決済手段関連業務及び第二条第十項第四号に掲げる行為に係る業務を併せ行う電子決済手段等取引業者について、第六十二条の七第五項の規定により一の種別の業務の全部の廃止による電子決済手段等取引業の業務の種別の変更が電子決済手段等取引業者登録簿に登録されたときは、当該電子決済手段等取引業者は、廃止した種別の業務に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該業務に関し管理する利用者の財産を速やかに返還し、又は利用者に移転しなければならない。この場合において、当該電子決済手段等取引業者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行う電子決済手段等取引業者として第六十二条の三の登録を受けているものとみなす。

（外国電子決済手段等取引業者の勧誘の禁止）

第六十三条　第六十二条の三の登録を受けていない外国電子決済手段等取引業者は、国内にある者に対して、第二条第十項各号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為に相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六十五条第一項第二号中「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）」を削り、同項第四号中「。次条第二項第四号において同じ。」を削る。

第六十六条第一項中「前条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条第二項第一号ロ中「（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）」を削り、同項第二号中「登録を取り消され」の下に「、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登

録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され」を、「同種類の登録」及び「当該登録」の下に「、許可」を加え、「許可」を削り、同項第四号中「（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同号ホ中「許可」を同項第四号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

第六十七条第一項中「前条第二項第四号イ」を「前条第二項第五号イ」に改める。

第八十二条第一項中「その」を「第六十四条第一項の」に改める。

第四章を第四章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第四章　為替取引分析

第一節　総則

（為替取引分析業者の許可）

第六十三条の二十三　為替取引分析業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、行ってはならない。ただし、その業務の規模及び態様が、当該業務に係る金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に第二条第十八項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務（以下この章において「為替取引分析業務」という。）を委託する者に限る。）の数その他の事項を勘案して主務省令で定める場合であるときは、この限りでない。

（許可の申請）

第六十三条の二十四　前条の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称及び住所

二　資本金又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。第六十五条第一項第二号において同じ。）の額及び純資産額

三　営業所又は事務所の名称及び所在地

四　取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び執行役）又は理事及び監事の氏名

五　会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称

六　為替取引分析業の種別（第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の三十三第一項及び第二項並びに第百七条第十七号において同じ。）

七　その行う為替取引に関し、当該許可を受けようとする者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所

八　その他主務省令で定める事項

2　前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次条第二項各号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二　定款

三　登記事項証明書

四　業務方法書

五　貸借対照表及び損益計算書

六　収支の見込みを記載した書類

七　その他主務省令で定める書類

（許可の基準）

第六十三条の二十五　主務大臣は、第六十三条の二十三の許可の申請があったときは、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二　為替取引分析業を健全に遂行するに足りる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有し、かつ、為替取引分析業に係る収支の見込みが良好であること。

三　その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2　主務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可を与えてはならない。

一　株式会社又は一般社団法人（これらの者が次に掲げる機関を置く場合に限る。）でないもの

イ　取締役会又は理事会

ロ　監査役会、監査等委員会若しくは指名委員会等（会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第六十六条第二項第一号ロにおいて同じ。）又は監事

二　第五十六条第一項若しくは第二項の規定により第三十七条の登録を取り消され、第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消され、若しくは第八十二条第一項若しくは第二項の規定により第六十四条第一項の免許を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令を受け、若しくは第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定によるこれらの業務と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない法人

四　この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

五　取締役等（取締役、監査役若しくは執行役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。以下この章及び次章において同

じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　この法律、銀行法等、外国為替及び外国貿易法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ　為替取引分析業者が第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十三の許可を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の許可若しくは登録（当該許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

（名義貸しの禁止）

第六十三条の二十六　為替取引分析業者は、自己の名義をもって、他人に為替取引分析業を行わせてはならない。

第二節　業務

（業務の制限）

第六十三条の二十七　為替取引分析業者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務（為替取引分析業に関連する業務として主務省令で定める業務をいう。以下この章において同じ。）のほか、他の業務を行うことができない。ただし、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められる業務について、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　為替取引分析業者は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（委託の禁止等）

第六十三条の二十八　為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部又は一部を他の為替取引分析業者以外の者に委託をしてはならない。

2　為替取引分析業者は、為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、次条第二項第一号及び第六号並びに第六十三条の三十一第三項において同じ。）をした場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をした場合には、主務省令で定めるところにより、これらの委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（業務方法書）

第六十三条の二十九　為替取引分析業者は、業務方法書で定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項

二　為替取引分析業において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

三　為替取引分析業において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

四　為替取引分析業の継続的遂行の確保に関する事項

五　為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

六　為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合にあっては、これらの委託に係る業務を適正かつ確実に遂行させることを確保するための体制の整備に関する事項

七　その他主務省令で定める事項

（情報の適切な管理）

第六十三条の三十　為替取引分析業者は、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止に関する事項を業務方法書において定めることその他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務等）

第六十三条の三十一　為替取引分析業者の取締役等（取締役等が法人であるときは、その職務を行うべき者。次項において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあった者は、為替取引分析業又は為替取引分析関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　為替取引分析業者の取締役等若しくは職員又はこれらの職にあった者は、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の実施に際して知り得た情報を、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

3　前二項の規定は、為替取引分析業者から為替取引分析関連業務の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

第三節　監督

（定款又は業務方法書の変更の認可）

第六十三条の三十一　為替取引分析業者は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（業務の種別の変更の許可等）

第六十三条の三十三　為替取引分析業者は、第六十三条の二十四第一項第六号に掲げる事項の変更（新たな種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

2　為替取引分析業者は、第六十三条の二十四

第一項第二号に掲げる事項（純資産額を除く。）若しくは同項第三号から第五号まで若しくは第八号に掲げる事項に変更があったとき、又は同項第六号に掲げる事項に変更（新たな種別の為替取引分析業を行おうとすることによるものを除く。）があったときは遅滞なく、同項第七号に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　第六十三条の二十四及び第六十三条の二十五の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第六十三条の二十四第一項中「次に掲げる」とあるのは、「変更に係る」と読み替えるものとする。

（報告書）

第六十三条の三十四　為替取引分析業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、為替取引分析業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（立入検査等）

第六十三条の三十五　主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、為替取引分析業者に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該為替取引分析業者から業務の委託（為替取引分析関連業務及び第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を受けた業務の委託に限る。以下この条において同じ。）を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該為替取引分析業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該為替取引分析業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の為替取引分析業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第六十三条の三十六　主務大臣は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、為替取引分析業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第六十三条の三十七　主務大臣は、為替取引分析業者が第六十三条の二十五第二項各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十三の許可を取り消すことができる。

2　主務大臣は、為替取引分析業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、第六十三条の二十三の許可若しくは第六十三条の二十七第一項ただし書の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役等の解任を命ずることができる。

第四節　雑則

（解散等の認可）

第六十三条の三十八　為替取引分析業者の為替取引分析業の全部若しくは一部の廃止の決議又は解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（厚生労働大臣等との協議）

第六十三条の三十九　主務大臣は、次の各号に掲げる者から為替取引分析業務の委託を受けた為替取引分析業者に対し、第六十三条の三十六又は第六十三条の三十七第一項若しくは第二項の規定による処分を行おうとするときは、あらかじめ、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一　第二条第二十九項第五号又は第六号に掲げる者　厚生労働大臣

二　第二条第二十九項第九号から第十五号までに掲げる者　農林水産大臣

三　第二条第二十九項第十六号に掲げる者　財務大臣及び経済産業大臣（当該処分に係る為替取引分析業者が同条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合には、経済産業大臣）

（内閣総理大臣等への意見）

第六十三条の四十　厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。）の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

（主務大臣及び主務省令）

第六十三条の四十一　この章における主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一　為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合　内閣総理大臣及び財務大臣

二　前号に掲げる場合以外の場合　内閣総理大臣

2　この章における主務省令は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一　為替取引分析業者が第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合　内閣府令・財務省令

二　前号に掲げる場合以外の場合　内閣府令

3　第一項第一号に掲げる場合において、第六十三条の三十五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4　主務大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

（主務省令への委任）

第六十三条の四十二　この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するために必要な事項は、主務省令で定める。

第八十七条中「又は暗号資産交換業者が」を「、電子決済手段等取引業者又は暗号資産交換業者が」に改め、同条第一号中「又は」を「、電子決済手段等取引業又は」に改め、同条第二号中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号まで、第九十条第二項並びに第九十一条第一項中「又は」を「、電子決済手段等取引業又は」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「又は」を「、電子決済手段等取引業者又は」に改める。

第百一条第一項中「第二条第二十二項から第二十五項まで」を「第二条第二十八項から第三十二項まで」に改め、同項の表銀行業務関連苦情の項中「銀行業務等関連苦情」に改め、同表銀行業務関連紛争の項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同表加入銀行の項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項の前に次のように加える。

第二条第二十八項	銀行業務等に	資金移動業（資金決済に関する法律第三十六条の二第一項に規定する資金移動業をいう。次項において同じ。）、電子決済手段等取引業（同法第二条第十項に規定する電子決済手段等取引業をいう。次項において同じ。）又は暗号資産交換業（同条第十五項に規定する暗号資産交換業をいう。次項において同じ。）に
第二条第二十九項	銀行業務等に	資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に
第二条第三十一項	銀行業務及び電子決済等取扱業務	資金移動業務（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する資金移動業務をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。）、電子決済手段等取引業務（資金決済に関する法律第二条第二十五項に規定する電子決済手段等取引業務をいう。同号において同じ。）及び暗号資産交換業務（同項に規定する暗号資産交換業務をいう。同号において同じ。）
第二条第三十二項	銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下	資金移動業等関係業者（資金決済に関する法律第九十九条第一項第八号に規定する資金移動業等関係業者をいう。第五十二条の六十五第二項、第五十二条の六十七第三項及び第五十二条の七十九第一号において
第百一条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項		
第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
第百一条第二項の表第五十二条の六十三第二項第六号の項		
第五十二条の六十五第二項	銀行業関係業者を	資金移動業等関係業者を
第五十二条の六十七第三項	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者
第百一条第二項の表第五十二条の七十三第三項第二号の項		
第五十二条の七十九第一号	銀行業関係業者	資金移動業等関係業者
第百一条第二項の表第五十二条の八十二第二項第一号の項		
第五十二条の八十二第二項第一号	第五十二条の六十二第一項第五号から第七号までに掲げる要件（	資金決済に関する法律第九十九条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（
	又は第五十二条の六十二第一項第五号	又は同法第九十九条第一項第五号

第百二条第一項中「第五十四条第一項若しくは第六十三条の三十五第一項若しくは第二項、第八十条第一項」に改める。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者」を「電

子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者（第二条第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者、為替取引分析業者」に改める。

第百五条中「この法律に」を「この法律（第四章を除く。以下この条において同じ。）に」に改める。

第百七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「行った者」を「行ったとき。」に改め、同条第二号中「第三十七条」の下に「、第六十二条の三」を、「第四十一条第一項」の下に「若しくは第六十二条の七第一項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「行わせた者」を「行わせたとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第八号中「内閣総理大臣」を「同項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

十四　第六十三条の二十三の規定に違反して、同条の許可を受けないで為替取引分析業を行ったとき。

十五　不正の手段により第六十三条の二十三又は第六十三条の三十三第一項の許可を受けたとき。

十六　第六十三条の二十六の規定に違反して、他人に為替取引分析業を行わせたとき。

十七　第六十三条の三十三第一項の許可を受けないで新たな種別の為替取引分析業を行ったとき。

第百七条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

八　第六十二条の三の規定に違反して、同条の登録を受けないで電子決済手段等取引業を行ったとき。

九　第六十二条の七第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段等取引業を行ったとき。

十　第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令に違反したとき。

十一　第六十二条の九の規定に違反して、他人に電子決済手段等取引業を行わせたとき。

第百七条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用する第五十六条第一項の規定による特定資金移動業の廃止の命令に違反したとき。

五　第三十七条の二第三項の規定による届出をしないで特定資金移動業を営み、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定により当該届出に添付すべき書類に虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第百八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　第六十三条の三十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百八条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「管理しなかった者」を「管理しなかったとき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　第六十二条の十四第一項の規定に違反して、利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理しなかったとき。

四　第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは」を「、第六十二条の二十五第三項若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条」の下に「、第六十二条の十八」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項」を「第六十二条の十九第一項若しくは第二項、第六十三条の十四第一項若しくは第二項、第六十三条の三十四」に改め、「第五十三条第三項」の下に「、第六十二条の十九第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項」を「第六十二条の二十第一項若しくは第二項、第六十三条の十五第一項若しくは第二項、第六十三条の三十五第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　第六十三条の二十四第一項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可申請書又は第六十三条の二十四第二項（第六十三条の三十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第百九条第八号の次に次の一号を加える。

九　第六十二条の十七第一項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十八条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。

第百十条中「第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十六条又は第二十七条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

二　第六十二条の十三の規定に違反したとき。

第百十一条中「第七十四条第一項」を「第六十三条の三十一第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項」に改める。

第百十二条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「又は」を「、第六十二条の四第一項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録申請書若しくは第六十二条の四第二項（第六十二条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による添付書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第

十五号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号の次に次の四号を加える。

九　準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をしたとき。

十　準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反したとき。

十一　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

十二　準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、若しくは虚偽の記載をした書面を交付したとき、又は同条第二項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法により虚偽の事項の提供をしたとき。

第百十三条中「第五十五条、第六十三条の十六、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五十五条、第六十二条の二十一、第六十三条の十六、第六十三条の三十六、第八十一条又は第九十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

二　第六十二条の八第三項の規定による届出をしないで電子決済手段等取引業を行い、又は虚偽の届出をしたとき。

第百十四条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項若しくは第二項」を、「第四項」の下に「、第六十二条の七第三項若しくは第四項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「第六十九条第二項」を「第六十三条の二十七第二項、第六十三条の三十三第二項、第六十九条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第七十六条」を「第六十三条の三十二又は第七十六条」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「用いた者」を「用いたとき。」に改め、同条第十号中「者」を「とき。」に改める。

第百十五条第一項第一号中「第七号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同項第四号中「第七号」を「第十号」に、「第十二号」を「第十六号」に改める。

第百十六条各号中「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加える。

第百十七条第一号中「第四項若しくは」を「第四項、第六十二条の二十五第一項若しくは第四項若しくは」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第二条第二項中「並びに同項第十六号」を「（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）並びに前項第十六号」に改め、同項第一号中「を除く。」を「並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

三の二　暗号等資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）

第二条の二、第二十九条の二第一項第九号及び第三十五条第一項第十三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第三章第二節第六款の款名中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める。

第四十三条の六第一項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産に」を「暗号等資産に」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改め、同条第二項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第六章の三の章名中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第百八十五条の二十二第一項第一号中「暗号資産の売買」を「暗号等資産の売買」に、「（暗号資産」を「（暗号等資産」に、「暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

第百八十五条の二十三第一項中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等（暗号資産」を「暗号等資産等（暗号等資産」に、「暗号資産又は暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連オプション」を「暗号等資産関連オプション」に、「暗号資産関連金融指標を」を「暗号等資産関連金融指標を」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改める。

第百八十五条の二十四第一項中「、暗号資産の」を「、暗号等資産の」に、「暗号資産又は暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標」に、「「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第一号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第二号中「暗号資産関連市場デ

リバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第三号中「暗号資産関連オプション」を「暗号等資産関連オプション」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第四号及び第五号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第二項中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に、「「暗号資産売買等」を「「暗号等資産売買等」に、「行為」を「行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）」に改め、同項第一号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第三号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に改め、同条第三項中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改める。

第百九十七条第二項第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

附則第三条の二中「及び第五十二条の二の五」を「、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七」に、「並びに株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法」に改め、「第二十九条」の下に「並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改める。

第六条の五第一項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条を第六条の四の二とし、同条の次に次の六条を加える。

（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）

第六条の四の三　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六条の三第一項の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業を行うことができる。

2　前項の「信用協同組合電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一　信用協同組合の委託を受けて、当該信用協同組合に代わつて当該信用協同組合に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用協同組合（以下「委託信用協同組合」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四　信用協同組合電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(4)及び(9)に係る部分に限る。）、ニ(1)、(5)及び(10)に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、委託信用協同組合に預金の口座を開設している当該信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。

2　信用協同組合電子決済等取扱業者が前項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用協同組合電子決済等取扱業者を第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者と、信用協同組合等とそれぞれみなして、同条、第六条の五の四、第六条の五の七、第六条の五の八及び第七条の二第四項（第三号を除く。）の規定並びに第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第八条の二から第十四条までの規定を適用する。この場合において、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項中「第六条の五の二第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第六条の四の四第三

項の規定による届出があつたときは」と、「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登載し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登載を」と、「登録申請者」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用協同組合電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十第一項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用協同組合電子決済等代行業の全部又は」と、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　信用協同組合電子決済等取扱業者は、第一項の規定により信用協同組合電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。第十二条第一項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）の氏名、信用協同組合電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の三第二項第三号（登録の申請）に掲げる書類、第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(4)及び(9)に係る部分に限る。）、ニ(1)、(5)及び(10)に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（委託信用協同組合との契約締結義務）

第六条の四の五　信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業を行う場合には、委託信用協同組合との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用協同組合と当該信用協同組合電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた信用協同組合電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等取扱業を行わなければならない。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）

第六条の四の六　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　信用協同組合電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二　信用協同組合電子決済等取扱業者を社員（次条及び第十条の三第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の業務）

第六条の四の七　認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が信用協同組合電子決済等取扱業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の行う信用協同組合電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七　信用協同組合電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、信用協同組合電子決済等取扱業の健全な発展及び信用協同組合電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

（信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の準用）

第六条の五　銀行法第七章の五（第五十二条の六十の三（登録）、第五十二条の六十の八（電子決済等取扱業に関する特例）、第五十二条の六十の十四（委託銀行との契約締結義務）、第五十二条の六十の十七（金融商品取引法の準用）、第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）及び第五十二条の六十の二十六（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等取扱業）及び第五十六条（第十三号から第十九号まで

に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては信用協同組合電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用協同組合電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業務紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（第六条の五の十二第一項の規定による指定を受けた者をいう。）について、認定電子決済等取扱事業者協会に係るものにあつては認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会について、委託銀行に係るものにあつては委託信用協同組合について、銀行に係るものにあつては信用協同組合について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用協同組合電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の二第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「営む」とあるのは「行う」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第六号リを除く。）中「第五十二条の六十の三の登録」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の二十七（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の四第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項」と、同法第五十二条の六十の六第一項第六号中「次に」とあるのは「二、ヌ又はヲに」と、同号ヲ中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「二の許可又はヌの登録」と、同項第九号二中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号ニ、ヌ又はヲ」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号ニ」と、同法第五十二条の六十の十（名義貸しの禁止）中「営ませて」とあるのは「行わせて」と、同法第五十二条の六十の十一第一項（顧客に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号」と、同条第二項中「業務との」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第一項第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第二号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項」と、同号ヲ中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「二の許可又はヌの登録」と、同項第九号二中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号ニ、ヌ又はヲ」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号ニ」と、同法第五十二条の六十の十（名義貸しの禁止）中「営ませて」とあるのは「行わせて」と、同法第五十二条の六十の十一第一項（顧客に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号」と、同条第二項中「業務との」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第一項第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第二号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十四第一項」と、「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第六条の五の十四第一項」と、「同法第六条の五の

二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第六条の五の十一中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第六号及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信用協同組合電子決済等関連預金媒介業務（第六条の四の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行う信用協同組合電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）」とあるのは「特定預金等契約（協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結に伴い委託信用協同組合に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第四号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用協同組合（協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の五の十二を第六条の五の十五とし、第六条の五の十一の次に次の三条を加える。

（紛争解決等業務を行う者の指定）

第六条の五の十二　内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、紛争解決等業務（苦情処理手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情を処理する手続をいう。）及び紛争解決手続（信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争について訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第四項において同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。第六条の五の十四第一項を除き、以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一　法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、外国の法令に準拠して設立された法人その他の

外国の団体を除く。第四号ニにおいて同じ。）であること。

二　第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者又は他の法律の規定による指定であつて紛争解決等業務に相当する業務に係るものとして政令で定めるものを取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定によりこの項の規定による指定を取り消された場合若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている当該指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　紛争解決等業務を的確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が紛争解決等業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　紛争解決等業務の実施に関する規程（以下この条及び次条において「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより紛争解決等業務を公正かつ的確に実施するために十分であると認められること。

八　第三項の規定により意見を聴取した結果、手続実施基本契約（紛争解決等業務の実施に関し指定紛争解決機関（この項の規定による指定を受けた者をいう。第五項、次条及び第十四条第二号において同じ。）と信用協同組合電子決済等取扱業者との間で締結される契約をいう。以下この号及び次条において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（同条第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信用協同組合電子決済等取扱業者の数の信用協同組合電子決済等取扱業者の総数に占める割合が政令で定める割合以下の割合となつたこと。

2　前項に規定する「信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情」とは、信用協同組合電子決済等取扱業務（信用協同組合電子決済等取扱業者が行う第六条の四の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項において同じ。）に関する苦情をいい、前項に規定する「信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争」とは、信用協同組合電子決済等取扱業務に関する紛争で当事者が和解をすることができるものをいう。

3　第一項の申請をしようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、信用協同組合電子決済等取扱業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取し、及びその結果を記載した書類を作成しなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、同項第五号から第七号までに掲げる要件（紛争解決手続の業務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあつては、第六条の五の十四第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項各号及び第五項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

5　内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、指定紛争解決機関の名称又は商号及び主たる事務所又は営業所の所在地並びに当該指定をした日を官報で告示しなければならない。

（業務規程）

第六条の五の十三　指定紛争解決機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一　手続実施基本契約の内容に関する事項

二　手続実施基本契約の締結に関する事項

三　紛争解決等業務の実施に関する事項

四　紛争解決等業務に要する費用について加入信用協同組合電子決済等取扱業者（手続実施基本契約を締結した相手方である信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。次号において同じ。）が負担する負担金に関する事項

五　当事者である加入信用協同組合電子決済等取扱業者又はその顧客から紛争解決等業務の実施に関する料金を徴収する場合にあつては、当該料金に関する事項

六　他の指定紛争解決機関その他相談、苦情の処理又は紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体、民間事業者その他の者との連携に関する事項

七　紛争解決等業務に関する苦情の処理に関

する事項

八　前各号に掲げるもののほか、紛争解決等業務の実施に必要な事項として内閣府令で定めるもの

（指定紛争解決機関についての銀行法の準用）

第六条の五の十四　銀行法第七章の七（第五十二条の六十二（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第五十二条の六十七第一項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）及び第五十六条（第二十六号に係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定は、紛争解決等業務に係るものにあつては紛争解決等業務（第六条の五の十二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。）について、指定紛争解決機関に係るものにあつては指定紛争解決機関（同項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。）について、それぞれ準用する。

2　前項の場合において、同項に規定する規定中「加入銀行業関係業者」とあるのは「加入信用協同組合電子決済等取扱業者」と、「手続実施基本契約」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第八号に規定する手続実施基本契約」と、「苦情処理手続」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項に規定する苦情処理手続」と、「紛争解決手続」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項に規定する紛争解決手続」と、「銀行業務等関連苦情」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連苦情」と、「銀行業務等関連紛争」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業務関連紛争」と、銀行法第五十二条の六十三第一項（指定の申請）中「前条第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」と、同条第二項第一号中「前条第一項第三号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項第三号」と、同項第六号中「前条第二項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第三項」と、同法第五十二条の六十五第一項（指定紛争解決機関の業務）中「この法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律」と、同条第二項中「銀行業関係業者を」とあるのは「同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者を」と、同法第五十二条の六十六（苦情処理手続又は紛争解決手続の業務の委託）中「他の法律」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律以外の法律」と、同法第五十二条の六十七第二項中「前項第一号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第一号」と、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第二号」と、「銀行業関係業者」とあるのは「同法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者」と、同条第四項中「第一項第二号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第三号」と、同条第五項中「第一項第四号」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十三第四号」と、同項第一号中「同項第五号」とあるのは「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号（指定紛争解決機関による紛争解決手続）中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の」とあるのは「同法第六条の五の十二第一項の」と、同条第三項及び同法第五十六条第二十六号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六条の六第二号中「第六条の五第一項及び」を「第六条の四の二第一項、第六条の五第一項」に、「において」を「及び第六条の五の十四第一項において」に改める。

第七条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　信用協同組合電子決済等取扱業者は、信用協同組合電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用協同組合との間で第六条の四の五の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第七条の五中「又は承認」を「、承認又は指定」に改める。

第八条の二中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項又は第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　不正の手段により第六条の四の三第一項の登録を受けたとき。

第九条に次の二号を加える。

九　銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用協同組合電子決済等取扱業を行わせたとき。

十　銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による信用協同組合電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第九条の二中「その」を「当該」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十六第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十四第二項又は」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　銀行法第五十二条の六十三第一項の規定による指定申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出したとき。

二　銀行法第五十二条の六十九の規定に違反したとき。

三　銀行法第五十二条の八十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四　銀行法第五十二条の八十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五　銀行法第五十二条の八十二第一項の規定による命令に違反したとき。

第十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十第一項又は」を「第五十二条の五十第一項、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「又は」を「、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

八　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をしたとき。

第十条の二を次のように改める。

第十条の二　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　銀行法第十三条の三（第一号に係る部分に限る。）又は第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（信用協同組合等又は信用協同組合代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

二　銀行法第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三　銀行法第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託信用協同組合又は信用協同組合電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

四　銀行法第五十二条の六十四第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用したとき。

第十条の二の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第十条の二の四中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十一又は」を加える。

第十条の二の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十条の二の六　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一　第六条の四の四第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、信用協同組合電子決済等代行業を営んだとき。

二　銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第十条の二の七　銀行法第五十二条の八十三第一項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「若しくは第五十二条の六十一の七第一項」を「、第五十二条の六十一の七第一項、第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定」に、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条に次の二号を加える。

五　銀行法第五十二条の六十八第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　銀行法第五十二条の八十三第三項若しくは第五十二条の八十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第十条の三の次に次の一条を加える。

第十条の四　銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等

（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十一条第一項第二号中「第十条第一号」を「第九条の二の二（第二号を除く。）、第十条第一号」に、「若しくは第六号又は第十条の二」を「、第六号若しくは第八号又は第十条の二第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第十条の二の二」を「第十条の二第二号又は第十条の二の二」に改め、同項第四号中「第九条の二第三号」の下に「、第九条の二の二第二号」を加え、「又は前二条」を「、第十条の二第四号又は第十条の二の五から前条まで」に改める。

第十二条第一項中「、信用協同組合代理業者」の下に「（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）」を加え、「電子決済等代行業者（信用協同組合代理業者、」を「電子決済等代行業者（」に、「清算人）又は」を「清算人）又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十三号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第十六号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同項第十九号中「第五十二条の四十九」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加え、同項に次の一号を加える。

二十　銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二　銀行法第五十二条の七十六の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第十二条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第十三条中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第十四条中「銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反してその名称中に認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　銀行法第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項の規定に違反して、その名称中に認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用した者

二　銀行法第五十二条の七十七の規定に違反してその名称又は商号中に指定紛争解決機関と誤認されるおそれのある文字を使用した者

（信用金庫法の一部改正）

第四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二　信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の二の二）」を「第九章の二　信用金庫代理業（第八十五条の二・第八十五条の三―第八十五条の三の二）」に、「第九章の三　信用金庫電子決済等取扱業（第八十五条の三の二―第八十五条の三の五）」を「第九章の三　信用金庫電子決済等取扱業（第八十五条の三の二―第八十五条の三の五）」に、「第九章の四」を「第九章の五」に改める。

第八十五条の三を第八十五条の二の二とする。

第八十五条の十二第一項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「第八十九条第九項を」を「第八十九条第十一項を」に改め、同項第二号及び第四号二中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同項第八号中「第五項、次条及び第九十四条第二号において」を「第八十九条第十一項を除き、以下」に、「と金庫」を「と金庫関係業者（金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者をいう。以下この号及び第三項並びに次条第四号において同じ。）に、「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に、「金庫の」を「金庫関係業者の」に改め、同条第二項中「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「第八十九条第九項」を「第五項並びに第八十九条第十一項」に、「に」を「又は信用金庫電子決済等取扱業務（信用金庫電子決済等取扱業者が行う第八十五条の三第二項各号に掲げる行為に係る業務をいう。以下この項及び第五項並びに第八十九条第七項及び第十一項において同じ。）に」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に、「金庫業務に」を「金庫業務又は信用金庫電子決済等取扱業務に」に改め、同条第三項中「金庫」を「金庫関係業者」に改め、同条第四項中「第八十九条第九項」を「第八十九条第十一項」に改め、同条第五項中「所在地」の下に「、当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別（紛争解決等業務に係る金庫業務及び信用金庫電子決済等取扱業務の種別をいう。次項及び第八十九条第七項において同じ。）ごとに行うものとし、第一項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第八十五条の十三第四号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に、「金庫を」を「金庫関係業者を」に改め、同条第五号中「加入金庫」を「加入金庫関係業者」に改める。

第九章の四を第九章の五とする。

第八十五条の十一第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改

め、同条第六項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改め、「読み替えて」を削る。

第九章の三を第九章の四とし、第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三　信用金庫電子決済等取扱業

（登録）

第八十五条の三　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、信用金庫電子決済等取扱業を行うことができる。

2　前項の「信用金庫電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一　信用金庫の委託を受けて、当該信用金庫に代わつて当該信用金庫に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用金庫（以下「委託信用金庫」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用金庫電子決済等取扱業に関する特例）

第八十五条の三の二　信用金庫電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用金庫電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る。）、ニ(1)、(6)及び(10)に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第八十五条の四第一項の規定にかかわらず、委託信用金庫に預金の口座を開設している当該信用金庫電子決済等取扱業者の信用金庫電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。

2　信用金庫電子決済等取扱業者が前項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該信用金庫電子決済等取扱業者を第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者と、信用金庫を金庫とそれぞれみなして、同条、第八十五条の六、第八十五条の九、第八十五条の十及び第八十七条第四項（第三号を除く。）の規定並びに第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四（登録の実施）、第五十二条の六十一の六（変更の届出）、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）（廃業等の届出）、第五十二条の六十一の八（利用者に対する説明等）、第五十二条の六十一の九（電子決済等代行業者の誠実義務）、第五十二条の六十一の十二から第五十二条の六十一の十六まで（電子決済等代行業に関する帳簿書類、電子決済等代行業に関する報告書、報告又は資料の提出、立入検査、業務改善命令）、第五十二条の六十一の十七第一項（登録の取消し等）、第五十二条の六十一の二十一から第五十二条の六十一の三十まで（会員名簿の縦覧等、利用者の保護に資する情報の提供、利用者からの苦情に関する対応、認定電子決済等代行事業者協会への報告等、秘密保持義務等、定款の必要的記載事項、立入検査等、認定電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等、認定電子決済等代行事業者協会への情報提供、雑則）及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）（内閣総理大臣の告示）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の四第一項中「第八十五条の四第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第八十五条の三の二第三項の規定による届出があつたときは」と、「信用金庫電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登載し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、信用金庫電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登載を」と、「登録申請者」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の二第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「信用金庫電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の六第一項中「第五十二条の六十一の三第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「信用金庫電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、同条第三項中「第五十二条の六十一の三第二項第三号」とあるのは「信用金庫法第八十九条第九項において準用する第五十二条の六十一の三第二項第三号」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「信用金庫法第八十五条の四第一項の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて信用金庫電子決済等代行業の全部又は」と、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　信用金庫電子決済等取扱業者は、第一項の規定により信用金庫電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員（外国電子決済等取扱業者（銀行法第二条第十九項に規定する外国電子決済等取扱業者をいう。第九十一条第一項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。）の氏名、信用金庫電子決済等代行業を営む営業所の名称

及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の三第二項第三号（登録の申請）に掲げる書類、第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(5)及び(9)に係る部分に限る。）、ニ(1)、(6)及び(10)に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（委託信用金庫との契約締結義務）

第八十五条の三の三　信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を行う場合には、委託信用金庫との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託信用金庫と当該信用金庫電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた信用金庫電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託信用金庫に係る信用金庫電子決済等取扱業を行わなければならない。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）

第八十五条の三の四　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、信用金庫電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（第三号及び第四号において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　信用金庫電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二　信用金庫電子決済等取扱業者を社員（次条及び第九十条の五第四号において「協会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）

第八十五条の三の五　認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会（前条の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。以下同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　協会員が信用金庫電子決済等取扱業を行うに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための協会員に対する指導、勧告その他の業務

二　協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　協会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　信用金庫電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　協会員の行う信用金庫電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七　信用金庫電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、信用金庫電子決済等取扱業の健全な発展及び信用金庫電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

第八十六条中「及び第九項」を「、第九項及び第十一項」に改める。

第八十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　信用金庫電子決済等取扱業者は、信用金庫電子決済等取扱業を開始したとき、委託信用金庫との間で第八十五条の三の三の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第八十九条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第五項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第六項中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に、「第八十五条の三」を「第八十五条の二の二」に改め、同条第十項中「加入銀行」を「加入金庫関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「金庫業務関連苦情」を「金庫業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「金庫業務関連紛争」を「金庫業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」の下に「と、同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「紛争解決等業務の種別（信用金庫法第八十五条の十二第五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「信用金庫法第二条に規定する金庫を」を「同号に規定する金庫関係業者を」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」に、「第二条に規定する金庫」を「第八十五条の十二第一項第八号に規定する金庫関係業者」に、「休廃止）中「他の法律」とあるのは「信用金庫法」を「休廃止）中「他の法律」とあるのは「同法」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に、「それぞれ」を「電子決済等取扱業務に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業務について、それぞれ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「(5)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「ニを「(1)、(6)又は(10)にと、同号ニ(1)中「第五十二条の六十の二十三第二項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第二項」と、同号ニ(10)中「、」に、「とあるのは「信用金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(5)の」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「から(9)まで」とあるのは「又は(6)に、「前号ニ(1)から(9)まで」を「から(10)まで」に、「前号ニ(5)又は(9)を「、(6)又は(10)に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十二条の六十一の二十一の見出し及び同条第一項」を「第五十二条の六十一の二十一第一項」に、「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に、「信用金庫法第八十五条の十第三号」を「同法第八十五条の十第三号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　銀行法第七章の五（第五十二条の六十の三

（登録）、第五十二条の六十の八（電子決済等取扱業に関する特例）、第五十二条の六十の十四（委託銀行との契約締結義務）、第五十二条の六十の十七（金融商品取引法の準用）、第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）及び第五十二条の六十の二十六（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）を除く。）（電子決済等取扱業）及び第五十六条（第十三号から第十九号までに係る部分に限る。）の規定は、電子決済等取扱業に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業について、電子決済等取扱業者に係るものにあつては信用金庫電子決済等取扱業者について、指定電子決済等取扱業務紛争解決機関に係るものにあつては指定信用金庫電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が信用金庫電子決済等取扱業務であるものをいう。）について、認定電子決済等取扱事業者協会に係るものにあつては認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会について、委託銀行に係るものにあつては委託信用金庫について、銀行に係るものにあつては信用金庫について、それぞれ準用する。

8　前項の場合において、同項に規定する規定中「電子決済等取扱業者登録簿」とあるのは「信用金庫電子決済等取扱業者登録簿」と、「この法律」とあるのは「信用金庫法」と、同項に規定する規定（銀行法第五十二条の六十の六第一項第八号（登録の拒否）及び第五十二条の六十の二十三第二項（登録の取消し等）を除く。）中「営む」とあるのは「行う」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の六第一項第六号リを除く。）中「第五十二条の六十の三の登録」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項の登録」と、前項に規定する規定（同法第五十二条の六十の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条第十一項において準用する第五十二条の八十三第一項」と、「同法第五十二条の六十の二十七（会員名簿の縦覧等）を除く。）中「会員」とあるのは「協会員」と、同法第五十二条の六十の四第一項（登録の申請）中「前条」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第一項」と、同法第五十二条の六十の六第一項第六号中「次に」とあるのは「ホ、ル又はヲに」と、同号ヲ中「、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法又は農林中央金庫法に相当する」とあるのは「に相当する」と、「イからルまでの許可又は登録」とあるのは「ホの許可又はルの登録」と、同項第九号二中「第六号イからヲまで」とあるのは「第六号ホ、ル又はヲ」と、同号ホ中「第六号イからチまで」とあるのは「第六号ホ」と、同法第五十二条の六十の十（名義貸しの禁止）中「営ませて」とあるのは「行わせて」と、同法第五十二条の六十の十一第一項（顧客に対する説明等）中「第二条第十七項各号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三第二項各号」と、同条第二項中「業務との」とあるのは「事業との」と、同法第五十二条の六十の十五第一項第二号（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）中「電子決済等取扱業務に」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第二項に規定する信用金庫電子決済等取扱業務に」と、「第五十二条の七十三第三項第三号」とあるのは「同法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の七十三第三項第三号」と、同条第三項第一号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、「第五十二条の八十四第一項」とあるのは「同法第八十四条第十一項において準用する第五十二条の八十四第一項」と、同項第二号中「第五十二条の八十三第一項」とあるのは「信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約に係る同条第二項に規定する信用金庫電子決済等関連預金媒介業務」と、同法第五十二条の六十の二十三第二項中「第五十二条の六十の八第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の二第一項」と、「電子決済等代行業を」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業（同法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代行業をいう。以下この項及び第五十六条第十五号において同じ。）を」と、「同条第二項」とあるのは「同法第八十五条の三の二第二項」と、「電子決済等代行業の」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業の」と、同法第五十二条の六十の二十七第一項中「会員名簿」とあるのは「協会員名簿」と、同条第二項中「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、同条第三項中「会員でない」とあるのは「協会員（信用金庫法第八十五条の三の四第二号に規定する協会員をいう。以下同じ。）でない」と、「信用金庫法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会」とあるのは「第二条第二十項に規定する認定電子決済等取扱事業者協会」と、「会員と」とあるのは「協会員と」と、同法第五十二条の六十の三十一第二項（秘密保持義務等）中「信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）」とあるのは「第五十二条の六十の二十五」と、「同法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）」とあるのは「第五十二条の六十の二十六」と、同法第五十二条の六十の三十二（定款の必要的記載事項）中「第五十二条の六十の二十五第二号」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四第二号」と、「第五十二条の六十の二十六第三号」とあるのは「同法第八十五条の三の五第三号」と、同法第五十二条の六十の三十八（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）中「第二条第十七項各号」とあるのは「同条第二項各号」と、同法第五十六条第十五号中「電子決済等代行業」とあるのは「信用金庫電子決済等代行業」と、同条第十六号及び第十七号中「第五十二条の六十の二十五」とあるのは「信用金庫法第八十五条の三の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の二中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第六号及び第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十七条の七、第三十八条

第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項並びに第四十条の二から第四十条の七までを除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、特定預金等契約に係る信用金庫電子決済等関連預金媒介業務（第八十五条の三第二項第二号に掲げる行為をいう。）を行う信用金庫電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という」とあるのは「特定預金等契約（信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十五条第一項中「締結の媒介」とあるのは「締結の媒介（第三十四条の二第一項に規定する媒介をいう。以下同じ。）」と、「締結し、又は締結の媒介を行う」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十六条第一項中「締結の媒介」とあるのは「締結の媒介（第三十四条の二第一項に規定する媒介をいう。以下同じ。）」と、「締結し、又は締結の媒介を行う」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十七条第一項中「締結の媒介」とあるのは「締結の媒介（第三十四条の二第一項に規定する媒介をいう。以下同じ。）」と、「締結し、又は締結の媒介を行う」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「、名称又は氏名」とあるのは「及び住所並びに当該特定預金等契約に係る委託信用金庫（信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の名称」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託信用金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し、」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条の四中「第八十九条の二」を「第八十九条の二第一項又は第二項」に、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「金庫の役員、代理人、使用人その他の従業者」を「とき。」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同条第十号中「又は第九項」を「、第九項又は第十一項」に、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　不正の手段により第八十五条の三第一項の登録を受けたとき。

第九十条に次の二号を加える。

十一　銀行法第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に信用金庫電子決済等取扱業を行わせたとき。

十二　銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による信用金庫電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第九十条の二中「その」を「当該」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十六第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十四第二項又は」を加える。

第九十条の二の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中

「者」を「とき。」に改める。

第九十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五十二条の五十第一項、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の五十四第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第四号及び第五号中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「又は」を「、銀行法第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同条に次の一号を加える。

八　銀行法第五十二条の六十の三十六第三項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をしたとき。

第九十条の四中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　銀行法第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三　銀行法第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託信用金庫又は信用金庫電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第九十条の四の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の四の四中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十一又は」を加える。

第九十条の四の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは」を加え、「同項」を「これら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改める。

第九十条の四の六中「銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第八十五条の三の二第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、信用金庫電子決済等代行業を営んだとき。

二　銀行法第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第九十条の四の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の規定」を「又は第五十二条の六十の九第三項の規定」に、「同条第一項」を「銀行法第五十二条の四十第一項」に、「又はこれ」を「若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第三項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の協会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第五号及び第六号中「者」を「とき。」に改める。

第九十条の六中「第八十七条の四第四項」の下に「若しくは銀行法第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第九十条の七第一項第二号中「若しくは第六号又は第九十条の四第一号」を「、第六号若しくは第八号又は第九十条の四第一号若しくは第三号」に改め、同項第三号中「第九十条の四の二」を「第九十条の四第二号又は第九十条の四の二」に改め、同項第四号中「第九十条の四第二号」を「第九十条の四第四号」に改める。

第九十一条第一項中「、信用金庫代理業者」の下に「（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）」を加え、「電子決済等代行業者（信用金庫代理業者」を「電子決済等代行業者（」に、「清算人）又は」を「清算人）又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同項第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に改め、同項第二十五号中「において」を「又は銀行法第五十二条の六十の三十六第七項において」に改める。

第九十三条の二中「正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　正当な理由がないのに銀行法第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二　銀行法第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条第一号中「銀行法」の下に「第五十二条の六十の二十七第二項又は」を加え、「その名称中に」を「、その名称中に認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第五条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「同じ。）又は」を「同じ。）、」に、「）に」を「）又は電子決済等取扱業者等（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者、信用金庫法第八十五条の三の二第

一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第二項中「及び金融機関代理業者」を「、金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「又は金融機関代理業者」を「、金融機関代理業者又は電子決済等取扱業者等」に改める。

第三十七条第一項第一号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関を委託金融機関（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行、信用金庫法第八十五条の三第二項第二号に規定する委託信用金庫及び協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第三号中「金融機関代理業者及び」を「金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫の」に、「相手方」を「相手方及び当該金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同条第三項中「使用人。」を「使用人を含む。」に改め、同項第一号中「、監事」を「（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。次号及び第八十一条第一項において同じ。）、監事」に、「並びに」を「（会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。同号及び同項において同じ。）並びに」に改め、同項第二号中「社員」の下に「（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者を含む。）」を加え、同項第三号中「金融機関代理業者又は」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方又は破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改め、同項第四号中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第五十五条の二第三項中「又は」を「、又は」に、「に」を「次項において同じ。）に」に改め、同条第四項中「は、前項」を「及び電子決済等取扱業者等は、前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定により資料の提出を求められた金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等は、当該金融機関の求めに応じ、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、又は磁気テープにより、遅滞なく、これを当該金融機関に提出しなければならない。

第五十八条の三第二項中「前項」を「前二項」に、「に対し」を「又は電子決済等取扱業者等に対し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　電子決済等取扱業者等は、委託金融機関が前項に規定する措置を講ずるために必要な電子情報処理組織の整備その他の内閣府令で定める措置を講じなければならない。

第六十九条の二第一項中「第五十五条の二第四項」を「第五十五条の二第五項」に改める。

第八十一条第一項中「する金融機関代理業者又は」を「する金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用人を含む。）」に、「金融機関代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方が法人である場合にあつては、役員及び使用人」を「その役員及び使用人を含む。）及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等（その役員及び使用人を含む。）」に、「被管理金融機関及び」を「被管理金融機関並びに」に、「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「の帳簿」を「及び被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等の帳簿」に改める。

第百十五条中「及び特別危機管理銀行」を「、特別危機管理銀行及び特別危機管理銀行を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等に対し」に改める。

第百三十六条第一項中「金融機関代理業者、」の下に「電子決済等取扱業者等、」を加える。

第百三十七条第六項第二号中「第五十五条の二第四項及び」を「第五十五条の二第五項並びに」に、「に規定する」を「及び第二項に規定する」に改める。

第百四十三条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第百四十五条第一項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方若しくは」を「相手方若しくは当該破綻金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等若しくは」に、「、当該」を「若しくは当該特別監視金融機関等を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等、当該」に改め、同条第二項中「金融機関代理業者若しくは」を「金融機関代理業者、」に、「相手方」を「相手方若しくは当該被管理金融機関を委託金融機関とする電子決済等取扱業者等」に改める。

第百四十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百四十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百五十一条第一項中「金融機関等」の下に「、電子決済等取扱業者等」を加え、同項第二号中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（銀行法の一部改正）

第六条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第六節　雑則（第五十二条の六十一）」を「第六節　雑則（第五十二条の六十の十七）
第七章の五　電子決済等取扱業
第一節　通則（第五十二条の六十の二―第五十二条の六十の二十四）
第二節　業務（第五十二条の六十の二十五―第五十二条の六十の三十）
第三節　監督（第五十二条の六十の三十一―第五十二条の六十の三十五）
第四節　認定電子決済等取扱事業者（第五十二条の六十の三十六―第五十二条の六十一）」に、「第七章の五」を「第七章の六」に、「第七章の六」を「第七章の七」に改める。

第二条第二十五項中「銀行」を「銀行業関係業者（銀行又は電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十四項を同条第三十項とし、同項の次に次の一項を加える。

31　この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る銀行業務及び電子決済等取扱業務の種別をいう。

第二条第二十三項中「銀行業務関連紛争（銀行業務」を「銀行業務等関連紛争（銀行業務等」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「銀行業務関連苦情（銀行業務」を「銀行業務等関連苦情（銀行業務等」に改め、同項を同条第

二十八項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同項の次に次の二項を加える。

26　この法律において「電子決済等取扱業務」とは、電子決済等取扱業者が営む第十七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。

27　この法律において「銀行業務等」とは、銀行業務又は電子決済等取扱業務をいう。

第二条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十七項から第十九項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の四項を加える。

17　この法律において「電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う営業をいい、「電子決済等関連預金媒介業務」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一　銀行の委託を受けて、当該銀行に代わつて当該銀行に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の銀行（以下「委託銀行」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

18　この法律において「電子決済等取扱業者」とは、第五十二条の六十の三の登録を受けて電子決済等取扱業を営む者をいう。

19　この法律において「外国電子決済等取扱業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第五十二条の六十の三の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済等取扱業を営む者又は当該外国の法令に準拠してこれに相当する業務を営む者をいう。

20　この法律において「認定電子決済等取扱事業者協会」とは、第五十二条の六十の二十五の規定による認定を受けた一般社団法人をいう。

第十二条の三の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関が」を「指定銀行業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が銀行業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が」に、「の指定紛争解決機関」を「の指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、「第二条第三号」の下に「（定義）」を加え、同条第二項及び第三項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改める。

第三十一条第一号中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第四十七条第二項ただし書中「第六項」を「第七項」に改める。

第五十二条の五十二第六号中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改める。

第五十二条の六十一を第五十二条の六十の二とする。

第五十二条の六十二第一項第八号及び第二項中「銀行」を「銀行業関係業者」に改め、同条第四項中「所在地」の下に「、当該指定に係る紛争解決等業務の種別」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定による指定は、紛争解決等業務の種別ごとに行うものとし、同項第八号の割合は、当該紛争解決等業務の種別ごとに算定するものとする。

第五十二条の六十三第一項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　指定を受けようとする紛争解決等業務の種別

第五十二条の六十五第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に改める。

第五十二条の六十七第一項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項第一号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に改め、同項第二号及び第三号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号及び第五号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第六号から第十号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第十一号中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第三項中「銀行」を「銀行業関係業者」に改め、同条第四項第二号及び第三号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第七号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第八号及び第九号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同項第十一号から第十三号までの規定中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第六項中「、加入銀行」を「、加入銀行業関係業者」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同項第四号中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の六十八第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第二項中「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十三第一項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第三項第二号中「銀行業務」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に改め、同条第四項ただし書中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改め、同条第九項第一号及び第二号中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十四及び第五十二条の七十五第一項中「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改める。

第五十二条の七十六（見出しを含む。）中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の七十八第一項中「第五十二条の六十三第一項各号」を「第五十二条の六十三第一項第二号から第四号まで」に改める。

第五十二条の七十九第一号中「銀行」を「銀行業関係業者」に改める。

第五十二条の八十一第二項、第五十二条の八十三第三項及び第五十二条の八十四第三項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に改める。

第七章の六を第七章の七とする。

第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ(2)中「(昭和二十二年法律第百三十二号)」を削り、同号ハ(3)中「(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を削り、同号ハ(4)中「(昭和二十四年法律第百八十三号)」を削り、同号ハ(5)中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ(6)中「(昭和二十八年法律第二百二十七号)」を削り、同号ニ(9)中「農業協同組合法」を「この法律、農業協同組合法」に、「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同号ニ(9)を同号ニ(10)とし、同号ニ(8)を同号ニ(9)とし、同号ニ(1)から(7)までを同号ニ(2)から(8)までとし、同号ニに(1)として次のように加える。

(1)　第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(5)中「(9)まで」を「(10)まで」に改める。

第五十二条の六十一の八第一項及び第五十二条の六十一の十第一項中「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に改める。

第五十二条の六十一の二十六中「(平成十八年法律第四十八号)」を削る。

第七章の五を第七章の六とし、第七章の四の次に次の一章を加える。

第七章の五　電子決済等取扱業

第一節　通則

(登録)

第五十二条の六十の三　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第五十二条の三十六第一項の規定にかかわらず、電子決済等取扱業を営むことができる。

(登録の申請)

第五十二条の六十の四　前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第五十二条の六十の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号及び住所

二　資本金の額

三　電子決済等取扱業を営む営業所の名称及び所在地

四　役員(外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十の六第一項第九号、第五十二条の六十の八第三項及び第五十二条の六十の二十三第三項において同じ。)の氏名

五　委託銀行の商号

六　電子決済等取扱業の業務の内容及び方法

七　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第五十二条の六十の六第一項各号(第四号を除く。)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三　その他内閣府令で定める書類

(登録の実施)

第五十二条の六十の五　内閣総理大臣は、第五十二条の六十の三の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第五十二条の六十の六　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第五十二条の六十の四第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　株式会社又は外国電子決済等取扱業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)でないもの

二　外国電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者(国内に住所を有するものに限る。)を定めていない法人

三　電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四　電子決済等取扱業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五　他の電子決済等取扱業者が現に用いている商号と同一の商号又は他の電子決済等取扱業者と誤認されるおそれのある商号を用いようとする法人

六　次に掲げる処分を受け、その処分の日から五年を経過しない法人

イ　第五十二条の五十六第一項の規定による第五十二条の三十六第一項の許可の取消し

ロ　農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の四第一項において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十二条の二第一項の許可の取消し

ハ　水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百八条第一項(特定信用事業代理業に関する銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第百六条第一項(許可)の許可の取消し

ニ　協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の四の二第一項(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第六条の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の許可の取消し

ホ　信用金庫法第八十九条第五項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十五条の二第一項(許可)の許可の取消し

ヘ　長期信用銀行法第十七条(銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第十六条の五第一項(長期信用銀行代理業の許可)の許可の取消し

ト　労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第三項(銀行法の準用)において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第八十九条の三第一項(許可)の許可の取消し

チ　農林中央金庫法第九十五条の四第一項

（農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用）において準用する第五十二条の五十六第一項の規定による同法第九十五条の二第一項（許可）の許可の取消し

リ　第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による第五十二条の六十の三の登録の取消し

ヌ　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項（信用協同組合電子決済等取扱業者等についての銀行法の準用）において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の登録の取消し

ル　信用金庫法第八十九条第七項において準用する第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定による同法第八十五条の三第一項（登録）の登録の取消し

ヲ　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

八　他に営む業務が公益に反すると認められる法人

九　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ　心身の故障のため電子決済等取扱業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ　法人が第六号イからヲまでに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日前三十日以内にその法人の役員であつた者で、その処分の日から五年を経過しない者

ホ　第六号イからチまで又はヲに掲げる処分を受けた場合において、その処分の日から五年を経過しない者

ヘ　この法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

2　内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第五十二条の六十の七　電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項第五号又は第六号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十の四第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき（前項の規定による届出をした場合を除く。）は、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3　内閣総理大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を電子決済等取扱業者登録簿に登録しなければならない。

（電子決済等取扱業に関する特例）

第五十二条の六十の八　電子決済等取扱業者は、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しない場合には、第五十二条の六十一の二の規定にかかわらず、委託銀行に預金の口座を開設している当該電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託銀行に係る電子決済等代行業を営むことができる。

2　電子決済等取扱業者が前項の規定により電子決済等代行業を営む場合にあつては、当該電子決済等取扱業者を電子決済等代行業者とみなして、第五十二条の六十一の四、第五十二条の六十一の六、第五十二条の六十一の七第一項（第二号を除く。）、第五十二条の六十一の八から第五十二条の六十一の十六まで、第五十二条の六十一の十七第一項、第五十二条の六十一の十九から第五十二条の六十一の三十まで、第五十三条第六項及び第五十六条（第二十一号及び第二十三号から第二十五号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、第五十二条の六十一の四第一項中「第五十二条の六十一の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか」とあるのは「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出があつたときは」と、「電子決済等代行業者登録簿に登録し」とあるのは「名簿に登載し」と、同項第一号中「前条第一項各号に掲げる」とあるのは「商号、役員（外国電子決済等取扱業者にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。第五十二条の六十一の七第一項第三号において同じ。）の氏名、電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める」と、同項第二号中「登録年月日及び登録番号」とあるのは「届出年月日及び届出受理番号」と、同条第二項中「登録を」とあるのは「登載を」と、「登録申請者」とあるのは「第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした者」と、同条第三項中「電子決済等代行業者登録簿」とあるのは「第一項の名簿」と、第五十二条の六十一の六第一項各号」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項第一号」と、同条第二項中「電子決済等代行業者登録簿に

登録し」とあるのは「第五十二条の六十一の四第一項の名簿に登載し」と、第五十二条の六十一の七第一項第一号中「個人又は法人」とあるのは「法人」と、第五十二条の六十一の八第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同項第四号中「営業所又は事務所」とあり、及び第五十二条の六十一の十五第一項中「営業所若しくは事務所」とあるのは「営業所」と、第五十二条の六十一の十七第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第三号」と、「第五十二条の六十一の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは」とあるのは「六月以内の期間を定めて電子決済等代行業の全部又は」と、第五十二条の六十一の三十中「外国法人又は外国に住所を有する個人」とあり、及び「外国法人又は個人」とあるのは「外国法人」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　電子決済等取扱業者は、第一項の規定により電子決済等代行業を営もうとするときは、その商号、役員の氏名、電子決済等代行業を営む営業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項を記載した書類、第五十二条の六十一の三第二項第三号に掲げる書類、第五十二条の六十一の五第一項第一号ハからホまで及び第二号ロ(4)から(6)までに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（標識の掲示等）

第五十二条の六十の九　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2　電子決済等取扱業者は、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により、商号その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3　電子決済等取扱業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第五十二条の六十の十　電子決済等取扱業者は、自己の名義をもつて、他人に電子決済等取扱業を営ませてはならない。

第二節　業務

（顧客に対する説明等）

第五十二条の六十の十一　電子決済等取扱業者は、第二条第十七項各号に掲げる行為を行うときは、内閣府令で定める場合を除き、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　電子決済等取扱業者の商号及び住所

二　電子決済等取扱業者の権限に関する事項

三　電子決済等取扱業者の損害賠償に関する事項

四　電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所の連絡先

五　委託銀行の商号

六　その他内閣府令で定める事項

2　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関し、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の顧客への提供、電子決済等取扱業に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い及び安全管理、電子決済等取扱業の業務の一部を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（電子決済等取扱業者の誠実義務）

第五十二条の六十の十二　電子決済等取扱業者は、顧客のため誠実にその業務を遂行しなければならない。

（金銭等の預託の禁止）

第五十二条の六十の十三　電子決済等取扱業者は、いかなる名目によるかを問わず、その営む電子決済等取扱業に関して、顧客から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済等取扱業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭その他の財産を預託させてはならない。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（委託銀行との契約締結義務）

第五十二条の六十の十四　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を営む場合には、委託銀行との間で、顧客に損害が生じた場合における当該損害についての当該委託銀行と当該電子決済等取扱業者との賠償責任の分担に関する事項その他の内閣府令で定める事項を定めた電子決済等取扱業に係る契約を締結し、これに従つて当該委託銀行に係る電子決済等取扱業を営まなければならない。

（指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第五十二条の六十の十五　電子決済等取扱業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合　一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結する措置

二　指定電子決済等取扱業務紛争解決機関が存在しない場合　電子決済等取扱業務に関する苦情処理措置（顧客からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を第五十二条の七十三第三項第三号に掲げる者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）及び紛争解決措置（顧客との紛争の解決を認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二条第三号（定義）に規定する認証紛争解決手続をいう。）により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。）

2　電子決済等取扱業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3　第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき　第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第五十二条の八十四第一項の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二　第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定電子決済等取扱業務紛争解決機関の第五十二条の六十二第一項の規定による指定が

第五十二条の八十四第一項の規定により取り消されたとき（前号に掲げる場合を除く。）　その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三　第一項第二号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき　第五十二条の六十二第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

（電子決済等取扱業に係る禁止行為）

第五十二条の六十の十六　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業に関し、次に掲げる行為（特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務に関しては、第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一　顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三　前二号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は委託銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

（金融商品取引法の準用）

第五十二条の六十の十七　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止、社債の管理の禁止等）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第六号及び第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面等による解除）、第三十七条の七（指定紛争解決機関との契約締結義務等）、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等の禁止）並びに第四十条の二から第四十条の七まで（最良執行方針等、分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止、金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ行為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等）を除く。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、特定預金等契約に係る電子決済等関連預金媒介業務を行う電子決済等取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定（同法第三十四条及び第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）」と、「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、「金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約と同じ特定預金等契約」と、「金融商品取引契約を過去」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を過去」と、「締結した」とあるのは「行つた」と、「金融商品取引契約を締結する」とあるのは「特定預金等契約の締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の二第二項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同条第三項第三号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同法第三十四条の三第二項第二号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「の媒介により対象契約」と、同項第五号及び第六号中「締結をする」とあるのは「媒介を行う」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の媒介を行う」と、同条第十項及び同法第三十四条の四第五項中「又は締結」とあるのは「又は媒介」と、同法第三十七条第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「商号」と、同条第二項中「金融商品取引行為を行う」とあるのは「特定預金等契約を締結する」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとする」とあるのは「の締結の媒介を行う」と、「交付しなければ」とあるのは「交付するほか、顧客の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければ」と、同項第一号中「の商号、名称又は氏名」とあるのは「及び当該特定預金等契約に係る委託銀行（銀行法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の商号」と、同項第五号中「行う金融商品取引行為」とあるのは「締結する特定預金等契約」と、同法第三十七条の六第三項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約の解除に伴い委託銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、当該顧客に対し」と、同条第四項中「第一項の規定」とあるのは「顧客からの申出」と、「顧客」とあるのは「当該顧客」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金

等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項各号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第六号及び第三項を除く。）、第三十七条の四並びに第三十七条の六第三項及び第四項（ただし書を除く。）」と、「締結した」とあるのは「締結の媒介を行つた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節　監督

（電子決済等取扱業に関する帳簿書類）

第五十二条の六十の十八　電子決済等取扱業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（電子決済等取扱業に関する報告書）

第五十二条の六十の十九　電子決済等取扱業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済等取扱業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項（外国で資格を有する者の特例）に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第五十二条の六十の二十　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は当該電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該電子決済等取扱業者の業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3　電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第五十二条の六十の二十一　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該電子決済等取扱業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者若しくは電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、電子決済等取扱業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5　前条第三項の規定は、第二項の規定による電子決済等取扱業者と電子決済等取扱業の業務に関して取引する者又は電子決済等取扱業者から電子決済等取扱業の業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

（業務改善命令）

第五十二条の六十の二十二　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該電子決済等取扱業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（登録の取消し等）

第五十二条の六十の二十三　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済等取扱業者に対し、第五十二条の六十の三の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済等取扱業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　電子決済等取扱業者が第五十二条の六十の六第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

三　この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他電子決済等取扱業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2　内閣総理大臣は、第五十二条の六十の八第一項の規定により電子決済等代行業を営む電子決済等取扱業者が、同条第二項の規定により適用するこの法律の規定又は当該規定に基づく内閣総理大臣の処分に違反した場合その他電子決済等代行業の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認められる場合には、当該電子決済等取扱業者に対し、電子決済等代行業の廃止を命ずることができる。

3　内閣総理大臣は、電子決済等取扱業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は電子決済等取扱業者を代表する役員の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済等取扱業者から申出がないときは、当該電子決済等取扱業者の第五十二条の六十の三の登録を取り消すことができる。

4　前項の規定による処分については、行政手

続法第三章（不利益処分）の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第五十二条の六十の二十四　内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、電子決済等取扱業者の登録を抹消しなければならない。

一　前条第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

二　第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録がその効力を失つたとき。

第四節　認定電子決済等取扱事業者協会

（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）

第五十二条の六十の二十五　内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、電子決済等取扱業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、次条に規定する業務（以下この節において「認定業務」という。）を行う者として認定することができる。

一　電子決済等取扱業の業務の適正を確保し、並びにその健全な発展及び顧客の利益の保護に資することを目的とすること。

二　電子決済等取扱業者を社員（以下この節及び第六十三条の三第五号において「会員」という。）に含む旨の定款の定めがあること。

三　認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施の方法を定めていること。

四　認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

（認定電子決済等取扱事業者協会の業務）

第五十二条の六十の二十六　認定電子決済等取扱事業者協会は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　会員が電子決済等取扱業を営むに当たり、この法律その他の法令の規定及び第三号の規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務

二　会員の営む電子決済等取扱業に関し、契約の内容の適正化その他電子決済等取扱業の顧客の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務

三　会員の営む電子決済等取扱業の適正化並びにその取り扱う情報の適正な取扱い及び安全管理のために必要な規則の制定

四　会員のこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査

五　電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供

六　会員の営む電子決済等取扱業に関する顧客からの苦情の処理

七　電子決済等取扱業の顧客に対する広報

八　前各号に掲げるもののほか、電子決済等取扱業の健全な発展及び電子決済等取扱業の顧客の保護に資する業務

（会員名簿の縦覧等）

第五十二条の六十の二十七　認定電子決済等取扱事業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

2　認定電子決済等取扱事業者協会でない者（信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の規定による認定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

3　認定電子決済等取扱事業者協会の会員でない者（信用金庫法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定する認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の社員である者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称中に、認定電子決済等取扱事業者協会の会員と誤認されるおそれのある文字を使用してはならない。

（顧客の保護に資する情報の提供）

第五十二条の六十の二十八　認定電子決済等取扱事業者協会は、第五十二条の六十の三十五の規定により内閣総理大臣から提供を受けた情報のうち電子決済等取扱業の顧客の保護に資する情報について、電子決済等取扱業の顧客に提供できるようにしなければならない。

（顧客からの苦情に関する対応）

第五十二条の六十の二十九　認定電子決済等取扱事業者協会は、電子決済等取扱業の顧客から会員の営む電子決済等取扱業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

2　認定電子決済等取扱事業者協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3　会員は、認定電子決済等取扱事業者協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4　認定電子決済等取扱事業者協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（認定電子決済等取扱事業者協会への報告等）

第五十二条の六十の三十　会員は、電子決済等取扱業者が行つた顧客の保護に欠ける行為に関する情報その他電子決済等取扱業の顧客の利益を保護するために必要な情報として内閣府令で定めるものを取得したときは、これを認定電子決済等取扱事業者協会に報告しなければならない。

2　認定電子決済等取扱事業者協会は、その保有する前項に規定する情報について会員から提供の請求があつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る情報を提供しなければならない。

（秘密保持義務等）

第五十二条の六十の三十一　認定電子決済等取扱事業者協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者（次項において「役員等」という。）は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　認定電子決済等取扱事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を、認定業務（当該認定電子決済等取扱事業者協会が信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定を受けた一般社団法人であつて、当該役員等が当該一般社団法人の同法第八十五条の三の五（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の業務）に規定する業務に従事する役員等である場合における当該業務その他これに類する業務として政令で定める業務を含む。）の用に供する目的以外に利用してはならない。

（定款の必要的記載事項）

第五十二条の六十の三十二　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第十一条第一項各号（定款の記載

又は記録事項）に掲げる事項及び第五十二条の六十の二十五第二号に規定する定款の定めのほか、認定電子決済等取扱事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第五十二条の六十の二十六第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（立入検査等）

第五十二条の六十の三十三　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定電子決済等取扱事業者協会の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（認定電子決済等取扱事業者協会に対する監督命令等）

第五十二条の六十の三十四　内閣総理大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定電子決済等取扱事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（認定電子決済等取扱事業者協会への情報提供）

第五十二条の六十の三十五　内閣総理大臣は、認定電子決済等取扱事業者協会の求めに応じ、認定電子決済等取扱事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、電子決済等取扱業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして内閣府令で定める情報を提供することができる。

第五節　雑則

（廃止の届出等）

第五十二条の六十の三十六　電子決済等取扱業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　電子決済等取扱業の全部又は一部を廃止したとき。

二　当該電子決済等取扱業者について破産手続開始の申立て等（破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）をいう。）が行われたとき。

2　電子決済等取扱業者が電子決済等取扱業の全部を廃止したときは、当該電子決済等取扱業者の第五十二条の六十の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済等取扱業者であつた者は、その営む電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、その営む電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を返還する目的の範囲内においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

3　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業の全部若しくは一部の廃止をし、電子決済等取扱業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併（当該電子決済等取扱業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済等取扱業の全部若しくは一部の承継をさせようとするときは、その日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

4　電子決済等取扱業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　電子決済等取扱業者は、第三項の規定による公告をした場合（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をした場合を除く。）には、廃止しようとする電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業に関し管理する顧客の財産を速やかに返還しなければならない。

6　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、電子決済等取扱業者（外国電子決済等取扱業者を除く。）が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7　会社法第九百四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（登録の取消しに伴う債務の履行の完了等）

第五十二条の六十の三十七　電子決済等取扱業者について、第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録が取り消されたとき（電子決済等取扱業の顧客の保護に欠け、又は電子決済等取扱業の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済等取扱業者であつた者は、その営む電子決済等取扱業に関し負担する債務の履行を速やかに完了し、かつ、当該電子決済等取扱業者であつた者は、当該債務の履行を完了し、かつ、当該財産を返還する目的の範囲内においては、なお電子決済等取扱業者とみなす。

（外国電子決済等取扱業者の勧誘の禁止）

第五十二条の六十の三十八　第五十二条の六十の三の登録を受けていない外国電子決済等取扱業者は、国内にある者に対して、第二条第十七項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはならない。

（外国法人に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等）

第五十二条の六十一　電子決済等取扱業者が外国法人である場合におけるこの法律の規定の

適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業を開始したとき、委託銀行との間で第五十二条の六十の十四の契約を締結したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第五十六条第十九号を同条第二十六号とし、同条第十三号から第十八号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十二号の次に次の七号を加える。

十三　第五十二条の六十の二十三第一項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等取扱業の全部又は一部の停止を命じたとき。

十四　第五十二条の六十の二十三第一項又は第三項の規定により第五十二条の六十の三の登録を取り消したとき。

十五　第五十二条の六十の二十三第二項の規定により電子決済等取扱業者の電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

十六　第五十二条の六十の二十五の規定による認定をしたとき。

十七　第五十二条の六十の三十四第二項の規定により第五十二条の六十の二十五の認定を取り消したとき。

十八　第五十二条の六十の三十四第二項の規定により認定電子決済等取扱事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

十九　第五十二条の六十の三十六第二項の規定により第五十二条の六十の三の登録が効力を失つたとき。

第六十一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「又は第五十二条の四十五の二」を「、第五十二条の四十五の二又は第五十二条の六十の十七」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号の次に次の三号を加える。

八　不正の手段により第五十二条の六十の三の登録を受けたとき。

九　第五十二条の六十の十の規定に違反して、他人に電子決済等取扱業を営ませたとき。

十　第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令に違反したとき。

第六十二条中「その」を「当該」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十六第一項」の下に「、第五十二条の六十の二十三第一項」を加え、同条第三号中「第五十二条の六十一の二十八第二項」を「第五十二条の六十の三十四第二項又は第五十二条の六十一の二十八第二項」に改める。

第六十二条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「又は」を「、第五十二条の六十の十九若しくは」に、「者」を「とき。」に改め、同条第一号の二中「若しくは第五十二条の二十八第三項」を「、第五十二条の二十八第三項若しくは第五十二条の六十の三十六第三項」に、「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第一号の三中「とつた者」を「とつたとき。」に改め、同条第二号中「第五十二条の五十三」の下に「、第五十二条の六十の二十第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第五十二条の六十の二十一第一項若しくは第二項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第三号の二から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「又は」を「、第五十二条の六十の四第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類又は」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号及び第十号中「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　第五十二条の六十の十三の規定に違反したとき。

三　第五十二条の六十の十六（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（委託銀行又は電子決済等取扱業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をしたとき。

第六十三条の二の二中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の二の四中「第五十二条の六十一の二十五」を「第五十二条の六十の三十一又は第五十二条の六十一の二十五」に改める。

第六十三条の二の五中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「（第二号を除く。）」を削り、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第二号及び」を削り、「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第四号中「者又は」を「とき、又は」に、「をした者」を「をしたとき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十七第一項」を「第五十二条の六十の三十三第一項若しくは第五十二条の六十一の二十七第一項」に、「これら」に、「者」を「とき。」に改める。

第六十三条の二の六中「第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、電子決済等代行業を営んだとき。

二　第五十二条の七十一若しくは第五十二条の七十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したとき。

第六十三条の二の七中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「若しくは第五十二条の六十の三十六第七項」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「（同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「の」を「又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「の」を「又は第五十二条の六十の九第三項の」に、「又はこれ」を「若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれら」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第五十二条の六十一の二十一第三項」を「第五十二条の六十一の二十一第三項又は第五十二条の六十一の二十七第三項」に、「その名称中に」を「、その名称中に認定電子決済等取扱事

業者協会の会員又は」に、「使用した者」を「使用したとき。」に改め、同条第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改める。

第六十四条第一項第二号中「第六十三条の二第一号」の下に「若しくは第三号」を加え、同項第三号中「第六十三条の二の二」を「第六十三条の二第二号又は第六十三条の二の二」に改め、同項第四号中「第六十三条の二第二号」を「第六十三条の二第四号」に改める。

第六十五条中「銀行代理業者若しくは」を「銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）」に改め、「銀行代理業者又は」を削り、「又は」を「又は認定電子決済等取扱事業者協会若しくは」に改め、同条第四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同条第十号中「第五十二条の五十五」の下に「、第五十二条の六十の二十二、第五十二条の六十の三十四第一項」を加え、同条第十二号の二中「において」を「又は第五十二条の六十の三十六第七項において」に改め、同条第十九号中「含む。）」の下に「、第五十二条の六十の十八」を加える。

第六十六条中「次の」の下に「各号の」を加え、同条第二号及び第三号中「において」を「又は第五十二条の六十の三十六第七項において」に改める。

第六十六条の二中「正当な理由がないのに第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　正当な理由がないのに第五十二条の六十の二十七第一項又は第五十二条の六十一の二十一第一項の規定による名簿の縦覧を拒んだ者

二　第五十二条の六十の三十六第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十七条第一号中「第五十二条の六十一の二十一第二項」を「第五十二条の六十の二十七第二項又は第五十二条の六十一の二十一第二項」に、「その名称中に」を「、その名称中に認定電子決済等取扱事業者協会又は」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第七条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者のうち同法第十一条の二第一項の届出をした者

第二条第二項第三十一号中「（平成二十一年法律第五十九号）」を削り、同号の次に次の四号を加える。

三十一の二　資金決済に関する法律第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者

三十一の三　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十八項に規定する電子決済等取扱業者

三十一の四　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の三の二第一項に規定する信用金庫電子決済等取扱業者

三十一の五　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者

第二条第二項第三十二号中「第二条第八項」を「第二条第十六項」に改める。

第十条の次に次の二条を加える。

（外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認）

第十条の二　特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。次条及び第二十二条第二項において「電子決済手段等取引業者」という。）は、外国所在電子決済手段等取引業者（外国に所在して電子決済手段関連業務（同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務をいう。）と同種類の業務を行う者をいう。以下この条において同じ。）との間で、電子決済手段（同法第二条第五項に規定する電子決済手段をいい、同条第九項に規定する特定信託受益権を除く。以下同じ。）の移転（同条第十項に規定する電子決済手段の交換等に伴うものを除く。以下同じ。）を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、主務省令で定める方法により、当該外国所在電子決済手段等取引業者について、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一　当該外国所在電子決済手段等取引業者が、第四条、第六条から第八条まで及び次条の規定による措置に相当する措置（以下この号において「取引時確認等相当措置」という。）を的確に行うために必要な営業所その他の施設並びに取引時確認等相当措置の実施を統括管理する者を当該外国所在電子決済手段等取引業者の所在する国又は当該所在する国以外の外国に置き、かつ、取引時確認等相当措置の実施に関し、第十五条から第十八条までに規定する行政庁の職務に相当する職務を行う当該所在する国又は当該外国の機関の適切な監督を受けている状態（次号において単に「監督を受けている状態」という。）にあることその他の取引時確認等相当措置を的確に行うために必要な基準として主務省令で定める基準に適合する体制を整備していること。

二　当該外国所在電子決済手段等取引業者が、外国所在電子決済手段等取引業者であって監督を受けている状態にないものとの間で電子決済手段の移転を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結していないこと。

（電子決済手段の移転に係る通知義務）

第十条の三　電子決済手段等取引業者は、顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う場合において、当該移転を受取顧客（当該移転を受ける者であって、他の電子決済手段等取引業者又は外国電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第二条第十三項に規定する外国電子決済手段等取引業者をいい、政令で定める国又は地域に所在するものを除く。）（以下この条において「他の電子決済手段等取引業者等」という。）の顧客として電子決済手段の管理を当該他の電子決済手段等取引業者等に委託しているものをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移

転を他の電子決済手段等取引業者等に委託するときは、当該依頼を行った顧客に係る本人特定事項その他の事項で主務省令で定めるものを当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該委託を受けた者を除く。）又は当該委託を受けた者に通知して行わなければならない。

2　電子決済手段等取引業者は、他の電子決済手段等取引業者等からこの条の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による通知を受けて電子決済手段の移転の委託又は再委託を受けた場合において、当該移転を受取顧客に対して行うとき、又は受取顧客に対する当該移転を他の電子決済手段等取引業者等に再委託するときは、当該通知に係る事項（主務省令で定める事項に限る。）を当該受取顧客のために当該移転に係る電子決済手段の管理をする他の電子決済手段等取引業者等（当該再委託を受けた者を除く。）又は当該再委託を受けた者に通知して行わなければならない。

第十八条中「、第九条又は第十条」を「又は第九条から第十条の三まで」に改める。

第二十二条第二項中「事項」の下に「並びに電子決済手段等取引業者に係る第十条の二に定める事項及び第十条の三に定める事項（電子決済手段等取引業者が顧客から受取顧客（他の電子決済手段等取引業者の顧客である者に限る。）に対する電子決済手段の移転の依頼を受けた場合であって、そのための電子決済手段の移転（委託又は再委託を受けた電子決済手段等取引業者によって行われるものを含む。）が本邦内においてのみ行われるときに係るものを除く。）」を加える。

第二十五条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第二十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第二十七条中「者は」を「ときは、当該違反行為をした者は」に改める。

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　他人になりすまして第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。）との間における高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者において高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報を提供した者も、同項と同様とする。

3　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

第二十九条の二　他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二条の八第二項の規定により同法第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二条第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済手段等取引業者」という。）との間における電子決済手段等取引契約（同法第二条第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済手段等取引業者において電子決済手段等取引契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済手段等取引用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に電子決済手段等取引用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済手段等取引用情報を提供した者も、同様とする。

3　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条の三　他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項において「電子決済等取扱業者等」という。）との間における電子決済等利用契約（銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、電子決済等取扱業者等において電子決済等利用契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「電子決済等利用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に電子決済等利用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、電子決済等利用情報を提供した者も、同様とする。

3　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条第一項中「第二条第七項各号」を「第二条第十五項各号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第二十九条の規定　公布の日

二　附則第二十七条の規定　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第　　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）のいずれか遅い日

（資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段（第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段をいう。次項及び次条において同じ。）を発行している者については、新資金決済法第十一条の二の規定は、施行日から起算して二年間は、適用しない。

2　前項に規定する者が施行日から起算して二年を経過した日より前に発行した高額電子移転可能型前払式支払手段についての新資金決済法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「発行しようとする」とあるのは「発行している」と、「あらかじめ」とあるのは「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から起算して二年を経過した日から三十日以内に」とする。

第三条　この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者は、施行日から起算して二週間以内に、その氏名、商号又は名称、住所その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　この法律の施行の際現に高額電子移転可能型前払式支払手段を発行している者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、前条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条　この法律の施行の際現に為替取引分析業（新資金決済法第二条第十八項に規定する為替取引分析業をいう。以下この条において同じ。）を行っている者は、施行日から起算して一年間（新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、当該期間内にその申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同条の規定にかかわらず、当該為替取引分析業を行うことができる。

2　前項の規定により為替取引分析業を行うことができる者が施行日から起算して一年を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二十三の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同項と同様とする。ただし、施行日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

（権限の委任）

第五条　内閣総理大臣は、附則第三条第一項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この法律の施行の際現に第六条の規定による改正前の銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けている者は、紛争解決等業務の種別（第六条の規定による改正後の銀行法（以下この条において「新銀行法」という。）第二条第三十一項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が銀行業務（新銀行法第二条第二十五項に規定する銀行業務をいう。）である指定紛争解決機関（新銀行法第二条第二十四項に規定する指定紛争解決機関をいう。）として新銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第七条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（附則第二条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する新資金決済法第十一条の二第一項の規定による届出をした日（以下この条において「届出日」という。）より前の取引の際に犯罪による収益の移転防止に関する法律第四条第一項（第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項（同条第一項第一号に係る部分に限り、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について同法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている同法第二条第三項に規定する顧客等との間で行う届出日以後の取引（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）であって政令で定めるものについては、同法第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（無尽業法の一部改正）

第八条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二項中「及び第三十五条の二の三第一項」を削る。

第三十五条の二の三第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、「、銀行業務に係るものにあっては無尽業務について」を削り、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第一項」の下に「と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「「銀行」を「「銀行業関係業者」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあっては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあっては電子決済等取扱業務」とあるのは「無尽業法第三十五条の二第二項

に規定する無尽業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第九条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九十二条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十二条の五の八第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第九十二条の五の九第一項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第二項中「(2)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「、」とあるのは「農業協同組合法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(2)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(2)又は(9)を「(10)まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(10)に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第九十二条の八第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「農業協同組合法第九十二条の六第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第二号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「「銀行」」を「「銀行業関係業者」」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百一条第一項第四号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第百八条第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第百十六条第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四まで」とあるのは「前号ニ(3)又は(9)を「(10)まで」とあるのは「前号ニ(4)又は(10)に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改める。

第百二十条第一項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、同条第二項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「「次に掲げる事項」とあるのは「指定を受けようとする」を「同項第一号中「紛争解決等業務の種別」とあるのは「」に、「同項第四号イ」を「水産業協同組合法第百十八条第一項第四号イ」に、「及び次に掲げる事項」と、同項第二号」を「」と、同項第三号」に、「である銀行」を「である銀行業関係業者」に、「銀行から」を「銀行業関係業者から」に、「当該銀行」を「当該銀行業関係業者」に、「銀行業務」」を「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」に、「「銀行」」を「「銀行業関係業者」」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百三十条第一項第五号中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十一条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の五中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号に」を「第二十六号に」に、「紛争解決等業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務」と、「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に、「「銀行」」を「「銀行業関係業者」」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条の二第六項第七号に規定する信用事業等」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第十二条　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「いう。以下」を「いい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十三条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十三条の三第五項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十四条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十五条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に、「第七章の五」を「第七章の五（電子決済等取扱業）、第七章の六」に改め、「第五十三条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第十八号」を「第二十五号」に改める。

第二十七条第二号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第八十九条の十三第二項中「及び第九十四条第七項」を削る。

第九十四条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第三項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第四項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第六項中「(6)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「(7)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、」に、「」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(8)までの」とあるのは「(6)」を「に相当する」とあるのは「に相当する」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(7)に、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(6)又は(9)」を「(10)まで」とあるのは「前号ニ(7)又は(10)」に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、「、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について」を削り、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」の下に「と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が銀行業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては電子決済等取扱業務」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百一条第一項第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の二を同表第三十六号の三とし、同表第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二　電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定		
(一)　銀行法第五十二条の六十の三（登録）の電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二)　信用金庫法第八十五条の三第一項（登録）の信用金庫電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(三)　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）の信用協同組合電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(四)　銀行法第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(五)　信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六)　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号中「、暗号資産交換業者の登録」を「、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可」に改め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(六)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七)　資金決済に関する法律第六十三条の二十三（為替取引分析業者の許可）の為替取引分析業者の許可	許可件数	一件につき十五万円
(八)　資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項（業務の種別の変更の許可等）の変更の許可	許可件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号(三)の次に次のように加える。

(四)　資金決済に関する法律第六十二条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(五)　資金決済に関する法律第六十二条の七第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「届出又は」を「届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の一の四の項中「届出又は」を「届出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又

は」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同表の一の六の項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の十二の項中「第四十一条第四項」の下に「の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十二条の七第四項」を、「第六十三条の六第二項」の下に「の届出、同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項」を加える。

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十九条　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の二第一項の表第二号、第四号、第六号、第八号及び第十号、第二項第五号並びに第三項第五号中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第五十一条の三第二項中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に、「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改め、同条第三項第一号中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第二十条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三十三条第一項中「並びに」を「、第七章の五並びに」に、「第六項」を「第七項」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第二十一条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号ハ中「第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第十五条第一号ホ並びに第二号ニ(5)及びホ(5)中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に改める。

第十八条第一項中「第二条第十七項」を「第二条第二十一項」に改め、同項第一号ロ(5)中「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同号ハ(9)中「この法律」の下に「、銀行法」を加え、「(8)まで」を「(9)まで」に改め、同号ハ(9)を同号ハ(10)とし、同号ハ(8)を同号ハ(9)とし、同号ハ(2)から(7)までを同号ハ(3)から(8)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　銀行法第五十二条の六十の二十三第二項の規定による電子決済等代行業の廃止の命令

第十八条第一項第二号ロ(2)中「(9)まで」を「(10)まで」に改め、同条第二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二十二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の六十一」を「第五十二条の六十の二」に改める。

第九十五条の五の九第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第六項」に、「第十四号及び第十六号」を「第二十一号及び第二十三号」に改める。

第二十三条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「を営む」を「又は電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十七項に規定する特定信託会社であって、同法第三十七条の二第三項の届出をしたものが同法第六十二条の八第三項の届出をして営む同法第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務（同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。）をいう。第二十一条第一項及び第九十三条第三号において同じ。）を営む」に改める。

第二十一条第一項中「及び」を「、電子決済手段関連業務及び」に改める。

第五十二条第三項の表第二十一条第一項の項中「、信託契約代理業、信託受益権売買等業務」を「、信託契約代理業、信託受益権売買等業務、電子決済手段関連業務」に改める。

第九十三条第三号中「及び」を「、電子決済手段関連業務及び」に改める。

（会社法の一部改正）

第二十四条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第四十九条の二第二項」の下に「及び第五十二条の六十の三十六第七項（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五第一項及び信用金庫法第八十九条第七項において準用する場合を含む。）」を、「第六十一条第七項」の下に「、第六十二条の二十五第七項」を加える。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第二十五条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の二十三第三項中「第二条第十九項」を「第二条第二十三項」に改める。

第六十条の三十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第二十六条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の三第三項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第二十七条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十三号ホ中「第二条第十項」を「第二条第二十項」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十八条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「キまで」を「シまで」に改め、同項第三号キを同号シとし、同号テから同号サまでを同号ユから同号ミまでとし、同号エを同号サとし、その次に次のように加える。

キ　為替取引分析業を行う者

第四条第一項第三号コを同号テとし、その次に次のように加える。

ア　電子決済手段等取引業を行う者

第四条第一項第三号フを同号エとし、同号ホから同号ケまでを同号トから同号コまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ヘ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

（政令への委任）

第二十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三十条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理　由

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段の交換等を行う電子決済手段等取引業及び複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　いわゆるステーブルコインへの対応として、電子決済手段の取引等を業として行う者について、登録制を導入し、利用者保護などの措置を求めること。

2　マネー・ローンダリング対策等の実効性向上のため、複数の銀行等の委託を受けて、為替取引のモニタリング等を業として行う者について、許可制を導入し、業務を適正かつ確実に遂行できる体制の整備などの措置を求めること。

3　高額な価値の電子的移転が可能である前払式支払手段への対応として、その発行者について、業務実施計画の届出を求めるとともに、犯罪による収益の移転防止に関する法律における特定事業者と位置付け、取引時の本人確認等を求めること。

4　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年五月十七日

財務金融委員長　薗浦健太郎

衆議院議長　細田　博之殿

刑法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和四年四月二十日

提出者

米山　隆一　　鎌田さゆり

山田　勝彦

賛成者

青柳陽一郎外八十八名

刑法等の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条の次に次の一条を加える。

（加害目的誹謗等）

第二百三十一条の二　人の内面における人格に対する加害の目的で、これを誹謗し、又は中傷した者は、拘留又は科料に処する。

2　前項の行為については、第二百三十条の二の例による。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第二条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加え、同項第二号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　刑法第二百三十条（名誉毀損）、第二百三十一条（侮辱）又は第二百三十一条の二（加害目的誹謗等）の罪

第二十七条第一項第二号中「第四条、」及び「又は第十条第二項」を削り、「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加える。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正）

第三条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「よる情報の流通」を「係る情報」に改める。

第二条第一号中「不特定の者によって受信されることを目的とする」を削り、「この号」の下に「及び第四条第一項」を加え、同条第四号中「（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）」及び「（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）」を削る。

第三条第一項中「よる情報の流通により」を「係る情報によって」に改め、「、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって」を削り、「該当するとき」を「該当する場合（当該特定電気通信が不特定の者によって受信されることを目的とするものである場合にあっては、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき）」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第二項第一号及び第二号中「よる情報の流通」を「係る情報」に改める。

第三条の二第一号及び第二号中「よる情報」を「係る情報」に改め、「の流通」を削る。

第四条第一項中「よる情報の流通」を「係る情報」に改め、「、次の各号のいずれにも該当するときに限り」を削り、「権利の侵害」を「権利を侵害したとする情報の発信者」に改め、「もの」の下に「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、「の」を「のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信（侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。）を利用した当該侵害情報以外の情報の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。）に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその」に改め、同項第一号中「の流通」及び「ことが明らかである」を削り、同項に次の一号を加える。

三　当該特定電気通信役務提供者が当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

第四条第四項中「開示関係役務提供者」の下に「及びドメイン名役務提供者」を、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「開示関係役務提供者」の下に「及びドメイン名役務提供者」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定電気通信に係る情報によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る電気通信事業法第百六十四条第二項第二号に掲げるドメイン名の取得、維持又は管理に関する役務を提供する者であって総務省令で定めるもの（当該特定電気通信に係る開示関係役務提供者である者を除く。以下この条において「ドメイン名役務提供者」という。）に対し、当該ドメイン名役務提供者が保有する当該権利を侵害したとする情報の発信者に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一　当該開示の請求に係る侵害情報によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたとき。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二百三十五条ただし書及び第二百四十四条中「又は第二百三十一条」を「、第二百三十一条又は第二百三十一条の二」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第四条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号の二中「地方裁判所」の下に「及び簡易裁判所」を加える。

（損害賠償命令に関する規定の整備）

第五条　前条に定めるもののほか、第二条の規定による犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の改正に伴い必要な同法第二十三条第一項に規定する損害賠償命令に関する規定の整備については、別に法律で定める。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正）

第六条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号の改正規定中「この号」の下に「及び第五条第三項」を加え」を「第四条第一項」を「第五条第三項」に改め」に改め、同条に五号を加える改正規定のうち第五号中「よる情報の流通」を「係る情報」に改め、第六号中「もの」の下に「その他これらに準ずると認められる情報」を加え、第七号中「及び同条第二項」を「、同条第二項に規定するドメイン名役務提供者及び同項」に改める。

第四条第一項の改正規定中「「、次の各号のいずれにも該当するときに限り」及び」を削り、「に、「（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の」を「のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。）以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその」に改め」を「に改め、「（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものその他これらに準ずると認められる情報をいう。以下同じ。）」及び「（侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務（特定電

気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）をいう。）を利用した当該侵害情報以外の情報の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。）を削り、「この項」の下に「及び第十五条第二項」を加え」に改め、同項に一号を加える改正規定のうち「同項に次の一号を加える」を「同項第三号を次のように改める」に改め、第三号イ及びロ中「の侵害」を「を侵害したとする情報の発信者」に改める。

第四条第二項及び第三項の改正規定を次のように改める。

第四条第二項中「開示関係役務提供者」を「前項に規定する特定電気通信役務提供者」に、「この条」を「この項」に、「対し」を「対して」に改め、「開示を」の下に「、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対しては当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を、それぞれ」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者による当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用した当該侵害情報以外の情報又は侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、若しくはその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

第四条第四項を削る改正規定中「第四条第四項」を「第四条第四項及び第五項」に改める。

本則に二条及び一章を加える改正規定のうち第八条中「よる情報の流通」を「係る情報」に改める。

理　由

最近におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律における損害賠償命令制度の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加し、あわせて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の規定による発信者情報の開示請求に関し、開示請求に係る事案の拡大、権利侵害の明白性の要件の削除その他所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律案（米山隆一君外二名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、最近におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

損害賠償命令制度の対象事件に、名誉毀損罪、侮辱罪及び加害目的誹謗等罪に係る被告事件を追加すること。

3　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正

発信者情報の開示請求に関し、開示請求に係る事案の拡大、権利侵害の明白性の要件の削除その他所要の措置を講ずること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。ただし、3は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の否決理由

最近におけるインターネット上の誹謗中傷による被害の実情に鑑み、人の内面における人格に対する加害の目的でこれを誹謗し、又は中傷する行為についての処罰規定を整備する等の所要の措置を講じようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年五月十八日

法務委員長　鈴木　馨祐

衆議院議長　細田　博之殿

刑法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

刑法等の一部を改正する法律

（刑法の一部改正）

第一条　刑法（明治四十年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二百三十一条中「拘留又は科料」を「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改める。

第二条　刑法の一部を次のように改正する。

第九条中「、懲役、禁錮」を「、拘禁刑」に改める。

第十条第一項ただし書を削る。

第十二条の見出しを「（拘禁刑）」に改め、同条第一項中「懲役は、無期」を「拘禁刑は、無期」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　拘禁刑は、刑事施設に拘置する。

第十二条に次の一項を加える。

3　拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十四条の見出しを「（有期拘禁刑の加減の限度）」に改め、同条第一項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2　拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

第二十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に、「一年以下の懲役又は禁錮」を「一年以下の拘禁刑」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「、この項本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて」を加える。

第二十六条各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の二第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の三中「禁錮以上の刑の」を「拘禁刑の」に、「禁錮以上の刑に」を「拘禁刑（次条第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。次条第六項、第二十七条の六及び第二十七条の七第六項において同じ。）に」に改める。

第二十七条に次の五項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとする。この場合においては、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3　前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなす。

一　第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、次条第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定

二　人の資格に関する法令の規定

4　第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがないときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5　第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6　前二項の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第二十七条の二第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」及び「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の四各号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の六中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条の七中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の五項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から第四項又は第五項の規定によりこの項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されることがなくなるまでの間（以下この項及び次項において「効力継続期間」という。）、前項前段の規定による減軽は、されないものとする。この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しがされているものとみなす。

3　前項前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、同項の刑は、第一項前段の規定による減軽がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなす。

一　第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定

二　人の資格に関する法令の規定

4　第二項前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、当該罪が同項前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

5　第二項前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、同項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

6　前二項の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない。

第二十八条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条の二第一項及び第四十五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第二項中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四十七条の見出しを「（有期拘禁刑の加重）」に改め、同条中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十一条第一項ただし書中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十六条第一項中「懲役に処せられた」を「拘禁刑に処せられた」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に当たる罪と同質の罪により」を削り、「により懲役」を「により拘禁刑」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に

改め、同条第三項を削る。

第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条第一号中「無期の懲役若しくは禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮」を「無期又は十年以上の拘禁刑」に改め、同条第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三号中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第七十条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条第一項第一号中「無期禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条及び第七十九条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条、第八十八条及び第九十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十三条及び第九十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十五条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条、第九十六条の二、第九十六条の三第一項、第九十六条の四、第九十六条の五、第九十六条の六第一項、第九十七条から第百一条までの規定、第百三条、第百四条及び第百五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六条第一号及び第二号並びに第百七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十条、第百十一条、第百十三条及び第百十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条第一項、第百十九条、第百二十条第一項及び第百二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十四条第一項中「閉塞して」を「閉塞して」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十五条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第百二十九条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十条、第百三十三条、第百三十四条第一項、第百三十六条から第百四十条までの規定及び第百四十二条から第百四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第百四十七条及び第百四十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百五十条、第百五十三条、第百五十四条第一項、第百五十五条第一項及び第三項、第百五十七条第一項及び第二項並びに第百五十九条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六十一条の二第一項及び第二項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十三条の二第一項、第百六十三条の三並びに第百六十三条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百六十五条第一項、第百六十六条第一項、第百六十八条第一項及び第百七十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七十二条第一項、第百七十四条第一項及び第百七十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十七条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第百八十一条、第百八十二条、第百八十四条、第百八十六条並びに第百八十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十八条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九条から第百九十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十三条、第百九十四条及び第百九十五条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の三第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条の四、第百九十八条、第百九十九条及び第二百一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六条、第二百八条及び第二百八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百十二条から第二百十四条までの規定、第二百十五条第一項、第二百十七条、第二百十八条、第二百二十条、第二百二十二条第一項、第二百二十三条第一項、第二百二十四条、第二百二十五条及び第二百二十五条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十六条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の二第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十六条の三中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十七条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百二十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十条の見出しを「（名誉毀損）」に改め、同条第一項中「毀損した」を「毀損した」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十三条、第二百三十四条の二第一項、第二百三十五条及び第二百三十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第二百四十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」

に改める。

第二百四十六条第一項、第二百四十六条の二から第二百四十八条までの規定、第二百四十九条第一項、第二百五十二条第一項、第二百五十三条、第二百五十四条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十一条までの規定及び第二百六十二条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第三条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の五中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第八十九条第一号及び第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「畏怖させる」を「畏怖させる」に改める。

第百五十一条及び第百六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に、「充分な」を「十分な」に改める。

第二百五十条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、「（死刑に当たるものを除く。）」を削り、同項第一号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改め、同項第二号中「無期の懲役又は禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第六号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十一条の五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十五条第一項中「あたる」を「当たる」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十九条第一項中「懲役若しくは禁錮にあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

第二百九十一条の二ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百一条の二第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百四十三条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「あらたに」を「新たに」に改める。

第三百四十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に、「第六十条第二項但書」を「第六十条第二項ただし書」に改める。

第三百四十九条第一項中「言渡」を「言渡し」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第四項若しくは第五項又は第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第一項の請求は、同法第二十七条第二項前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は同法第二十七条の七第二項前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができない。

第三百五十条の二第二項中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第三百五十条の十五第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十条の十六第一項ただし書中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十条の二十九中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十条の二中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第四百八十条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「在る」を「ある」に改める。

第四百八十二条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に、「言渡」を「言渡し」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号及び第五号中「虞」を「おそれ」に改める。

第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正）

第四条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「外出及び外泊」を「社会復帰支援等」に改める。

第三十条中「その者の」の下に「年齢、」を加える。

第四十二条第一項第四号及び第五十四条第一項第三号中「第百六条第一項」を「第百六条の二第一項」に改める。

第七十四条第二項第十一号中「第百六条第二項」を「第百六条の二第二項」に改める。

第八十一条第二号中「第百六条第一項」を「第百六条の二第一項」に改める。

第八十四条第二項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第三項中「受刑者の」の下に「年齢を考慮し、その」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（被害者等の心情等の考慮）

第八十四条の二　刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等（受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この節において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。処遇要領を変更しようとするときも、同様とする。

2　刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、前項の心情及び状況並びに次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

3　刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見（以下この節において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第八十五条第二項及び第九十八条第五項第三号中「第百六条第一項」を「第百六条の二第一項」に改める。

第百三条に次の二項を加える。

3　刑事施設の長は、第一項の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第二編第二章第十節第四款の款名を次のように改める。

第四款　社会復帰支援等

第二編第二章第十節第四款中第百六条を第百六条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（社会復帰支援）

第百六条　刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。

一　適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

二　医療及び療養を受けることを助けること。

三　就業又は修学を助けること。

四　前三号に掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2　前項の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

3　刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、第八十四条の二第三項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

4　刑事施設の長は、第一項の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならない。

第百八条中「第百六条第一項」を「第百六条の二第一項」に改める。

第百九条第二項中「及び前款」を「、第百六条第二項及び第百六条の二から前条まで」に改める。

第百五十条第一項中「第百六条第二項」を「第百六条の二第二項」に改める。

第二百八十六条中「第八十六条第二項及び第三項」を「第八十六条」に、「並びに第九十三条」を「及び第九十三条」に改める。

第二百九十三条第二項第二号中「第百六条第一項」を「第百六条の二第一項」に改める。

第五条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十二条」に、「第九十二条」を「第九十三条」に改める。

第二条第四号中「懲役受刑者、禁錮（こ）受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第五号中「懲役受刑者」を「拘禁刑受刑者」に、「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下同じ」を「次条第一号及び第十五条第一項第一号において同じ」に改め、同条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第八号中「被勾留（こうりゅう）者」を「被勾留者」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項第三号中「懲役受刑者、禁錮受刑者」を「拘禁刑受刑者」に改め、同条第二項中「第九十二条又は」を削る。

第十五条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八条第二号中「第八十六条第一項」を「第八十七条第一項」に改める。

第七十四条第二項第九号中「第九十二条若しくは」を削り、「第八十五条第一項各号」を「第八十六条第一項各号」に改める。

第八十四条第一項中「第九十二条又は」を削り、同条第三項中「基づき」の下に「、できる限り速やかに」を加え、「する」を「し、矯正処遇の目標並びに第九十三条に規定する作業並びに第百三条及び第百四条に規定する指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　刑事施設の長は、第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。

第九十二条を削り、第二編第二章第十節第一款中第九十一条を第九十二条とし、第八十五条から第九十条までを一条ずつ繰り下げ、第八十四条の二を第八十五条とする。

第九十三条を次のように改める。

（受刑者の作業）

第九十三条　刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

第九十四条第二項中「受刑者に」を「刑事施設の長は、」に、「必要がある場合において」を「ことが改善更生及び円滑な社会復帰に資すると認められる受刑者に対し」に改める。

第九十五条第一項中「一日の作業時間及び作業を行わない日」を「作業を行う日及び時間」に改める。

第九十六条第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項」を「拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項」に改める。

第百三条第三項及び第四項並びに第百六条第三項中「第八十四条の二第三項」を「第八十五条第三項」に改める。

第百六条の二第一項中「懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第八十八条第二項」を「拘禁刑受刑者が、第八十九条第二項」に改める。

第百九条第一項中「及び第八十九条」を「及び第九十条」に、「第八十九条第三号」を「第九十条第三号」に改め、同条第二項中「第八十六条から第八十八条」を「第八十七条から第八十九条」に改める。

第百四十六条第一項中「第八十八条第二項」を「第八十九条第二項」に改める。

第百五十一条第一項第二号を削り、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第五号まで」を「第四号まで」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第二百八十八条を次のように改める。

（労役場留置者の処遇）

第二百八十八条　労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。

2　労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及

び作業を行わない日を定める。

3　前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第百三条若しくは第百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条第一項に規定する作業を怠ってはならない」と読み替えるものとする。

第二百九十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十三条第一項中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（更生保護法の一部改正）

第六条　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　恩赦の申出（第八十九条・第九十条）」を「第五章の二　更生保護に関するその他の援助（第八十八条の二・第八十八条の二）
第六章　恩赦の申出（第八十九条・第九十条）」に改める。

第三条中「交友関係等」を「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」に、「その者」を「当該措置を受ける者」に改める。

第十四条中「その他の者」の下に「（以下「関係機関等」という。）」を加える。

第十六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第三十条中「官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者」を「関係機関等」に改める。

第三十八条第一項中「被害者等（審理対象者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。次項において同じ。）から、審理対象者の仮釈放に関する意見及び」を「審理対象者が刑を言い渡される理由となった犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見並びに」に改め、同条第二項中「地方委員会は、」の下に「前項の」を加え、「前項」を「同項」に改め、「同項の」の下に「規定による」を加え、同条に次の二項を加える。

3　地方委員会は、第一項の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、同項の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。

4　地方委員会は、第一項の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、第一項の審理対象者について同条第一項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。

第四十二条及び第四十七条の三中「若しくは」を「又は」に改める。

第四十八条第四号中「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」の下に「（平成二十五年法律第五十号）」を加える。

第四十九条第一項中「目的として」の下に「、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等に対し第三十条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。

第五十条第一項第二号に次のように加える。

八　保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために実行し、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに関してとった行動の状況、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他の行動の状況を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示すること。

第五十一条第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けること。

第五十七条第一項第二号中「とること」の下に「（第四号に定めるものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

四　保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとること。

五　保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとること。

第五十七条に次の四項を加える。

3　保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、同号に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならない。ただし、第五十一条第二項第七号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

4　保護観察所の長は、第一項第四号に規定する措置をとったときは、同号に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。

5　第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、第一項第四号に規

定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた同号に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができる。

6　保護観察所の長は、第一項第五号に規定する措置をとる場合において、第三十八条第三項の規定により同項に規定する事項が通知され又は第六十五条第一項の規定により同項に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。

第六十一条第二項中「（平成七年法律第八十六号）」を削る。

第六十三条第九項中「、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定」を「又は第七十五条第一項の決定」に改める。

第六十五条の見出し中「心情等の」の下に「聴取及び」を加え、同条第二項中「保護観察所の長は、」の下に「第一項の」を加え、「前項」を「前二項」に改め、「及び」の下に「第一項の規定による」を加え、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、」の下に「前項の」を加え、「（当該保護観察対象者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）」を「同項の規定により聴取した心情等」に改め、「、当該心情等を聴取し」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この条において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第六十五条の三第二項を次のように改める。

2　第五十七条第三項及び第四項の規定は前項各号に規定する措置について、同条第五項の規定は前項第二号に規定する措置について、それぞれ準用する。この場合において、第五十七条第三項及び第四項中「援助」とあるのは「医療又は援助」と、同条第五項中「第五十一条第二項第四号に規定する処遇」とあるのは「規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇」と読み替えるものとする。

第六十五条の三第三項及び第四項を削る。

第七十条第三項中「第二号ロ及び」の下に「八並びに」を加える。

第八十一条第一項中「地方委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもって」を「保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに」に改め、同条第三項中「第二号ロ及び」の下に「八並びに」を加え、同条第五項中「地方委員会」を「保護観察所の長」に改め、「、保護観察所の長の申出があった場合において」及び「、決定をもって」を削る。

第八十二条第一項中「この条において」を削る。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（勾留中の被疑者に対する生活環境の調整）

第八十三条の二　保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができる。

2　保護観察所の長は、前項の規定による調整を行うに当たっては、同項の被疑者の刑事上の手続に関与している検察官の意見を聴かなければならない。

3　保護観察所の長は、前項に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、第一項の規定による調整を行うことができない。

第八十四条中「及び前条」を「、第八十三条及び前条第一項」に改める。

第八十五条第一項第六号を次のように改める。

六　検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者

第八十五条第四項ただし書中「更に六月を」を「第一項の措置のうち、金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ」に改める。

第八十六条第一項に後段として次のように加える。

収容中の者から申出があり、その者が同項第一号、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（第八十八条の二において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなった場合において、保護観察所の長が必要があると認めたときも、同様とする。

第八十六条第二項に後段として次のように加える。

収容中の者について、必要があると認めるときも、同様とする。

第八十八条中「第二号及び第三号を除く」を「第一号に係る部分に限る」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　更生保護に関するその他の援助

（刑執行終了者等に対する援助）

第八十八条の二　保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

（更生保護に関する地域援助）

第八十八条の三　保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

第七条　更生保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　保護観察付執行猶予者（第七十八条の二―第八十一条）」を「第五節　保護観察付執行猶予者（第七十八条の二―第八十一条）　第一款　通則　第二款　再保護観察付執行猶予者に関する特則（第八十一条の二―第八十一条の五）」に改める。

第九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条及び第三十四条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三章第五節中第七十八条の二の前に次の款名を付する。

第一款　通則

第八十一条に次の一項を加える。

6　刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者が、同条第一項の規定により保護観察に付された場合には、同条第二項の規定による処分は、その効力を失う。

第三章第五節中第八十一条の次に次の一款を加える。

第二款　再保護観察付執行猶予者に関する特則

（保護観察の実施方法）

第八十一条の二　刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者（以下「再保護観察付執行猶予者」という。）に対する保護観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならない。

（鑑別の求め）

第八十一条の三　保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、保護観察に付されている期間中に更に刑法第二十五条の二第一項の規定により付された保護観察（次条において「再度の保護観察」という。）の開始に際し、前条に規定する要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行猶予者の鑑別を求めるものとする。ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

（特別遵守事項）

第八十一条の四　保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この項及び次項において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならない。ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

2　前項に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならない。ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでない。

3　薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならない。ただし、これに違反した場合に同法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでない。

（保護観察の仮解除）

第八十一条の五　刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ハ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同号ロ中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」と、同項第五号中「転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間（以下「収容可能期間」という。）の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」とする。

第八十五条第一項第一号及び第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第八条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「継続保護事業、一時保護事業及び連絡助成事業」を「宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業」に改め、同条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「収容して」を「宿泊させて」に改め、「、宿泊場所を供与し」を削り、「生活指導」の下に「又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助」を加え、同項第七号中「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け」を「直ちに訴追を必要としないと認められ」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3　この法律において「通所・訪問型保護事業」とは、前項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいう。

4　この法律において「地域連携・助成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一　第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業

二　第二項各号に掲げる者の改善更生に資す

る活動への地域住民の参加の促進を行う事業

三　宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業

四　前三号に掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

第二条第五項中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第十一条第三項及び第三十二条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十五条（見出しを含む。）、第四十六条第二項及び第四十七条第三項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

第四十七条の二（見出しを含む。）中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第四十八条第二項中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改め、同条第三項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に、「第四十七条の二第一号」を「前条第一号」に改める。

第四十九条中「継続保護事業又は一時保護事業」を「宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十条中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に改める。

第五十六条の二第一項中「一時保護事業又は連絡助成事業」を「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」に改める。

第九条　更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第三号及び第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第十号中「第十六条第一項第一号若しくは第二号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第二十一条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年院法の一部改正）

第十条　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条・第二十三条の二」に改める。

第二条第三号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定による」に改める。

第三条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「第十六条第一項各号の」を「第十六条第一項の規定により執行する」に、「以下単に「刑」という」を「次条第一項第四号及び第百四十一条第一項ただし書において同じ」に改める。

第四条第一項第四号中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条に見出しとして「矯正教育の目的及び体系的実施」を付し、第五章第一節中同条の次に次の一条を加える。

（被害者等の心情等の考慮）

第二十三条の二　少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この項において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この章及び第四十四条第三項において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び次項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

2　少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下この章及び第四十四条第三項において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとする。ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第二十四条に次の二項を加える。

4　少年院の長は、第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び前条第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

5　少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、前条第二項の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとする。ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでない。

第三十四条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。

第三十六条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第四十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　少年院の長は、第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、第二十三条の二第二項の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

第百四十一条第一項ただし書中「刑」を「拘禁刑」に改める。

第百四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年鑑別所法の一部改正）

第十一条　少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「非行の状況」を「非行又は犯罪の状況」に改める。

第十七条第一項第三号中「であって、二十歳未満のもの」を削り、同項に次の一号を加える。

四　更生保護法第四十条の規定（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十

一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

第百三十二条中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第十二条　少年鑑別所法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第一項の規定により執行する共助刑を含む。）」に改め、同項第四号中「（平成十四年法律第六十六号）」を削る。

第百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

二　第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第百四十一条第一項ただし書及び第百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十一条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

2　この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによる。

理　由

刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設等の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　罪を犯した者の施設内・社会内処遇のより一層の充実

㈠　懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができることとすること。

㈡　執行猶予制度の拡充

(1)　再度の刑の全部の執行猶予の言渡しが可能な宣告刑の上限を一年から二年に引き上げるなど、対象者の範囲を拡大すること。

(2)　刑の執行猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がなされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができることとすること。

㈢　施設内・社会内処遇に関する規定の整備

(1)　受刑者ごとに定めるものとされている処遇要領は、できる限り速やかに、矯正処遇の目標並びに作業・指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載して定めることとすること。

(2)　再び保護観察付執行猶予を言い渡された者について、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施することとすること。

(3)　受刑者・保護観察対象者等について、刑事施設の長等による被害者等から聴取した心情等を踏まえた指導等に関する規定を整備すること。

2　侮辱罪の法定刑の引上げ

侮辱罪の法定刑を「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げること。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、2は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置を講じ、並びに罪を犯した者に対する刑事施設等の施設内及び社会内における処遇の充実を図るための規定の整備を行うほか、近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情等に鑑み、侮辱罪の法定刑を引き上げようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、政府は、侮辱罪の法定刑引上げの規定の施行後三年を経過したときは、法定刑引上げ後の侮辱罪の規定の施行の状況について、当該規定がインターネット上の誹謗（ひぼう）中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、立憲民主党・無所属から修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十八日

法務委員長　鈴木　馨祐

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

（小字は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条○及び附則第三項の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

二　第四条、第六条、第八条、第十条（少年院法第二条第三号、第三条第二号、第四条第一項第四号、第百四十一条第一項ただし書及び第百四十七条第一項の改正規定を除く。）及び第十一条の規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（検証）

3　政府は、第一条の規定の施行後三年を経過したときは、同条の規定による改正後の刑法第二百三十一条の規定の施行の状況について、同条の規定がインターネット上の誹謗中傷に適切に対処することができているかどうか、表現の自由その他の自由に対する不当な制約になっていないかどうか等の観点から外部有識者を交えて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

刑法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　インターネット上の誹謗中傷による被害が多数発生し人権を著しく侵害する等の問題が深刻化している現状を踏まえ、インターネット上の誹謗中傷の防止及び誹謗中傷による被害が生じた場合の迅速かつ確実な救済を図るための施策を総合的に推進すること。

二　前項の施策を推進するに当たっては、インターネット上の匿名での誹謗中傷による侮辱罪に関し、被疑者の特定に係る被害者の負担を軽減すること。

三　第一項の施策を推進するに当たって、損害賠償命令制度の対象事件を拡大するなど簡易で迅速な損害賠償の実現に資する制度のほか、インターネット上の誹謗中傷に係る損害賠償の在り方や裁判費用の支援など、適正な被害回復のための方策を速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四　侮辱罪の法定刑を引き上げても処罰範囲に変更はないこと及び侮辱罪による現行犯逮捕に係る制限が法定刑の引上げにより外れたとしても当該現行犯逮捕が可能な場合は実際上は想定されないとする政府統一見解を捜査機関に周知徹底すること。

五　侮辱罪による私人逮捕は逮捕罪等の刑事責任が問われることや民事上の不法行為責任を負うことがあることを前項の政府統一見解と合わせて広く国民に周知・広報すること。

六　本法の附則に基づく三年経過後の検討に当たっては、侮辱罪への厳正な対処が図られることにより自由な表現活動が妨げられることのないよう、当該罪に係る公共の利害に関する場合の特例の創設についても検討すること。

七　拘禁刑が創設されることにより刑務作業が減る場合があることも踏まえ、受刑者の社会復帰の原資となる作業報奨金の水準について検討すること。

八　本法の施行により、犯罪をした者の特性に応じた処遇を充実させて再犯防止を図るため、拘禁刑の導入、刑の執行猶予制度の拡充、更生緊急保護の充実化等が行われることを踏まえ、その実務に携わる矯正施設及び更生保護官署の人的・物的体制の充実強化を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇の緊密な連携を強化すること。

九　犯罪をした者に対する処遇の充実及び保護司の負担軽減を図るため、関係機関等のデータ連携も強化しつつ、矯正行政及び保護司活動を含む更生保護行政のデジタル化の推進・ＡＩ技術の活用により、矯正施設及び更生保護官署における対象者のデータの収集・分析、効果的な処遇等の実施及びその効果検証等の施策を推進すること。

十　拘禁刑の創設を踏まえ、刑事施設における処遇調査を充実させるとともに、必要に応じて少年鑑別所の調査機能を有効活用することで、個々の受刑者の特性をこれまで以上に的確に把握し、その特性に応じた柔軟な処遇を推進すること。

十一　満期釈放者等の再犯防止を図る上で更生保護施設が果たす役割が重要であることを踏まえ、更生保護施設における充実したプログラムの実施や施設退所者等への訪問支援事業の全国展開等を図るための十分な財政的措置を講ずること。

十二　犯罪をした者の円滑な社会復帰を図るためには、刑事司法手続終了後を含めた切れ目のない息の長い支援を行うことが不可欠であることに鑑み、地方公共団体による地方再犯防止推進計画の策定や保護司活動の支援を含めた再犯防止のための施策が一層推進されるよう、地方公共団体に対する財政的支援を行うこと。

右

国会に提出する。

令和四年三月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

目次

第一編　関係法律の一部改正
第一章　法務省関係（第一条―第六十七条）
第二章　会計検査院関係（第六十八条）
第三章　内閣官房関係（第六十九条―第七十九条）
第四章　内閣府関係
第一節　本府関係（第八十条―第九十三条）
第二節　公正取引委員会関係（第九十四条・第九十五条）
第三節　国家公安委員会関係（第九十六条―第百八条）
第四節　個人情報保護委員会関係（第百九条・第百十条）
第五節　金融庁関係（第百十一条―第百三十七条）
第六節　消費者庁関係（第百三十八条―第百四十二条）
第五章　デジタル庁関係（第百四十三条）
第六章　復興庁関係（第百四十四条）
第七章　総務省関係（第百四十五条―第百七十五条）
第八章　外務省関係（第百七十六条―第百八十条）
第九章　財務省関係（第百八十一条―第二百八条）
第十章　文部科学省関係（第二百九条―第二百十九条）
第十一章　厚生労働省関係（第二百二十条―第二百七十四条）
第十二章　農林水産省関係（第二百七十五条―第二百九十九条）
第十三章　経済産業省関係（第三百条―第三百四十条）

第十四章　国土交通省関係（第三百四十一条―第四百二十一条）
第十五章　環境省関係（第四百二十二条―第四百三十五条）
第十六章　防衛省関係（第四百三十六条―第四百四十条）
第二編　経過措置
第一章　通則（第四百四十一条―第四百四十三条）
第二章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
第一節　刑法の一部改正に伴う経過措置（第四百四十四条―第四百五十七条）
第二節　刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置（第四百五十八条）
第三節　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第四百五十九条―第四百六十三条）
第四節　更生保護法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十四条―第四百六十八条）
第五節　更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十九条―第四百七十一条）
第六節　少年院法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二条）
第七節　少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十三条）
第三章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置（第四百七十四条―第五百八条）
第四章　その他（第五百九条）
附則
第一編　関係法律の一部改正
第一章　法務省関係
（爆発物取締罰則の一部改正）
第一条　爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。
（決闘罪に関する件の一部改正）
第二条　決闘罪に関する件（明治二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。
第二条中「重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。
第四条第一項中「一月以上」を削り、「重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。
（工場抵当法等の一部改正）
第三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
一　工場抵当法（明治三十八年法律第五十四号）第四十九条第一項
二　法人の役員処罰に関する法律（大正四年法律第十八号）本則
三　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十二条から第百三十四条まで
四　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第二十条第一項
五　民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第三十八条
六　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条、第五条の二第一項、第五条の三及び第八条第一項から第三項まで
七　公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号）第一条第一項及び第二条第一項
八　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百十二条及び第二百十三条第一項
九　民事保全法（平成元年法律第九十一号）第六十六条及び第六十七条
十　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第五条、第六条第一項及び第三項並びに第七条から第九条まで
十一　公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条第一項、第二条第一項及び第四条
十二　公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第二条第一項、第三条第一項から第三項まで、第四条第一項及び第五条第一項
十三　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十一条
十四　弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）附則第四条第一項
十五　労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十四条
十六　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十二条
十七　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）附則第二十六条及び第二十七条
十八　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第五十条及び附則第三条第三項
十九　国籍法の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十八号）附則第十一条第一項
二十　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百九十二条
二十一　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第三条第一項及び第三項
二十二　相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第十七条第一項
（刑法施行法の一部改正）
第四条　刑法施行法（明治四十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。
第一条中「謂フ」を「謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第　号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ」に改め、同条に次の一項を加える。
本法ニ於テ懲役（旧刑法ノ懲役ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮（旧刑法ノ禁錮ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留（旧刑法ノ拘留ヲ除ク）ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ
第三十二条中「懲役若クハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。
（公証人法等の一部改正）
第五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
一　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十四条第一号

二　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条第一項第一号

三　保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第四条第一号

（暴力行為等処罰に関する法律の一部改正）

第六条　暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条、第一条ノ二第一項、第一条ノ三第一項及び第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正）

第七条　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩赦法の一部改正）

第八条　恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、刑の全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

第七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、刑の一部の執行猶予の言渡しがされているものとみなされている者に対しては、猶予の期間の短縮は行わない。

（裁判所法の一部改正）

第九条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項ただし書中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「外、左の各号の一」を「ほか、次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「これを」を削り、「懲役若しくは禁錮又は千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（国会職員法の一部改正）

第十条　国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（裁判官弾劾法の一部改正）

第十一条　裁判官弾劾法（昭和二十二年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改める。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第十二条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「終る」を「終わる」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（検察審査会法の一部改正）

第十三条　検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第四十四条第一項、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（少年法の一部改正）

第十四条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第六条の六第一項第一号ロ中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第四項ただし書中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十条第一項中「死刑、懲役又は禁錮」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

第二十二条の二第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第三項中「同条第八号」を「同条第七号」に改める。

第五十一条の見出しを「（死刑と無期拘禁刑の緩和）」に改め、同条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に、「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「有期の懲役又は禁錮」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「言渡」を「言渡し」に改める。

第五十六条の見出しを「（拘禁刑の執行）」に改め、同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、「又は第十三条第二項」を削る。

第五十七条中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同項第二号中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改め、同項第三号中「刑に」を「拘禁刑に」に改め、「刑の」を削り、同条第二項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項中「無期刑」を「無期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期の刑」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十二条第二項第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条中「無期刑」を「無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」に改める。

（人身保護法の一部改正）

第十五条　人身保護法（昭和二十三年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「ことさら」を「殊更」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人権擁護委員法の一部改正）

第十六条　人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「又は」を「又はその」に改め、同条第二項中「一」に」を「いずれかに」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第十七条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事補償法の一部改正）

第十八条　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）

の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第十九条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条、第七十六条第一項、第七十七条及び第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第二十条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条、第七十一条、第七十一条の二第一項、第七十二条及び第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第二十一条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「懲役若しくは禁錮又はこれら」を「拘禁刑又はこれ」に改め、同項第九号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の二十六第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第四号ヘ中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同号ト中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号リ中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四号の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第三号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の二の二第一項第四号及び第六十一条の二の四第一項第七号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十条第一項中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十一条の二、第七十一条の三及び第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「以下の懲役若しくは禁錮」を「以下の拘禁刑」に、「その懲役若しくは禁錮及び罰金」を「これ」に改める。

第七十三条の二第一項、第七十三条の三第一項、第七十三条の四、第七十三条の五、第七十三条の六第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十四条の四第一項及び第二項、第七十四条の五から第七十四条の六の二までの規定、第七十四条の八第一項及び第二項並びに第七十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役又は二千円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、」に改める。

第三条第一項中「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「且つ」を「かつ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「若しくは」を「又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

第十条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第二十三条　道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「質入」を「質入れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）

第二十四条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「未だ」を「いまだ」に改める。

第三十九条中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「左の各号の」を「次に掲げる」に、「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（公安審査委員会設置法及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第七条第二号

二　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第一項第五号イ

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第二十六条　逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（引渡しに関する制限）」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第二号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条第八号中「終らず」を「終わらず」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十七条　日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十八条　日本国における国際連合の軍隊の地

位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第二十九条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「この場合において」の下に「、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と」を加える。

第二十六条第二項中「第四十九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで、第五十八条」に、「、同法第五十条第一項第三号」を「、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号」に、「、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項」を「又は第七十五条第一項」に改め、「第二十七条第一項の決定」と」の下に「、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と」を加える。

第二十七条第二項中「同条第一項」を「同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三条第一項」に改める。

第三十一条の見出しを「（更生緊急保護等）」に改め、同条中「及び同法」を「並びに同法第八十八条の二及び」に改め、「補導処分」と」の下に「、同条第一項及び第二項中「収容中の者」とあるのは「婦人補導院に収容中の者」と」を加える。

第三十条　売春防止法の一部を次のように改正する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第一号及び第三号中「ふれる」を「触れる」に改める。

第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第七条第一項及び第二項、第八条、第九条、第十条第一項、第十一条から第十三条までの規定並びに第十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六条中「懲役の言渡」を「拘禁刑の言渡し」に改める。

第十七条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第二項中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条第一項中「受け終った」を「受け終わった」に改め、同条第二項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（旧国会議員互助年金法の一部改正）

第三十一条　国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、前項の普通退職年金及び公務傷病年金には適用しない。

（企業担保法の一部改正）

第三十二条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十三条　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

第三条及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律の一部改正）

第三十四条　人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（火炎びんの使用等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十五条　火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第三十六条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（人質による強要行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三十七条　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）の一部を

次のように改正する。

第一条第一項、第二条及び第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第三十八条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役刑若しくは禁錮（こ）刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条第一項中「第八十五条第一項」を「第八十六条第一項」に改める。

第二十三条第一項中「懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに」を「拘禁刑又はこれに」に改める。

（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律の一部改正）

第三十九条　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五条、第百六条第一項、第百七条、第百八条及び第百九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

第四十条　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

保管記録の区分	保管期間
一　裁判書	
1　死刑又は無期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	百年
2　有期拘禁刑に処する確定裁判の裁判書	五十年
3　罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	二十年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
4　無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書	十五年
(一)　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五年
(二)　有期拘禁刑に当たる罪に係るもの	三年
(三)　罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間
5　控訴又は上告の申立てについての確定裁判（1から4までの確定裁判を除く。）の裁判書	法務省令で定める期間
6　その他の裁判の裁判書	
二　裁判書以外の保管記録	
1　刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	
(一)　死刑又は無期拘禁刑に処する裁判に係るもの	五十年
(二)　二十年を超える有期拘禁刑に処する裁判に係るもの	三十年
(三)　十年以上二十年以下の拘禁刑に処する裁判に係るもの	二十年
(四)　五年以上十年未満の拘禁刑に処する裁判に係るもの	十年
(五)　刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	八年
(六)　五年未満の拘禁刑に処する裁判(五)の裁判を除く。）に係るもの	五年
(七)　罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
2　刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	
(一)　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係るもの	十五年
(二)　有期拘禁刑に当たる罪に係るもの	五年
(三)　罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
3　その他の保管記録	法務省令で定める期間

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第四十一条　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第四号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（債権管理回収業に関する特別措置法の一部改正）

第四十二条　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条及び第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の一部改正）

第四十三条　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定並びに第七条第一項、第二項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

（法務省設置法の一部改正）

第四十四条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四十五条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第三条第一項第一号から第十二号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第十三号及び第十四号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同項第十五号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条の二第一項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に、「二年以下の懲役又は禁錮」を「二年以下の拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七条の二第一項中「懲役又は」を「拘禁刑又は」に改め、同項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第一第十号イ中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正）

第四十六条　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号及び第十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の一部改正）

第四十七条　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条及び第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第四十八条　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第一項、第二百五十六条、第二百五十七条第一項、第二百五十八条第一項、第二百五十九条及び第二百六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十二条及び第二百六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第四十九条　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号及び第十九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第一項、第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正）

第五十条　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項及び第六十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条及び第六十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

第五十一条　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十八条第一項、第二百八十九条から第二百九十二条までの規定及び附則第五十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際受刑者移送法の一部改正）

第五十二条　国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第四十九条第一項」を「第四十九条第一項及び第三項」に、「第八十八条」を「第八十八条の二」に改める。

第五十三条　国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条第一号、第六号、第十号及び第十二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十六条第一項中「次の各号に掲げる受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の区分に応じ、当該各号に掲げる種類の共助刑を執行する」を「当該受入受刑者を刑事施設に拘置する」に改め、「とする」の下に「。この場合において、当該受入受刑者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同条第二項後段を削る。

第二十一条中「第十六条第一項第一号の」を「第十六条第一項の規定による」に、「懲役に処せられた者と、同項第二号の共助刑の執行を受ける者を禁錮に処せられた者と、同項第一号の共助刑を懲役と、同項第二号の共助刑を禁錮」を「拘禁刑に処せられた者と、共助刑を拘禁刑」に、「刑の言渡を」を「刑の言渡しを」に、「共助刑の種類」を「刑名（共助刑である場合はその旨）」に、「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「当該外国刑の種類又は」、「第十六条及び」及び「種類及び」を削る。

第二十八条第四号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条及び第三十七条（見出しを含む。）中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十八条第一号中「懲役若しくは禁錮」を

「拘禁刑」に改め、「刑の種類若しくは」を削り、同条第二号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第五十四条　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第一項第四号、第二百六十六条第一項、第二百六十七条、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項、第二百七十条及び第二百七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正）

第五十五条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条第二項及び第七十六条第一項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（仲裁法の一部改正）

第五十六条　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第五十七条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「無期の懲役若しくは禁錮」を「無期拘禁刑」に改める。

第十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「勾留されている」を「勾留されている」に改める。

第百六条第一項、第百七条第一項、第百八条第一項及び第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（破産法の一部改正）

第五十八条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条第一項、第二百六十六条、第二百六十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百六十九条から第二百七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百七十四条及び第二百七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第五十九条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十九条、第百六十条及び第百六十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正）

第六十条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（会社法の一部改正）

第六十一条　会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三百三十一条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十条第一項及び第九百六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九百六十三条第一項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第九百六十四条第一項、第九百六十五条から第九百六十七条までの規定、第九百六十八条第一項、第九百七十条第一項、第四項及び第五項並びに第九百七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

第六十二条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百三十四条第一項、第三百三十五条、第三百三十六条並びに第三百三十七条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（信託法の一部改正）

第六十三条　信託法（平成十八年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二百六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第六十四条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「懲役刑若しくは禁錮刑」を「拘禁刑」に改める。

第九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第二項第一号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正）

第六十五条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した

者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第二十二条中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十四条第一項、第三十七条及び第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第六十六条　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三条第一項及び第四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役に処し」を「拘禁刑に処し」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正）

第六十七条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号及び第七十四条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条から第百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二章　会計検査院関係

（会計検査院法の一部改正）

第六十八条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三章　内閣官房関係

（国家公務員法の一部改正）

第六十九条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号及び第三十八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六条の十第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「此の」を「この」に改め、同条第十三号中「ついた」を「就いた」に改める。

第百十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「又はその写」を「若しくはその写し」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「写」を「写し」に改め、同号を同項第四号とし、同項第五号の二を同項第五号とし、同項第十六号及び第十七号を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

第百十条第一項第十八号を同項第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　第百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

第百十条第一項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とする。

第百十一条中「より」を「から」に、「まで及び」を「まで若しくは」に改め、「、第三号」を削り、「第十八号及び第二十号」を「第十七号若しくは第十九号」に、「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「幇助」に改める。

第百十一条の二を削る。

第百十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七十条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十九条の六第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

第七十一条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第七十二条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し、同条第一項第一号、第十五条第一項第一号及び第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第七十三条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の一部改正）

第七十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百八十八条から第百九十条まで

二　武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）第二十条

三　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百九十条から第百九十三条まで

四　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第三十七条

五　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第百十五条第二項及び第三項

六　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第七十六条

七　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第三十八条

八　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第二十五条及び第二十六条

九　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第　号）第九十二条第一項、第九十三条、第九十四条第一項及び第九十五条第一項

（日本郵政株式会社法の一部改正）

第七十五条　日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本郵便株式会社法の一部改正）

第七十六条　日本郵便株式会社法（平成十七年法

律第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定秘密の保護に関する法律の一部改正）

第七十七条　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項及び第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法の一部改正）

第七十八条　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号イ(5)及び第二百十七条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項、第二百三十七条第一項及び第二項、第二百三十八条から第二百四十条までの規定、第二百四十四条、第二百四十五条第一項、第二百四十七条第一項、第二百四十九条、第二百五十条第一項から第四項までの規定並びに第二百五十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正）

第七十九条　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四章　内閣府関係

第一節　本府関係

（災害救助法等の一部改正）

第八十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十二条及び第三十三条

二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条及び附則第二条第八項

三　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条及び第三十七条

四　被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二十三条

五　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十九条

六　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第三十八条及び第三十九条

七　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第百四十四条

八　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第三十四条

九　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十七条

十　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十五項

十一　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二十五条

十二　国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第二十二条

十三　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第六十条及び第六十一条

十四　衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）第三十三条及び第三十四条

十五　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第四十四条から第四十六条の二まで

十六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第三十一条、第三十二条第一項及び第三十三条

（災害対策基本法の一部改正）

第八十一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十三条及び第百十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第八十二条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第六号中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第四項中「、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は」を「は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に定める懲役とし、当該罰則に定める禁錮は旧刑法第十三条に定める禁錮とし、当該罰則に定める罰金は刑法第十五条に定める罰金とし、当該罰則に定める拘留は旧刑法第十六条に定める拘留とし、当該罰則に定める科料は刑法第十七条に定める科料とし、当該罰則に定める没収は刑法第十九条に定める」に改める。

第百二条第六項中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第八十三条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二号及び第四十七条第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律の一部改正）

第八十四条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十八条第一項、第八十九条第一項及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社産業再生機構法の一部改正）

第八十五条　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条第一項及び第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部改正）

第八十六条　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第八十七条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第四号イ及び第十七条第二項第七号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

第八十八条　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第三項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「の懲役」を「の拘禁刑」に、「無期懲役」を「無期拘禁刑」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第八十九条　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条第一項及び第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第九十条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第九十一条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第九十二条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条の五第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十五項及び第十七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十三条第四項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第十四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部改正）

第九十三条　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第三項、第五十七条並びに第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二節　公正取引委員会関係

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第九十四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項、第九十条、第九十一条、第九十二条から第九十四条までの規定及び第十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律の一部改正）

第九十五条　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三節　国家公安委員会関係

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第九十六条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、「若しくは禁錮の刑」を削る。

第四十九条、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（警察官職務執行法の一部改正）

第九十七条　警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役若しくは禁こにあたる兇悪な」を「拘禁刑に当たる凶悪な」に、「場合」を「場合」に改め、同条第二号中「場合」を「場合」に改める。

（古物営業法の一部改正）

第九十八条　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条から第三十三条までの規定及び第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（質屋営業法の一部改正）

第九十九条　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「附した」を「付した」に改める。

第二十五条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条及び第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役若しくは一万円」を「拘禁刑若しくは二万円」に改める。

第三十三条中「一万円」を「二万円」に改める。

（警察法の一部改正）

第百条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「推せんした」を「推薦した」に改め、同条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第百一条　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条の二第二項第二号及び第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項及び第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第三項第一号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号及び第三号中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第三十一条の六、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項及び第二項、第三十一条の十一第一項及び第三項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項及び第三項並びに第三十一条の十七から第三十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路交通法の一部改正）

第百二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ニ及び第百八条の四第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「禁錮（ご）」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十七条から第百十七条の五までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条の二、第百十八条の三並びに第百十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律等の一部改正）

第百三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十七条第一項

二　自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）第四十二条

三　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第七条

四　サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第二項及び第四項並びに第七条

五　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第十一条及び第十二条

六　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第十八条、第十九条第一項及び第二十条

七　特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）第十五条及び第十六条

八　遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四十一条

九　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条の二第一項及び第三項、第二十九条の三第一項及び第三項並びに第三十条第一項及び第三項

十　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第十五条

十一　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第二十九条から第三十一条まで

十二　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十三条

（警備業法の一部改正）

第百四条　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第百五条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ、ハ及びホ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百六条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

第百七条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号及び第十八条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百八条　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条及び第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四節　個人情報保護委員会関係

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第百九条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号イ、第百十三条第四号及び第百三十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七十六条から第百八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百十条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項から第十一項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五節　金融庁関係

（担保付社債信託法等の一部改正）

第百十一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十八条

二　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十一条第一項、第七十二条及び第七十三条第一項

三　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条

四　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第十八条から第二十条まで

五　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第四十三条第一項

（無尽業法の一部改正）

第百十二条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条から第三十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第百十三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条の二から第十八条までの規定及び第十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第百十四条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条の三第二項第三号イ、第七十八条の八第二項第三号イ及び第七十九条の八第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十六条の三十九第一項第四号ハ及び第百五十六条の六十七第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条から第百九十八条までの規定、第百九十八条の三から第二百条までの規定、第二百条の三第一項、第二百一条及び第二百二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四条及び第二百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第百十五条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第三号並びに第三十四条の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十二条の二、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第百十六条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第五号及び第六条の五の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八条の二から第十条の二までの規定、第十条の二の二及び第十条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第百十七条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の八第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条の二から第二十五条の二の二までの規定及び第二十五条の二の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第百二十一条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第五号及び第八十九条の十三第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条第一項及び第二項、第九十九条の二から第百条の四の二までの規定、第百条の四の二並びに第百条の四の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（預金等に係る不当契約の取締に関する法律の一部改正）

第百二十二条　預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「免かれる」を「免れる」に改める。

第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「免かれる」を「免れる」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第百二十三条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条第一項及び第二項、第百四十一条の二第一項及び第二項、第百四十二条、第百四十二条の二、第百四十三条第一項、第百四十四条並びに第百四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行法の一部改正）

第百二十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の六十の六第一項第九号ハ、第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(3)及び第五十二条の六十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十三条の二の二までの規定、第六十三条の二の四及び第六十三条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貸金業法の一部改正）

第百二十五条　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号、第二十四条の二十七第一項第四号、第四十一条の十三第一項第四号ハ及び第四十一条の三十九第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条から第四十八条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十条の三第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百二十六条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条の十六第三号、第二百七十二条の四第一項第十号ロ、第二百七十九条第一項第二号、第二百八十九条第一項第二号及び第三百八条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百十五条から第三百十七条の二までの規定、第三百十八条から第三百十九条までの規定、第三百二十二条第一項及び第三百二十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び同条第二項第一号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改め、同条第三項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十五条第一項、第三百二十六条第一項、第三百二十七条、第三百二十八条、第三百二十九条第一項並びに第三百三十一条第一項、第四項及び第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百二十七条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項第四号、第二百九十五条第一項第四号、第五百四十九条第一項、第五百五十条第一項、第五百五十一条第一項、第五百五十二条第一項、第五百五十三条第一項、第五百五十四条第一項及び第五百五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十六条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百二十八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百九十四条から第二百九十八条までの規定、第三百二条第一項及び第三百三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百四条第一項中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項、第三項及び第四項第一号中「隠蔽した」に改める。

第三百五条第一項、第三百六条から第三百八条までの規定、第三百九条第一項並びに第三百十一条第一項、第六項及び第七項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第百二十九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条、第八十一条及び第八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融サービスの提供に関する法律の一部改正）

第百三十条　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号ハ及び第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十八条までの規定、第九十条及び第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第百三十一条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第百三十二条　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者は」を「又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮に処せられた者は」に、「第二百四十七条」を「第三百八条第一項（第三号に係る部分に限る。）」に改める。

（信託業法の一部改正）

第百三十三条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号ハ及び第八十五条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条から第九十四条までの規定及び第九十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三十四条　保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第七項第一号ホ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第十九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百三十五条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条第一項中㈠に違反し、禁錮以上の刑」を㈡に違反し、拘禁刑以上の刑又は刑法

等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（次項において「懲役」という。）若しくは刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法第十三条に規定する禁錮（以下この条において「禁錮」という。）に、「規定に違反し、禁錮」を「規定に違反し、禁錮に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「に処せられた者」を「又は懲役若しくは禁錮に処せられた者」に改める。

（電子記録債権法の一部改正）

第百三十六条　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十三条から第九十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資金決済に関する法律の一部改正）

第百三十七条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第九号ハ、第四十条第一項第十一号ハ、第六十二条の六第一項第十二号ハ、第六十三条の五第一項第十二号ハ、第六十三条の二十五第二項第五号ハ、第六十六条第二項第五号ハ及び第九十九条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七条から第百十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六節　消費者庁関係

（物価統制令等の一部改正）

第百三十八条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第三十三条から第三十八条まで

二　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条及び第三十七条

三　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）第九条及び第十条

四　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第七十条、第七十一条及び第七十二条第二項

五　無限連鎖講の防止に関する法律（昭和五十三年法律第百一号）第五条及び第六条

六　預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二条から第三十五条まで

七　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第五十一条から第五十三条まで、

八　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十七条から第二十条まで

九　取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第三十二号）第十三条

（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第百三十九条　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者契約法の一部改正）

第百四十条　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第百四十一条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正）

第百四十二条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第四項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五章　デジタル庁関係

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正）

第百四十三条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四十八条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十五条まで並びに附則第三条第五項及び第六項

二　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二十条

三　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第三十条及び第三十一条

第六章　復興庁関係

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法及び福島復興再生特別措置法の一部改正）

第百四十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第百四十五条

第七章　総務省関係

（海底電信線保護万国連合条約罰則の一部改正）

第百四十五条　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二条第二項中「五千円」を「二万円」に改める。

第三条中「一万円」を「二万円」に改める。

第四条第一項中「一万円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（恩給法の一部改正）

第百四十六条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条ノ二中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第七十七条第一項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を

「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

刑法第二十七条第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）及第二十七条の七第三項（第二号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

（地方自治法の一部改正）

第百四十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条の四第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「毀壊」を「毀壊」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項及び第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「申立」を「申立て」に、「疎明しなければ」を「疎明しなければ」に改め、同条第五項中「疏明」を「疎明」に改め、同条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第九項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第十一項中「予め」を「あらかじめ」に改める。

第二百五十条の九第八項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の二十八第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十二条の三十一第四項及び第二百五十二条の三十二第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正）

第百四十八条　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便法の一部改正）

第百四十九条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条中「き損し」を「毀損し」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十条及び第八十四条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条第一項中「はり付ける」を「貼り付ける」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十六条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（当せん金付証票法等の一部改正）

第百五十条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第十八条

二　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第五十七条

三　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十二条から第四十五条まで

四　郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）第二条

五　石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第四十二条及び第四十八条第一項

六　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第四十九条及び第五十条

七　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十九条及び第六十九条の二

八　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第二十四条

九　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第四十五条及び第四十六条

十　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第八条

十一　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第三十三条及び第三十四条

十二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第七十三条第一項、第七十四条及び第七十五条

十三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第十八条

十四　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十八条

十五　統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条第一項及び第六十条

十六　戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）第十四条

十七　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十八条

十八　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十七条

十九　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条

二十　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条の二並びに第二十六条

二十一　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条第一項及び第三項、第二十七条第一項、第二十七条の二並びに第二十八条

二十二　地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第二十五条

（消防法の一部改正）

第百五十一条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十八条から第三十九条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条の三の二、第四十条第一項及び第二項並びに第四十一条から第四十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第百五十二条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「受け又は」を「受け、又は」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十六条の七中「懲役」を「拘禁刑」に改め

る。

第二十七条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（簡易郵便局法の一部改正）

第百五十三条　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（郵便物運送委託法及び地方公営企業法の一部改正）

第百五十四条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第十九条

二　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条の二第二項第二号

（公職選挙法の一部改正）

第百五十五条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に改める。

第二百二十一条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「申込」を「申込み」に改め、同条第三項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十三条の二及び第二百二十四条の二中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十四条の三第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「毀棄し」を「毀棄し」に改める。

第二百二十六条及び第二百二十七条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百二十九条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十一条第一項、第二百三十二条及び第二百三十四条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の二中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の三第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の四中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の五中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十五条の六の見出し中「あいさつ」を「挨拶」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十六条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十七条の二第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十二条の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十四条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十六条から第二百四十九条までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十九条の二第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十条の見出し及び同条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の二第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十一条の三第一項及び第二百五十二条第二項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二百五十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（電波法の一部改正）

第百五十六条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の三第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五条第一項中「第七十条の六」を「第七十条の六第二項」に、「取扱」を「取扱い」に、「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「取扱」を「取扱い」に改める。

第百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七条中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第百八条、第百八条の二第一項、第百九条、第百九条の二第一項及び第二項並びに第百九条の三から第百十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（放送法の一部改正）

第百五十七条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方税法の一部改正）

第百五十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「不納せん動」を「不納煽動」に改め、同条第一項中「せん動した」を「煽動した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条及び第二十二条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条の二十八第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項、第五十三条の三第一項、第五十四条第一項、第六十二条第一項及び第三項、第六十九条第一項及び第三項、第七十一条、第七十一条の十六第一項、第七十一条の二十第一項及び第三項、第七十一条の二十一第一項、第七十一条の二十二、第七十一条の三十七第一項、第七十一条の四十一第一項及び第三項、第七十一条の四十二第一項、第七十一条の四十三、第七十一条の五十七第一項、第七十一条の六十一第一項及び第三項、第七十一条の六十二第一項、第七十一条の六十三、第七十二条の八第一項、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八第一項、第七十二条の四十九第一項、第七十二条の四十九の三第一項及び第三項、第七十二条の四十九の十第一項、第七十二条の五十六第一項並びに第七十二条の六十第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条の六十四第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七十二条の六十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七十二条の七十第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七十二条の七十一、第七十二条の八十五第一項、第七十二条の九十一第一項、第七十二条の九十二第一項、第七十二条の九十五第一項及び第四項、第七十二条の百二第一項、第七十二条の百九第一項並びに第七十二条の百十第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条の三十八第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七十三条の三十九、第七十四条の八第一項、第七十四条の十五第一項、第二項及び第四項、第七十四条の十八第一項、第七十四条の二十九第一項、第七十四条の三十、第七十八条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項、第九十五条第一項及び第三項、第九十六条第一項、第九十七条、第百四十四条の十二第一項、第百四十四条の十七第一項、第百四十四条の十九第一項、第百四十四条の二十二第一項、第百四十四条の二十五第一項及び第二項、第百四十四条の二十六第一項、第百四十四条の二十八第一項、第百四十四条の三十三第一項から第五項までの規定、第百四十四条の三十七第一項、第百四十四条の三十九第一項、第百四十四条の四十一第一項から第三項まで及び第五項、第百四十四条の五十二第一項及び第三項、第百四十四条の五十三第一項、第百四十四条の五十四、第百五十二条第一項、第百六十六条第一項及び第三項、第百七十六条第一項及び第三項、第百七十七条の二、第百七十七条の十四第一項、第百七十七条の十六第一項及び第三項、第百七十七条の二十二第一項及び第三項、第百七十七条の二十三第一項並びに第百七十七条の二十四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第百八十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第百九十二条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百六十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百七十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百八十一条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百八十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百八十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第二百八十八条、第二百九十九条第一項、第三百十七条の七第一項、第三百二十一条の八の三第一項、第三百二十四条第一項、第三百二十五条の九第一項、第三百二十六条第一項及び第三項並びに第三百二十八条の十六第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百二十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百二十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百五十八条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百七十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百七十六条及び第三百八十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第三百九十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四百二十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四百六十条第一項及び第三項、第四百六十三条の八第一項及び第三項、第四百六十三条の九第一項、第四百六十三条の十、第四百六十三条の二十八第一項及び第三項、第四百六十三条の三十、第四百七十一条第一項、第四百七十八

条第一項、第二項及び第四項、第四百八十五条の四第一項及び第三項、第四百八十五条の五第一項並びに第四百八十五条の六中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第五百三十条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五百四十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第五百四十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第五百四十四条、第五百八十九条第一項、第六百四条第一項及び第三項、第六百十四条第一項及び第三項、第六百十五条第一項並びに第六百十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百七十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第六百八十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第六百九十一条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六百九十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第六百九十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第六百九十七条の二、第七百条の六十七第一項及び第三項、第七百条の六十八の二、第七百一条の六第一項並びに第七百一条の七第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百一条の十九第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百一条の二十第一項、第七百一条の二十一、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項並びに第七百一条の六十八中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七百十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七百二十四条第一項、第二項及び第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七百二十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

第七百三十条の二、第七百三十三条の五第一項、第七百三十三条の十一第一項、第七百三十三条の二十一第一項、第二項及び第四項、第七百三十三条の二十五第一項及び第三項、第七百三十三条の二十六第一項、第七百三十三条の二十六の二、第七百三十九条の六第一項及び第三項から第五項までの規定、第八百条、附則第五条の四第十三項並びに附則第六十三条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第百五十九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

第六十二条の二を削る。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第百六十条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に、「一万円」を「二万円」に改める。

第六十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「五千円」を「二万円」に改める。

第六十四条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（行政書士法の一部改正）

第百六十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条の二から第二十一条までの規定及び第二十二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（有線電気通信法の一部改正）

第百六十二条　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五条中「送り」を「送り、に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第百六十三条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十一条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六条の二及び第百四十六条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害紛争処理法の一部改正）

第百六十四条　公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害等調整委員会設置法の一部改正）

第百六十五条　公害等調整委員会設置法（昭和四十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第百六十六条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気通信事業法の一部改正）

第百六十七条　電気通信事業法（昭和五十九年法

律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百七十八条を次のように改める。

第百七十八条　第二十五条第一項から第三項までの規定に違反して電気通信役務の提供を拒んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百七十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「は、二年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」を「も、前項と同様とする」に改める。

第百八十条の二を削る。

第百八十一条、第百八十二条第一項、第百八十四条及び第百八十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百九十条第二号中「、第百七十九条、第百八十条の二」を「から第百七十九条まで」に改める。

（政党助成法の一部改正）

第百六十八条　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第百六十九条　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条第二項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正）

第百七十条　民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「においては」を「には」に、「により」を「の規定により」に改める。

第四十四条第一項、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第百七十一条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条第一項及び第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第百七十二条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第三項中「第一項又は前項」を「前二項」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条第一項、第二十四条、第二十五条及び附則第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第百七十三条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の三第一項中「第二百八十八条及び第二百八十九条第一項に」を「第二百八十八条第一項及び第二百八十九条第一項に」に改め、同項第一号、第三号及び第八号中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に改め、同項第十号中「第八十五条第一項」を「第八十六条第一項」に改め、同項第十二号中「第二百八十八条」を「第二百八十八条第三項」に改める。

第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第百七十四条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第百九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一条及び第百十二条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十三条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十四条中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第二号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条及び第百十八条第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の一部改正）

第百七十五条　聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八章　外務省関係

（旅券法の一部改正）

第百七十六条　旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（外務公務員法の一部改正）

第百七十七条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「そそのかし」を「唆し」に、「ほう助」を「幇助」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部改正）

第百七十八条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二十二条

二　独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第四十五条

三　独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）第二十二条

（細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律の一部改正）

第百七十九条　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「充てんされた」を「充塡された」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律の一部改正）

第百八十条　国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（平成十六年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「あてた」を「宛てた」に改める。

第四条第一項、第五条及び第六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九章　財務省関係

（通貨及証券模造取締法の一部改正）

第百八十一条　通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「違犯シタル者八一月以上」を「違反シタル者八」に、「重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。

（外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律の一部改正）

第百八十二条　外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律（明治三十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「重懲役又ハ軽懲役」を「六年以上十一年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第二項中「軽懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改める。

第三条第一項中「軽懲役又ハ」を削り、「五年以下ノ重禁錮」を「八年以下ノ拘禁刑」に改め、同条第二項ただし書中「二円」を「一万円」に改める。

第四条中「重禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項中「重禁錮又ハ二百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

第六条中「軽罪ヲ犯サムトシテ未ダ遂ゲザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ処断ス」を「罪ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス」に改める。

（紙幣類似証券取締法の一部改正）

第百八十三条　紙幣類似証券取締法（明治三十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重禁錮又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。

（印紙犯罪処罰法等の一部改正）

第百八十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　印紙犯罪処罰法（明治四十二年法律第三十九号）第一条及び第二条第一項

二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第六十八条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十条

三　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第九十六条及び第九十七条

四　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十三条第一項及び第二十四条

五　地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第十五条第一項及び第三項

六　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十九条第一項及び第三十条

七　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の三第一項、第三項及び第四項、第七十条の十三第一項及び第三項、第八十七条の六第十五項、第八十七条の八第六項及び第七項、第八十九条第二十五項、第二十七項及び第二十九項並びに第九十条の七第一項及び第三項

八　揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条

九　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百八十七条第一項及び第三項、第百八十八条並びに第百八十九条

十　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十六条及び第十七条

十一　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十七条第一項

十二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条並びに第百六十二条

十三　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条

十四　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十三条第一項、第三項及び第四項

十五　航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十九条第一項及び第三項並びに第二十条

十六　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第十二条第一項及び第三項並びに第十三条

十七　石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条

十八　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十七条第一項

十九　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条

二十　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十四条第一項及び第五項、第六十五条並びに第六十六条

二十一　地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十九条第一項及び第三項並びに第四十条

二十二　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第三十六条

二十三　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第百三十七号）第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二条

二十四　独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）第十六条

二十五　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十七条から第六十九条まで

二十六　株式会社日本政策金融公庫法の施行に

伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）附則第七条第一項及び第二項

二十七　電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十八条第二項及び第三項

二十八　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第十二条第一項

二十九　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第四十四条

三十　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第六十四条第一項及び第三項、第六十五条並びに第六十七条

三十一　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第三十三条第一項及び第三項、第三十四条並びに第三十六条

三十二　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条第二十八項、第三十項、第三十二項及び第三十三項

三十三　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二十四条第一項及び第二十五条

（会社経理応急措置法の一部改正）

第百八十五条　会社経理応急措置法（昭和二十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「とき」を「とき。」に改め、同条第七号中「従はなかつたとき」を「従わなかつたとき。」に改め、同条第八号中「選任されてゐない」を「選任されていない」に、「処分したとき」を「処分したとき。」に改める。

第二十九条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条第一項中「ときには、これを」を「ときは、」に、「懲役又は三千円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条第二項中「申込」を「申込み」に改める。

第三十一条中「左の」を「次の」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条各号中「とき」を「とき。」に改める。

第三十二条中「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（企業再建整備法の一部改正）

第百八十六条　企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「明かならしめる」を「明らかにする」に改める。

第五十七条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第五十八条中「ときには、これを」を「ときは、」に、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

（閉鎖機関令の一部改正）

第百八十七条　閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二中「左に」を「次に」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条から第三十条までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の二中「因り懲役」を「より拘禁刑」に改める。

第三十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（貨幣損傷等取締法及び印紙等模造取締法の一部改正）

第百八十八条　次に掲げる法律の規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　貨幣損傷等取締法（昭和二十二年法律第百四十八号）第三項

二　印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第百八十九号）第二条

（すき入紙製造取締法の一部改正）

第百八十九条　すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三項中「これを六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第百九十条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「左の」を「次の」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第百九十一条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「詐偽」を「偽り」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「こえ、」を「超え、」に改める。

第百二十五条中「こえた」を「超えた」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第九号中「呈示した」を「提示した」に改める。

第百二十八条中「窃用した」を「盗用した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（税理士法の一部改正）

第百九十二条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条の十二の三第二項第一号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同項第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条、第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百九十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

（酒税法の一部改正）

第百九十四条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第三項、第五十六条第一項、第五十七条並びに第

五十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金管理法の一部改正）

第百九十五条　金管理法（昭和二十八年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改める。

（関税法の一部改正）

第百九十六条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の五第一号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項中「積卸」を「積卸し」に、「外、」を「ほか、」に改め、同条第三項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「外、」を「ほか、」に改める。

第四十三条第三号、第六十三条の四第一号ハ、第六十七条の六第一号ハ及び第六十七条の十三第三項第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条の四第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条第一項、第二項、第四項及び第五項、第百九条の二第一項、第二項、第四項及び第五項、第百十条第一項及び第五項、第百十一条第一項及び第四項、第百十二条第一項及び第三項並びに第百十二条の二から第百十五条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十六条第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第百九十七条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第三項中「充てん者」を「充塡者」に改め、同条第五項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（とん税法及び特別とん税法の一部改正）

第百九十八条　次に掲げる法律の規定中「免かれ」を「免れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十二条第一項

二　特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第十条第一項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第百九十九条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第一項から第三項までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七条の二及び第百二十七条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第二百条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十七条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百五十七条第二項第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二百一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三十九条第一項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十条第一項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四十一条及び第二百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二百二条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「はり付け」を「貼付け」に改める。

（通関業法の一部改正）

第二百三条　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条第一項及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正）

第二百四条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本たばこ産業株式会社法の一部改正）

第二百五条　日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本銀行法の一部改正）

第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第二百七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「の各号」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二百八条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項並びに附則第四十五条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十章　文部科学省関係

（学校教育法の一部改正）

第二百九条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第二百十条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百十一条の二」を「第百十条第一項」に改める。

（教育職員免許法の一部改正）

第二百十一条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会教育法の一部改正）

第二百十二条　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（学校施設の確保に関する政令の一部改正）

第二百十三条　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第二百十四条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第百九十三条及び第百九十四条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十五条及び第百九十六条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宗教法人法等の一部改正）

第二百十五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第二十二条第三号

二　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第三項第二号

三　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第四号

（私立学校教職員共済法等の一部改正）

第二百十六条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第五十一条及び第五十五条

二　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第四条

三　原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二十四条

四　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九条第一項から第三項まで、第百二十条の二から第百二十一条の二まで及び第百二十二条の二第一項

五　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第二十九条及び第三十条

六　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十二条、第三十三条、第三十七条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十一条及び第四十二条

七　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第十五条

八　独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）第十七条

九　独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十五条

十　独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十四条

十一　独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第百七十二号）第十五条

十二　国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）第十八条

十三　国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）第十八条

十四　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第二十二条

十五　独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第十七条

十六　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第十六条から第十八条まで

十七　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第四十一条

十八　国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）第二十三条

十九　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第三十条

二十　独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第二十九条

二十一　国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第二十四条

二十二　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十八条

二十三　独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第十七条

二十四　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第二十六条

二十五　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第三十二条並びに附則第三十二条第一項及び第二項

二十六　高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二十一条第一項

二十七　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第十七条

二十八　特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（平成三十年法律第百三号）第九条第一項（技術士法の一部改正）

第二百十八条　技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項、第六十条及び第六十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力紛争の際の文化財の保護に関する法律の一部改正）

第二百十九条　武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十条及び第十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十一章　厚生労働省関係

（健康保険法の一部改正）

第二百二十条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第五号中「すべて」を「全て」に改め

る。

第七十一条第二項第三号、第八十条第八号及び第八十一条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第四項第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第七号中「すべて」を「全て」に改める。

第九十五条第九号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百七条の二から第二百九条までの規定及び第二百十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船員保険法等の一部改正）

第二百二十一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条の二から第百五十七条まで

二　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条及び第五十三条

三　赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第四条

四　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条の四から第十三条の六まで

五　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十四条の四及び第十四条の五

六　栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第七条の二

七　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第三十三条

八　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第三十一条から第三十三条まで及び第三十三条の二第一項

九　歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第二十九条から第三十一条まで及び第三十一条の二第一項

十　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第四十三条から第四十四条の三まで及び第四十四条の四第一項

十一　歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十四条から第十八条まで

十二　死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二十二条

十三　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四十七条及び第四十八条

十四　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第十四条の三及び第十四条の四

十五　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十四条から第二十四条の四まで及び第二十七条

十六　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三十一条から第三十四条まで

十七　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第二十四条及び第二十五条

十八　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条及び第百三条

十九　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第三十三条から第三十八条まで

二十　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十七条の二及び第十七条の三

二十一　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条及び第二十二条

二十二　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第十条

二十三　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条の二、第百二十一条第一項及び第百二十一条の二

二十四　最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第三十九条

二十五　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十一条、第百十一条の二、第百十一条の三第一項、第百十二条及び第百四十三条第一項

二十六　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第八十八条

二十七　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十九条から第三十一条まで

二十八　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五条

二十九　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十八条及び第三十九条

三十　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）第五十九条

三十一　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第四十八条

三十二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百二十四号）第四十一条

三十三　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第二十条

三十四　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第十条の二

三十五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十九条

三十六　石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十八条

三十七　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十六条から第二十八条まで

三十八　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十四条の二及び第十四条の三

三十九　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十五条及び第三十六条

四十　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第二十一条及び第二十二条

四十一　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第十条

四十二　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五十二条及び第五十三条

四十三　賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十七条

四十四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十七条から第百六十七条の三まで

四十五　地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二十条及び第二十一条

四十六　外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第二十三条、第二十四条並びに第二十五条第一項及び第二項

四十七　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第四十三条から第四十六条まで

四十八　義肢装具士法（昭和六十二年法律第十一号）第四十三条から第四十六条まで

四十九　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第十四号）第四十条

五十　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第四十五条から第四十七条まで

五十一　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第五十条から第五十三条まで

五十二　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条及び第二十条

五十三　育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条及び第六十三条
五十四　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第二十四条
五十五　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第五十三条
五十六　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第二十条第一項、第二十一条及び第二十二条
五十七　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十七条から第四十九条まで
五十八　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条及び第十八条
五十九　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第百十八条第一項
六十　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七十条第一項、第三項及び第四項並びに第七十一条
六十一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二十六条
六十二　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第三十条
六十三　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十六条
六十四　独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）第十七条
六十五　独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）第二十二条
六十六　独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第百九十一号）第二十五条
六十七　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四十二条
六十八　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十四条及び第二十五条
六十九　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第三十三条
七十　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第二十三条　、
七十一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十五条
七十二　独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十六条
七十三　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十九条
七十四　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十四条第二項
七十五　日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第五十七条及び附則第九条第三項
七十六　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十九条
七十七　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条
七十八　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第二十条及び第二十一条
七十九　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第四十五条
八十　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第三十七条
八十一　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第百二十六号）第四十二条
八十二　移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）第五十五条から第五十七条まで
八十三　年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第五十一条
八十四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十八条から第九十条まで
八十五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二十七条及び第二十八条
八十六　がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第五十二条から第五十六条まで
八十七　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第三十四条から第三十六条まで
八十八　自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第十五条

（労働基準法の一部改正）

第二百二十二条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百十七条及び第百十八条第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条及び第百四十一条第五項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二百二十三条　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条から第六十五条までの規定中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（児童福祉法の一部改正）

第二百二十四条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二号、第十九条の九第二項第一号、第二十一条の五の十五第三項第四号、第三十四条の十五第三項第四号イ、第三十四条の二十第一項第一号及び第三十五条第五項第四号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十条第一項から第三項までの規定、第六十条の二、第六十一条、第六十一条の二第一項及び第六十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条の四中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（食品衛生法の一部改正）

第二百二十五条　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第八十一条第一項中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（墓地、埋葬等に関する法律の一部改正）

第二百二十六条　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第二十一条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを千円」を「二万円」に改める。

（大麻取締法の一部改正）

第二百二十七条　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条第一項及び第二項並びに第二十四条の二第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（興行場法の一部改正）

第二百二十八条　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「これを」を削り、「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第九条中「これを千円」を「二万円」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第二百二十九条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「附した」を「付した」に改め、同条第六項中「附する」を「付する」に改める。

第十条中「これを六月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（公衆浴場法の一部改正）

第二百三十条　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第九条中「これを二千円」を「二万円」に改める。

（化製場等に関する法律の一部改正）

第二百三十一条　化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「一に」を「いずれかに」に改め、「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（母体保護法の一部改正）

第二百三十二条　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条及び第三十四条中「これを」を削り、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二百三十三条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項及び第二項、第九十八条の二から第九十八条の四までの規定、第九十八条の六から第九十八条の九までの規定並びに第九十九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（医療法の一部改正）

第二百三十四条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第二項第四号及び第七十条の四第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条、第七十八条、第八十条第一項、第八十一条、第八十二条第一項、第八十六条第一項及び第三項、第八十七条、第百四十七条並びに第百四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第二百三十五条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条の二及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第二百三十六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条、第五十三条第一項、第五十三条の二及び第五十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二百三十七条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二第二項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十五条から第八十五条の三までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第二百三十八条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第四号及び第百二十八条第一号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十五条第一項、第百五十六条第一項及び第二項並びに第百五十九条から第百六十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（検疫法の一部改正）

第二百三十九条　検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「呈示を」を「提示を」に、「呈示せず」を「提示せず」に、「呈示した」を「提示した」に改める。

（覚醒剤取締法の一部改正）

第二百四十条　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第四十一条の四第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の五第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の六、第四十一条の七、第四十一条の九から第四十一条の十一までの規定及び第四十一条の十三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第二百四十一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一項を加える。

5　刑の全部の執行猶予の期間内に又は刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪（罰金以上の刑に当たるものに限る。）について公訴の提起がされている者に係る前各項の規定の適用については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）及

び第二十七条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第三十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第二百四十二条　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条の四中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十四条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第六十六条第一項及び第二項、第六十六条の二第一項及び第二項、第六十六条の三第一項及び第二項、第六十六条の四第一項及び第二項並びに第六十七条から第六十八条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十九条の二、第六十九条の四及び第六十九条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「処方箋」を「処方箋」に改める。

第七十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正）

第二百四十三条　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（あへん法の一部改正）

第二百四十四条　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五十二条第一項及び第二項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条の二並びに第五十四条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（歯科技工士法の一部改正）

第二百四十五条　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二百四十六条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十一条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水道法の一部改正）

第二百四十七条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「あたる」を「当たる」に改める。

第五十二条から第五十三条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正）

第二百四十八条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第三項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十五条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百四十九条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の六第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第八十三条の七第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十三条の九から第八十六条の二までの規定及び第八十六条の三第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（戦傷病者特別援護法の一部改正）

第二百五十条　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「六箇月以下の懲役又は一万円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十一条中「三箇月以下の懲役又は五千円」を「三月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十二条中「三千円」を「二万円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二百五十一条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成三十三年四月一日において戦傷病者等」を「令和三年四月一日において戦傷病者等」に改め、同項第一号中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改め、同項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に改める。

附則第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第二百五十二条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十二条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第二百五十三条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正

する。

第二十八条第二項及び第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条の十九第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条の二から第百条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二百五十四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に、「第五号又は第六号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第一号中「はらず」を「貼らず」に改め、同条第二号中「おかず」を「置かず」に改める。

第四十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「おかず」を「置かず」に改める。

附則第七条第一項中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び雇用保険法の一部改正）

第二百五十五条　次に掲げる法律の規定中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

一　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十条第一項

二　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条から第八十五条まで

（家内労働法の一部改正）

第二百五十六条　家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役又は五千円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十四条中「一万円」を「二万円」に改める。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「五千円」を「二万円」に改める。

（労働安全衛生法の一部改正）

第二百五十七条　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条の三第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百十五条の四第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十六条から第百十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第二百五十八条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号イ及び第三十二条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条及び第五十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）

第二百五十九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十八条から第六十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第二百六十条　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第四十八条の四第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第三条第二号、第十一条第三項第二号及び第十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第二百六十一条　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号及び第二十八条第二項第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十八条及び第四十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（介護保険法の一部改正）

第二百六十二条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第二号、第七十条第二項第四号、第七十八条の二第四項第四号の二、第七十九条第二項第三号の二、第八十六条第二項第七号イ、第九十四条第三項第四号、第百七条第三項第四号、第百十五条の二第二項第四号、第百十五条の二十二第二項第四号の二及び第百十五条の二十二第二項第三号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二百五条から第二百六条までの規定及び附則第十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（精神保健福祉士法の一部改正）

第二百六十三条　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正）

第二百六十四条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項及び第三項、第六十八条第一項、第二項及び第四項、第六十九条第一項及び第二項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項並びに第七十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（確定拠出年金法の一部改正）

第二百六十五条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第九十一条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十八条から第百二十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第二百六十六条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正）

第二百六十七条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第二百六十八条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正）

第二百六十九条　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認心理師法の一部改正）

第二百七十条　公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項、第四十七条及び第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の一部改正）

第二百七十一条　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号及び第二十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨床研究法の一部改正）

第二百七十二条　臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条及び第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（労働者協同組合法の一部改正）

第二百七十三条　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の一部改正）

第二百七十四条　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号ヘ(2)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条から第六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十二章　農林水産省関係

（臘虎膃肭獣猟獲取締法等の一部改正）

第二百七十五条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　臘虎膃肭獣猟獲取締法（明治四十五年法律第二十一号）第五条

二　農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四十七条及び第四十八条

三　肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十六条及び第三十七条

四　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第三十九条から第四十一条まで

五　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第七十八条から第八十条まで

六　漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第五十三条及び第五十四条

七　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第三十八条及び第三十九条

八　国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二十六条

九　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十四条及び第六十五条

十　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十七条から第六十九条まで

十一　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十二条第一項及び第二項

十二　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三十一条

十三　外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第八条の二、第九条及び第九条の三

十四　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第二十六条

十五　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第十五条

十六　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第十六条

十七　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第四十一条

十八　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十五条から第五十八条まで及び第六十一条

十九　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十五条

二十　種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条から第六十九条まで及び第七十条第一項

二十一　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第十七条及び第十八条

二十二　独立行政法人家畜改良センター法（平成十一年法律第百八十五号）第十四条

二十三　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第二十三条

二十四　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成十一年法律第百九十七号）第十四条

二十五　国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第百九十八号）第二十六条

二十六　国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第百九十九号）第十八条

二十七　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二十七号）第六十九条

二十八　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十六条

二十九　競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）附則第十八条第二項及び第三項

三十　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十八条

三十一　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第四十二条第一項、第四十三条第一項及び第四十五条

三十二　特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九条から第四十一条まで

三十三　内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第三十六条第一項及び第二項並びに第三十七条

三十四　合法伐採木材等の流通及び利用の促進

に関する法律（平成二十八年法律第四十八号）
第三十六条
三十五　都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）第十七条
三十六　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第四十四条から第四十六条まで
三十七　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十二条及び第六十三条
三十八　家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十八条第一項及び第二項
三十九　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十五条
四十　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二十六条及び第二十七条第一項

（農村負債整理組合法の一部改正）

第二百七十六条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「懲役若ハ禁錮又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

（農業動産信用法の一部改正）

第二百七十七条　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条ただし書中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第十九条第一項中「懲役又ハ千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改め、同条第二項中「前項ノ行為」を「同項ノ行為」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二百七十八条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の四第一項第四号及び第九十二条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第九十九条の二から第九十九条の九までの規定及び第九十九条の十一から第百条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（競馬法の一部改正）

第二百七十九条　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二十一第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「たかめ」を「高め、」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の二及び第三十二条の四第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条の五から第三十二条の七までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二百八十条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の四第一項第四号及び第百十八条第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十八条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「刑法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）」に改める。

第百二十八条の二から第百二十九条の三までの規定、第百二十九条の五から第百二十九条の七までの規定及び第百三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（獣医師法の一部改正）

第二百八十一条　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第二百八十二条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第百三十七条及び第百三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十条第一項中「本条」を「この条」に、「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「うけて」を「受けて」に、「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄ろ」を「賄賂」に改める。

第百四十一条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜商法の一部改正）

第二百八十三条　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二百八十四条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十九条第四項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十八条第四項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十九条から第百九十一条までの規定、第百九十三条及び第百九十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林病害虫等防除法の一部改正）

第二百八十五条　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二百八十六条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第五項中「の各号」を削る。

第五十六条及び第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第二百八十七条　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十三条から第六十五条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林法の一部改正）

第二百八十八条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条及び第百九十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「牙保」を「牙保」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百二条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁

刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二百六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百十一条中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第二百八十九条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「漏せつ」を「漏せつ」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条から第四十三条までの規定、第四十五条及び第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本中央競馬会法の一部改正）

第二百九十条　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第八条の七第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「わいろ」を「賄賂」に改める。

第三十八条中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（家畜取引法の一部改正）

第二百九十一条　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第一号及び第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第四号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「基いて」を「基づいて」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正）

第二百九十二条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

（農水産業協同組合貯金保険法の一部改正）

第二百九十三条　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十三条の二第一項及び第二項、第百二十四条、第百二十四条の二、第百二十五条第一項、第百二十六条並びに第百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（森林組合法の一部改正）

第二百九十四条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第二百九十五条　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正）

第二百九十七条　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第二百九十八条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第五号及び第九十五条の六第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十八条の二から第九十九条の二までの規定、第九十九条の二の四及び第九十九条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正）

第二百九十九条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条ただし書中「刑法に」を「同法に」に改める。

第十三章　経済産業省関係

（自転車競技法の一部改正）

第三百条　自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第五号ロ及び第三十八条第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条及び第五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第六十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十四条から第六十七条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉱山保安法等の一部改正）

第三百一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十条及び第六十一条

二　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第七十八条

三　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の六第一項及び第二項、第六十九条の七第一項、第七十条第一項、第七十条の二並びに第七十一条

四　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第七十九条

五　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百四十七条第一項、第百四十八条及び第百四十九条

六　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第五十四条及び第五十五条

七　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百九十二条第一項及び第二項並びに第百九

十四条から第百九十八条まで
八　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十七条
九　航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第二十九条第一項及び第三十条
十　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九十六条から第百九十八条まで、第百九十九条第一項、第二百条、第二百条の二及び第二百条の三第一項
十一　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五十六条から第五十八条まで、第五十九条第一項、第六十条及び第六十条の二第一項
十二　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一項、第七十三条及び第七十三条の二第一項
十三　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十八条から第八十条まで、第八十一条第一項及び第八十一条の二第一項
十四　電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第十三条から第十四条まで
十五　中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第二十条及び第二十一条
十六　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第四十条
十七　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十五条の二及び第十五条の三
十八　消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十八条
十九　工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百八号）附則第四条第一項
二十　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第五十七条から第五十九条まで
二十一　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四十五条及び第四十六条
二十二　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十四条及び第二十五条
二十三　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百七十二条及び第百七十三条
二十四　非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第十七条及び第二十一条
二十五　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条まで
二十六　特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第三十条
二十七　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十二条及び第四十三条
二十八　計量法（平成四年法律第五十一号）第百七十条から第百七十二条まで
二十九　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第一項から第三項まで
三十　独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号）第十四条
三十一　国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）第十四条
三十二　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第八十七条及び第八十八条
三十三　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第二十四条
三十四　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第二十五条
三十五　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第三十三条
三十六　独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第百七十二号）第十八条
三十七　工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第七条第七項
三十八　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三十四条
三十九　自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第二十四条第二項及び第三項並びに第二十八条第二項及び第三項
四十　クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）第二十一条第一項、第二十二条、第二十四条及び附則第三条第一項
四十一　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第三十七条
四十二　株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第三十九条第一項、第四十条第一項及び第四十二条
四十三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百五十一条第一項、第百五十二条第一項及び第百五十四条
四十四　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十八条
四十五　水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第三十一条及び第三十二条
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第三百二条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の四第一項第四号及び第六十九条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第百十二条第一項及び第二項、第百十二条の二から第百十二条の三までの規定、第百十二条の四の二、第百十二条の五、第百十四条並びに第百十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（火薬類取締法の一部改正）
第三百三条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。
第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五十八条及び第五十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第五十九条の二及び第五十九条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（小型自動車競走法の一部改正）
第三百四条　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項第五号ロ及び第四十二条第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十一条及び第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十五条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十六条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。
第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十九条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商品先物取引法の一部改正）

第三百五条　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める。

第三百五十八条及び第三百五十八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百五十九条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百六十条から第三百六十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（採石法の一部改正）

第三百六条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第三百七条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第八十条及び第八十条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の三中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八十条の四から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空機製造事業法の一部改正）

第三百八条　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第一号中「懲役の刑」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「取消」を「取消し」に改め、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十一条の二から第二十三条までの規定中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（輸出入取引法の一部改正）

第三百九条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の二第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条の三第一項中「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条から第四十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商工会議所法の一部改正）

第三百十条　商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「六箇月」を「六月」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第二項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五条第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第八項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第三号中「禁こ」を「拘禁刑」に、「終つた」を「終わつた」に改める。

（武器等製造法の一部改正）

第三百十一条　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条の二第一項及び第二項並びに第三十一条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（工業用水法等の一部改正）

第三百十二条　次に掲げる法律の規定中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二十八条

二　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十七条

三　電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）第三十六条及び第三十七条

四　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第二十二条

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第三百十三条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三条中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水洗炭業に関する法律の一部改正）

第三百十四条　水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改める。

（工場立地法の一部改正）

第三百十五条　工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商工会法及び中小企業等経営強化法の一部改正）

第三百十六条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三十二条第二項第四号

二　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三十二条第一号

（技術研究組合法の一部改正）

第三百十七条　技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十四条中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百八十五条及び第百八十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第三百十八条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第八号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の二第一項第七号ロ、第三十五条の二の十一第一項第六号ロ、第三十五条の三の二十六第一項第五号ロ、第三十五条の三の三十六第一項第四号ハ、第三十五条の五第七号ハ及び第三十五条の十七の五第一項第五号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条、第四十九条の二第一項及び第五十条から第五十一条の四までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第三百十九条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正す

る。

第四十五条の三第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中小企業投資育成株式会社法の一部改正）

第三百二十条　中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気事業法の一部改正）

第三百二十一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二十一第二号及び第九十七条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十五条第一項及び第二項並びに第百十六条から第百十七条の六までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第三百二十二条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九十六条及び第九十六条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条の三及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第五号中「充てんした」を「充塡した」に改める。

第九十八条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「充てん」を「充塡」に改める。

（砂利採取法の一部改正）

第三百二十三条　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第三百二十四条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十九条第一項及び第六十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第三百二十五条　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部改正）

第三百二十六条　金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第四十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（石油需給適正化法の一部改正）

第三百二十七条　石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第三百二十八条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（深海底鉱業暫定措置法の一部改正）

第三百二十九条　深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第三百三十条　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正）

第三百三十一条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「充てんされ」を「充塡され」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条及び第四十四条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

（対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律の一部改正）

第三百三十二条　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項及び第二十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（アルコール事業法の一部改正）

第三百三十三条　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第三百三十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十八条、第七十九条、第八十条第一項及び第八十条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正）

第三百三十五条　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十七条及び第百三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本アルコール産業株式会社法の一部改正）

第三百三十六条　日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正）

第三百三十七条　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）

第三百三十八条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十条の六第一項第二号ロ(3)中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六十八条第一項、第七十条から第七十二条までの規定、第七十三条第一項、第七十三条の二、第七十四条並びに附則第九十一条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百三十九条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第七項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三百四十条　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第六十五条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四章　国土交通省関係

（砂防法の一部改正）

第三百四十一条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「二百円以内」を「二万円以下」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（船舶法等の一部改正）

第三百四十二条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十二条第一項、第二十二条ノ二、第二十三条及び第二十四条第一項

二　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十九条及び第三十九条ノ二

三　船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十八条第一項、第十九条、第十九条ノ二、第二十五条の六十三、第二十五条の七十一第一項及び第二十五条の七十二第一項

四　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五十一条及び第五十二条

五　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第四十一条

六　屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第三十条及び第三十一条

七　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第五十二条及び第五十三条

八　国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第五十一条

九　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第二十八条

十　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第三十五条

十一　船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条から第三十条の三まで

十二　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三十五条及び第三十六条

十三　海外からの日本国民の集団的引揚輸送のための航海命令に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号）第三条

十四　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三十三条及び第三十四条

十五　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四十四条及び第四十五条

十六　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第六十四条

十七　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第八十六条の二から第八十七条まで

十八　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十七条及び第五十八条

十九　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十七条、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十条

二十　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第三十七条

二十一　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第五十五条第一項及び第二項並びに第五十六条から第五十八条まで

二十二　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第五十四条及び第五十五条

二十三　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第六十六条及び第六十七条

二十四　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第十九条

二十五　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第五十一条

二十六　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第七十六条及び第七十七条

二十七　船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第六十五条第一項、第六十六条及び第六十七条

二十八　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）第八条

二十九　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第九条第一項

三十　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第十七条第一項及び第十八条第一項

三十一　船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第

七条
三十二　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第五十条
三十三　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十七条
三十四　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）第十六条及び第十七条
三十五　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二十九条
三十六　国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十九条
三十七　国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）第十六条
三十八　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）第十六条
三十九　独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十五条
四十　独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）第十五条
四十一　独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十九条
四十二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三十八条及び第三十九条
四十三　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第五十二条
四十四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第四十八条
四十五　小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第三十四条から第三十六条まで
四十六　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二百二十三条第一項から第三項まで及び第二百二十四条第一項
四十七　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第二十九条
四十八　独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第二十五条
四十九　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八十四条及び第八十五条
五十　景観法（平成十六年法律第百十号）第百一条
五十一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号）第九条
五十二　独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第三十二条並びに附則第二十五条第一項及び第二項
五十三　モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号）附則第十一条第二項及び第三項
五十四　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第七条第一項
五十五　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第四十三条
五十六　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第四十条及び第四十一条
五十七　領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成二十年法律第六十四号）第十二条及び第十三条
五十八　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二十条の二
五十九　国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第十三条及び第十四条
六十　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第三十六条第一項及び第三十七条第一項
六十一　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第九十九条及び第百条
六十二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第六十三条
六十三　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条
六十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六十一条
（水難救護法の一部改正）
第三百四十三条　水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。
第三十一条中「五十円」を「二万円」に改める。
第三十二条中「一月以上」を削り、「重禁錮ニ処シ二十円以下ノ罰金ヲ附加ス」を「拘禁刑ニ処ス」に改める。
第三十三条中「五円以上五十円」を「二万円」に改める。
第三十四条中「重禁錮」を「拘禁刑」に、「三十円以上三百円」を「二万円」に改める。
第三十五条ノ二中「附記押捺シタル者八二円以上二十円」を「付記押捺シタル者八二万円」に改める。
（鉄道営業法の一部改正）
第三百四十四条　鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二十四条中「三十円」を「二万円」に改める。
第二十五条中「懲役又ハ五百円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。
第二十六条及び第二十八条中「三十円」を「二万円」に改める。
第二十九条、第三十条、第三十一条及び第三十二条中「五十円」を「二万円」に改める。
第三十三条中「三十円」を「二万円」に改める。
第三十四条中「十円以下ノ」を削る。
第三十六条第一項中「五十円」を「二万円」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十七条中「十円以下ノ」を削る。
第三十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三十九条中「三十円」を「二万円」に改める。
第四十一条第一項中「百円」を「二万円」に改める。
（航海の制限等に関する件の一部改正）
第三百四十五条　航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第五条中「懲役若ハ禁錮又ハ五千円」を「拘禁刑又ハ二万円」に改める。
（船員法の一部改正）
第三百四十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第百二十二条から第百二十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第百二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第百二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第百二十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条に次の一号を加える。
四　外国において脱船したとき。

第百二十八条の二を削り、第百二十八条の三を第百二十八条の二とする。

第百二十九条、第百三十条、第百三十一条の二及び第百三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上保安庁法の一部改正）

第三百四十七条　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「蓋然性」を「蓋然性」に改め、同項第三号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「払拭する」を「払拭する」に改める。

（船員職業安定法の一部改正）

第三百四十八条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一号及び第五十六条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百十一条から第百十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設業法の一部改正）

第三百四十九条　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号及び第二十五条の四第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水先法の一部改正）

第三百五十条　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第三百五十一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第四十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（測量法の一部改正）

第三百五十二条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「同条同項各号の一」を「同項各号のいずれか」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（通訳案内士法の一部改正）

第三百五十三条　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五十六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第三百五十四条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第七十七条の十九第三号、第七十七条の三十五の三第三号、第七十七条の三十七第三号、第七十七条の五十九第二号及び第八十条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築士法の一部改正）

第三百五十五条　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号、第八条第一号及び第十条の二十三第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条から第三十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（港湾法の一部改正）

第三百五十六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十一第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十一条、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項から第五項まで及び第十項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海事代理士法の一部改正）

第三百五十七条　海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条中「六箇月以下の懲役」を「六月以下の拘禁刑」に改める。

第二十八条中「五千円」を「二万円」に改める。

第二十九条第一項中「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

第三十条中「五千円」を「二万円」に改める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第三百五十八条　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条、第三十五条及び第三十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第三百五十九条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条の十一第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条第二項第一号及び第七十九条の四第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第九十六条及び第九十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の二中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十七条の三並びに第百条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第百三条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第三百六十条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十条第一項第二号イ中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第百六条、第百六条の二、第百六条の三第一項及び第百六条の四から第百八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第三百六十一条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条及び第百四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（モーターボート競走法の一部改正）

第三百六十二条　モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六十五条から第六十七条までの規定中「懲

役」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七十三条第一項、第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第三百六十三条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号、第十八条第一項第六号及び第五十二条第七号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条から第八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（道路法の一部改正）

第三百六十四条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の四十七第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第九十九条、第百条第一項及び第百一条から第百三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第三百六十五条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十九条第一項中「賄ろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄ろ」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄ろ」を「賄賂」に、「申込」を「申込み」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空法の一部改正）

第三百六十六条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項第五号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十三条から第百四十四条までの規定、第百四十八条の三から第百四十九条の三までの規定、第百五十一条、第百五十二条、第百五十五条、第百五十六条、第百五十七条の二、第百五十七条の四から第百五十七条の八までの規定並びに附則第七条及び第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（旅行業法の一部改正）

第三百六十七条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十四条から第七十六条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（臨時船舶建造調整法の一部改正）

第三百六十八条　臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第三百六十九条　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「き損した」を「毀損した」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十条中「免かれる」を「免れる」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第三百七十条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百三十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三十八条第一項及び第百三十八条の二から第百四十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（空港法及び船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百七十一条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第二項第二号

二　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第七条第一項第四号

（海岸法の一部改正）

第三百七十二条　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十二条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「立入」を「立入り」に改め、同条第六号及び第七号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第三百七十三条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条の三第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条及び第二十八条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第三百七十四条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「の懲役」を「の拘禁刑」に改める。

第二十八条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第三百七十五条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「立入」を「立入り」に改める。

（下水道法の一部改正）

第三百七十六条　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第三百七十七条　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。

（自動車ターミナル法の一部改正）

第三百七十八条　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正）

第三百七十九条　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号及び第二十五条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条及び第五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の一部改正）

第三百八十条　新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「そこなう」を「損なう」に改める。

第三条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正）

第三百八十一条　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三号中「附した」を「付した」に改める。

（河川法の一部改正）

第三百八十二条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二条及び第百三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四条中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条各号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第百九条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の一部改正）

第三百八十三条　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十一条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正）

第三百八十四条　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市計画法の一部改正）

第三百八十五条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第三項中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十九条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第九十条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第九十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三百八十六条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百四十一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百四十一条の二から第百四十二条の二までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（地価公示法の一部改正）

第三百八十七条　地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第七項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百八十八条　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十八条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（タクシー業務適正化特別措置法の一部改正）

第三百八十九条　タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条から第五十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百九十条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十三第一項第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十四条の二第一項、第五十四条の三第一項、第五十四条の四及び第五十四条の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三百九十一条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第三百九十二条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び国会等の移転に関する法律の一部改正）

第三百九十三条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十一条第四項

二　国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第十五条第六項

（運輸安全委員会設置法の一部改正）

第三百九十四条　運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（生産緑地法の一部改正）

第三百九十五条　生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第三百九十六条　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に、「火炎びん」を「火炎瓶」に改める。

第六条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（国土利用計画法の一部改正）

第三百九十七条　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第六項及び第七項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第三百九十八条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百十条第一項から第三項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第百十一条第一項中「わいろ」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十二条及び第百十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第三百九十九条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「懲役刑」を「拘禁刑」に改める。

（特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正）

第四百条　特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条から第十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鉄道事業法の一部改正）

第四百一条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十七条から第六十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第四百二条　貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号及び第三十八条第一項第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第六十条から第六十三条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（貨物自動車運送事業法の一部改正）

第四百三条　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第七十条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第四百四条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第十号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条から第八十条までの規定及び第八十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第四百五条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三百十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三百十三条第一項、第三百十四条第一項及び第二項並びに第三百十五条から第三百十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第四百六条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第四百七条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百一条第一項から第三項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百三条及び第百四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正）

第四百八条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号、第四十七条第五号及び第五十九条第一項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百六条、第百七条第一項及び第百八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四百九条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号及び第二十九条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（独立行政法人国際観光振興機構法の一部改正）

第四百十条　独立行政法人国際観光振興機構法

（平成十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（東京地下鉄株式会社法の一部改正）

第四百十一条　東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（成田国際空港株式会社法の一部改正）

第四百十二条　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の一部改正）

第四百十三条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条第一項、第五十七条及び第五十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第四百十四条　高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十九条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第四百十六条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条、第十八条並びに附則第九条及び第十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則第十六条第二項第四号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の一部改正）

第四百十七条　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号ト中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号ヌ及びル中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第四百十八条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（住宅宿泊事業法の一部改正）

第四百十九条　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号、第二十五条第一項第四号及び第四十九条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十二条から第七十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部改正）

第四百二十条　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項第二号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条並びに附則第七条第一項、第三項、第五項及び第六項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部改正）

第四百二十一条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十一条及び第四十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十五章　環境省関係

（温泉法の一部改正）

第四百二十二条　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第三号中「ゆう出路」を「湧出路」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自然公園法の一部改正）

第四百二十三条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八十二条から第八十四条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正）

第四百二十四条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の四第三項、第七十六条の二第一項及び第七十七条から第七十八条の四まで

二　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第五十一条から第五十三条まで

三　騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十九条

四　悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二十四条から第二十七条まで

五　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十三条及び第五十四条

六　瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二十四条

七　振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二十四条

八　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十九条から第六十三条まで

九　湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第四十四条

十　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二十八条

十一　南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第二十九条及び第三十条

十二　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第六十九条

十三　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第三十七条

十四　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）第十五条

十五　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第百三条

十六　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第三十三条及び第三十四条

十七　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六十五条及び第六十六条

十八　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十三条第一項及び第八十四条第一項

十九　独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第二十一条

二十　中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二十三条第一項及び第二十四条第一項

二十一　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十八条から第四十一条まで

二十二　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条及び第三十三条

二十三　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第三十七条から第三十九条まで

二十四　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第八十七条から第八十九条まで

二十五　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第三十八条及び第三十九条

二十六　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第六十条第一項及び第六十一条

二十七　プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第六十条及び第六十一条

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）

第四百二十五条　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大気汚染防止法の一部改正）

第四百二十六条　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十三条の二第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正）

第四百二十七条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条第一項及び第二十六条から第二十九条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（水質汚濁防止法の一部改正）

第四百二十八条　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正）

第四百二十九条　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号の二中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十四条第一項から第三項までの規定、第四十四条の二及び第四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正）

第四百三十条　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第百十六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百四十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正）

第四百三十一条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第六項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十七条の二から第六十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正）

第四百三十二条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（ダイオキシン類対策特別措置法の一部改正）

第四百三十三条　ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正）

第四百三十四条　放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条第一項中「有期懲役」を「有期拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項、第七条並びに第八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（原子力規制委員会設置法の一部改正）

第四百三十五条　原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部を次のように

改正する。

第七条第七項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十三条第一項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

第二十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第十六章　防衛省関係

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第四百三十六条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の七第一項、第二十七条の八第一項第一号及び第四項第二号、第二十七条の九の見出し及び同条第一項各号、第二十七条の十の見出し及び同条第一項第一号並びに第二十七条の十三第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十二条及び第三十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四百三十七条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八条中「、第百二十八条の二」を削る。

第百十八条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に改める。

第百十八条の二及び第百十八条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百十九条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　第六十一条第一項の規定に違反した者

第百十九条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百十九条の二を削る。

第百二十条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「ほう助」を「幇助」に、「せん動した」を「煽動した」に改める。

第百二十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第百二十二条第一項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百二十四条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部改正）

第四百三十八条　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第一号及び第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同条第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第四百三十九条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項、第七十四条及び第七十五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第四百四十条　武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百八十三条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二編　経過措置

第一章　通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2　刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

（裁判の効力とその執行に関する経過措置）

第四百四十二条　懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（人の資格に関する経過措置）

第四百四十三条　懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第二章　刑法等の一部改正に伴う経過措置

第一節　刑法の一部改正に伴う経過措置

（新旧の刑の軽重）

第四百四十四条　懲役、禁錮、旧拘留及び刑法等一部改正法第二条の規定による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）第九条に規定する主刑の軽重は、死刑、懲役、拘禁刑、禁錮、罰金、拘留、旧拘留及び科料の順序による。ただし、無期の拘禁刑又は禁錮と有期懲役とでは拘禁刑又は禁錮を重い刑とし、無期禁錮と有期拘禁刑とでは禁錮を重い刑とし、有期拘禁刑の長期が有期懲役の長期を超えるときは拘禁刑を重い刑とし、有期禁錮の長期が有期の懲役又は拘禁刑

の長期の二倍を超えるときは禁錮を重い刑とし、旧拘留の長期が拘留の長期の二倍を超えるときは旧拘留を重い刑とする。

（有期刑の加減の限度に関する経過措置）

第四百四十五条　新刑法第十四条の規定は、次に掲げる場合において、無期の懲役若しくは禁錮を減軽するとき、又は有期の懲役若しくは禁錮を加重し若しくは減軽するときにも、適用する。この場合において、同条第一項中「無期拘禁刑」とあるのは「無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、同条中「有期拘禁刑」とあるのは「有期の懲役又は禁錮」とする。

一　併合罪として処断すべき罪に刑法等一部改正法の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるとき。

二　一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為に刑法等一部改正法の施行前のものと施行後のものがあるとき。

（拘留に関する経過措置）

第四百四十六条　新刑法第十六条第二項の規定は、刑法等一部改正法の施行後に犯した罪に係る拘留について、適用する。

（刑の執行猶予に関する経過措置）

第四百四十七条　新刑法第二十五条、第二十六条から第二十六条の三まで、第二十七条の二、第二十七条の四及び第二十七条の六並びに刑法第二十五条の二、第二十七条の三及び第二十七条の五（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡しに係る猶予の言渡し及びこれらの取消し、当該取消しの場合における他の刑の執行猶予の言渡しの取消し並びに懲役又は禁錮の全部の執行猶予の言渡し又は一部の執行猶予の言渡しに係る猶予の期間中の保護観察についても、適用する。

2　当分の間、新刑法第二十五条、第二十六条、第二十六条の二（第三号に係る部分に限る。）、第二十六条の三、第二十七条の二第一項及び第三項、第二十七条の四並びに第二十七条の六（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条第一項各号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十五条第二項	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条各号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十六条の二第三号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十六条の三	拘禁刑の	拘禁刑、懲役又は禁錮の
	拘禁刑（	拘禁刑、懲役又は禁錮（いずれも
第二十七条の二第一項	拘禁刑の	拘禁刑、懲役又は禁錮の
第二十七条の二第一項第一号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七条の二第一項第二号	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮
第二十七条の二第一項第三号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七条の二第三項	拘禁刑が	拘禁刑、懲役又は禁錮が
	拘禁刑の	拘禁刑、懲役若しくは禁錮の
第二十七条の四各号	刑に	刑又は懲役若しくは禁錮に
第二十七条の六	拘禁刑	拘禁刑、懲役又は禁錮

（刑の執行猶予の猶予期間経過の効果に関する経過措置）

第四百四十八条　新刑法第二十七条第二項から第六項まで及び第二十七条の七第二項から第六項までの規定は、新刑法第二十五条又は第二十七条の二（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による刑の全部の執行猶予の言渡し又は刑の一部の執行猶予の言渡しが刑法等一部改正法の施行の日（以下「刑法等一部改正法施行日」という。）以後にされた場合について、適用する。

2　新刑法第二十七条第四項若しくは第五項の規定により同条第二項後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消した場合又は新刑法第二十七条の七第四項若しくは第五項の規定により同条第二項後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消した場合において、執行猶予中の他の懲役又は禁錮があるときにおける新刑法第二十七条第六項又は第二十七条の七第六項の規定の適用については、新刑法第二十七条第六項中「についても」とあるのは「又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（いずれも第二項後段又は第二十七条の七第二項後段の規定によりその執行を猶予されているものを除く。）についても」と、新刑法第二十七条の七第六項中「についても」とあるのは「又は懲役若しくは禁錮（いずれも第二十七条第二項後段又はこの条第二項後段の規定によりその執行を猶予

第二十五条第一項	拘禁刑又は	拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は

されているものを除く。）についても」とする。

（仮釈放の取消しに関する経過措置）

第四百四十九条　刑法第二十九条の規定は、懲役又は禁錮に係る仮釈放の処分の取消しについても、適用する。

2　当分の間、刑法第二十九条第一項（第四号を除き、前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「刑に」とあるのは「刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）及び同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）を含む。）に」と、同項第二号及び第三号中「刑に」とあるのは「刑（懲役及び禁錮を含む。）に」とする。

（刑の消滅に関する経過措置）

第四百五十条　新刑法第三十四条の二第一項の規定は、懲役、禁錮及び旧拘留に係る刑の消滅についても、適用する。

2　当分の間、新刑法第三十四条の二第一項（前項の規定により適用する場合を含む。）及び刑法第三十四条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法又は刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新刑法第三十四条の二第一項	以上の刑の	以上の刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の
刑法第三十四条の二第二項	刑に	刑（懲役及び禁錮を含む。）に

（併合罪に係る規定の適用に関する経過措置）

第四百五十一条　新刑法第四十五条の規定は、確定裁判を経ていない二個以上の罪がある場合において、それらの罪に刑法等一部改正法の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるときにも、適用する。この場合において、懲役又は禁錮に処する確定裁判があったときにおける同条後段の規定の適用については、同条後段中「刑に」とあるのは、「刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮に」とする。

2　刑法第四十六条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条並びに第五十三条第一項及び第二項（科料に係る部分を除く。）並びに新刑法第四十六条第二項及び第四十七条の規定は、第四百四十五条第一号に掲げる場合にも、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる刑法又は新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

刑法第四十六条第一項	刑を	刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び同法第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）を含む。）を
新刑法第四十六条第二項	無期拘禁刑	無期の拘禁刑、懲役又は禁錮
	刑を	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）を
新刑法第四十七条 新刑法第四十八条第一項	有期拘禁刑	有期の拘禁刑、懲役又は禁錮
	刑	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）
刑法第五十三条第一項	拘留	拘留、旧拘留
	刑	刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）

（併合罪に係る二個以上の刑の執行に関する経過措置）

第四百五十二条　新刑法第五十一条の規定は、併合罪について二個以上の裁判があった場合において、それらのうちに懲役、禁錮又は旧拘留を言い渡したものがあったときにおける刑の執行についても、適用する。この場合において、同条第一項ただし書中「刑を執行せず」とあるのは「刑（刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）及び同法第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘

第六十八条第一号	無期又は十年以上の拘禁刑
第六十八条第二号	無期拘禁刑
	有期拘禁刑
第六十八条第三号	有期拘禁刑
第六十八条第五号	拘留
第七十条	拘禁刑又は拘留

無期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は十年以上の懲役若しくは禁錮
無期の懲役又は禁錮
有期の懲役又は禁錮
刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の第十六条に規定する拘留（第七十条において「旧拘留」という。）
懲役、禁錮又は旧拘留

（酌量減軽の方法に関する経過措置）

第四百五十五条　第四百四十五条各号に掲げる場合において、死刑（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留の酌量減軽をするときは、前条の規定により読み替えて適用する新刑法第六十八条（第四号及び第六号を除く。）及び第七十条の例による。

（犯人蔵匿等に関する経過措置）

第四百五十六条　懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者を蔵匿し、又は隠避させた者に係る新刑法第百三条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪を犯した者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪を犯した者とみなす。

（平成十六年一部改正法の施行前にした行為等に係る併合罪の処理に関する経過措置）

第四百五十七条　併合罪として処断すべき罪に刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号。以下この項及び第三項において「平成十六年一部改正法」という。）の施行前に犯したものと刑法等一部改正法の施行後に犯したものがある場合において、第四百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する新刑法第四十七条の規定により併合罪として有期の拘禁刑、懲役又は禁錮の加重をするときは、平成十六年一部改正法附則第四条の規定及び第四百四十五条の規定にかかわらず、平成十六年一部改正法第一条の規定による改正前の刑法（次項に

第五十六条第一項	拘禁刑に処せられた者
第五十六条第二項	拘禁刑に減軽されて	有期拘禁刑	拘禁刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）に処せられた者（併合罪について処断された者であって、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられなかったものを含む。）
	有期拘禁刑	有期の拘禁刑又は懲役
第五十七条	拘禁刑	拘禁刑若しくは懲役に減軽されて
		有期の拘禁刑又は懲役
		拘禁刑又は懲役

（法律上の減軽の方法に関する経過措置）

第四百五十四条　新刑法第六十八条（第四号及び第六号を除く。）及び第七十条の規定は、第四百四十五条第二号に掲げる場合において、死刑（刑法等一部改正法の施行前にした行為に係る罪により処せられるものに限る。）、懲役、禁錮又は旧拘留を減軽すべき一個又は二個以上の事由があるときにおける法律上の減軽についても、適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

留（以下「旧拘留」という。）を含む。）を執行せず」と、「無期拘禁刑」とあるのは「無期の拘禁刑、懲役又は禁錮」と、「刑を執行しない」とあるのは「刑（懲役、禁錮及び旧拘留を含む。）を執行しない」と、同条第二項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期の拘禁刑、懲役又は禁錮」とする。

（再犯に関する経過措置）

第四百五十三条　新刑法第五十六条及び第五十七条の規定は、第四百四十五条第二号に掲げる場合において、同号に規定する行為について有期懲役に処するときにおける再犯加重についても、適用する。

2　当分の間、新刑法第五十六条及び第五十七条（これらの規定を前項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新刑法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

おいて「平成十六年旧刑法」という。）第十四条の規定を適用する。ただし、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとした場合の刑が、この項本文の場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもって処断する。

2　前項本文の場合において、有期拘禁刑を加重するときにおける平成十六年旧刑法第十四条の規定の適用については、同条中「有期の懲役又は禁錮」とあるのは、「有期の刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正後の第十二条に規定する拘禁刑」とする。

3　第一項ただし書の場合において、当該併合罪として処断すべき罪のうち平成十六年一部改正法の施行後に犯したもののみについて新刑法第十四条第二項の規定を適用して処断することとするときにおける同項の規定の適用については、同項中「有期拘禁刑」とあるのは、「有期の拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の第十二条に規定する懲役又は同法第二条の規定による改正前の第十三条に規定する禁錮」とする。

第二節　刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置

第四百五十八条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪の事件に関しては、刑法等一部改正法第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号。以下「新刑事訴訟法」という。）第三十七条の五の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件とみなし、刑事訴訟法第六十条第三項及び新刑事訴訟法第二百八十五条第一項の規定の適用については、旧拘留に当たる事件は拘留に当たる事件とみなし、同条第二項の規定の適用については、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなし、新刑事訴訟法第二百八十九条第一項、第二百九十一条の二ただし書及び第三百五十条の十六第一項ただし書の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれ無期拘禁刑に当たる事件と、有期の懲役又は禁錮に当たる事件はそれぞれその事件に係る罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる事件とみなす。

2　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る罪に関しては、新刑事訴訟法第八十九条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第二百十条第一項及び第三百一条の二第一項（第一号及び第二号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなし、刑事訴訟法第百九十九条第一項及び第二百十七条の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、新刑事訴訟法第二百五十条第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第二項（第一号に係る部分を除く。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなす。

3　懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者に係る新刑事訴訟法第八十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある者とみなす。

4　懲役又は禁錮に処する判決に関しては、新刑事訴訟法第三百四十三条及び第三百四十四条の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ拘禁刑に処する判決とみなし、新刑事訴訟法第三百六十条の二の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する判決はそれぞれ無期拘禁刑に処する判決とみなす。

5　当分の間、新刑事訴訟法第三百五十条の二第二項に規定する特定犯罪に係る新刑事訴訟法の規定の適用については、同項中「無期拘禁刑」とあるのは、「無期の拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

6　即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合における新刑事訴訟法第三百五十条の二十九の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しは、それぞれ拘禁刑の言渡しとみなす。

7　懲役、禁錮又は旧拘留の言渡しを受けた者に係る新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条、第四百八十四条、第四百八十五条及び第四百八十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の言渡しはそれぞれ拘禁刑の言渡しと、旧拘留の言渡しは拘留の言渡しとみなす。

第三節　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置

（受刑者に関する経過措置）

第四百五十九条　当分の間、刑法等一部改正法第五条の規定による改正後の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号。以下この節において「新刑事収容施設法」という。）第二条第四号の受刑者には、懲役の刑（第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法（以下「旧国際受刑者移送法」という。）第十六条第一項第一号の共助刑を含む。）の執行のため拘置されている者（以下「懲役受刑者」という。）、禁錮の刑（同項第二号の共助刑を含む。）の執行のため拘置されている者（以下「禁錮受刑者」という。）及び旧拘留の刑の執行のため拘置されている者（以下この節において「旧拘留受刑者」という。）を含むものとする。

（懲役受刑者の作業に関する経過措置）

第四百六十条　懲役受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十三条及び第九十五条第一項の規定は適用せず、刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下この節において「旧刑事収容施設法」という。）第九十二条及び第九十五条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業に関する経過措置）

第四百六十一条　禁錮受刑者及び旧拘留受刑者の作業については、新刑事収容施設法第九十三条の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第九十三条の規定は、なおその効力を有する。

（懲罰に関する経過措置）

第四百六十二条　禁錮受刑者及び旧拘留受刑者に科する懲罰については、新刑事収容施設法第百

五十一条第一項及び第二項の規定は適用せず、旧刑事収容施設法第百五十一条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

（新刑事収容施設法の適用関係）

第四百六十三条　当分の間、次の表の上欄に掲げる新刑事収容施設法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一号	拘禁刑又は拘留	拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）
第四条第一項第三号	拘禁刑受刑者及び拘留受刑者	拘禁刑受刑者、拘留受刑者、懲役受刑者（懲役の刑（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第　　号。以下「整理法」という。）第五十三条の規定による改正前の国際受刑者移送法第十六条第一項第一号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。以下同じ。）、禁錮受刑者（禁錮の刑（同項第二号の共助刑を含む。以下同じ。）の執行のため拘置されている者をいう。以下同じ。）及び旧拘留受刑者（旧拘留の刑の執行のため拘置されている者をいう。）

第四条第二項	第九十三条	第九十三条又は整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条
第十五条第一項第一号	拘禁刑又は拘留	拘禁刑、拘留、懲役、禁錮又は旧拘留
第七十四条第二項第九号	第九十三条	第九十三条若しくは整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条
第八十四条第一項及び第三項	第九十三条	第九十三条又は整理法第四百六十条若しくは第四百六十一条の規定によりなお効力を有することとされる刑法等一部改正法第五条の規定による改正前の第九十二条若しくは第九十三条
第九十六条第一項及び第百六条の二第一項	少年法第五十八条又は	少年法第五十八条若しくは
	拘禁刑受刑者	拘禁刑受刑者又は整理法第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧刑法第二十八条、整理法第四百九十一条第八項の規定により読み替えて適用される刑法第二十八条、整理法第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四条の規定による改正前の少年法第五十八

条若しくは整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者若しくは禁錮受刑者	

第四節　更生保護法の一部改正に伴う経過措置

（遵守事項及び指導監督に関する経過措置）

第四百六十四条　刑法等一部改正法第六条の規定による改正後の更生保護法（平成十九年法律第八十八号。以下「第二号改正後更生保護法」という。）第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第二項（第七号に係る部分に限る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、次に掲げる者に対する保護観察については、適用しない。

一　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に次に掲げる決定又は言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者

イ　少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分の決定

ロ　少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ　仮釈放を許す旨の決定

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

二　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付されている者

イ　少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分の決定

ロ　少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ　仮釈放を許す旨の決定

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

三　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受け、これにより保護観察に付されている者

イ　少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分の決定

ロ　少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ　仮釈放を許す旨の決定

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

四　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

イ　少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分の決定

ロ　少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ　仮釈放を許す旨の決定

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

五　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者

イ　少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分の決定

ロ　少年院からの仮退院を許す旨の決定

ハ　仮釈放を許す旨の決定

二　刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡し

2　刑法等一部改正法第二号施行日から刑法等一部改正法施行日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項第二号中「新刑法第二十七条の二」とあるのは、「刑法第二十七条の二」とする。

（仮解除及び仮解除の取消しに関する経過措置）

第四百六十五条　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた保護観察付執行猶予者に対する刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項（薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による保護観察を仮に解除する処分については、刑法等一部改正法第六条の規定による改正前の更生保護法（以下この条において「第二号改正前更生保護法」という。）第八十一条第一項の規定により保護観察所の長がした申出であって地方更生保護委員会が同項の決定をしていないものは、刑法等一部改正法第六条の規定の施行後は、当該申出がされていないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第一項の規定を適用する。

2　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者の当該処分の取消しについては、第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定により保護観察所の長がした申出であって地方更生保護委員会が同項の決定をしていないものは、刑法等一部改正法第六条の規定の施行後は、当該申出がされていないものとみなして、第二号改正後更生保護法第八十一条第五項の規定を適用する。

3　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定による保護観察を仮に解除する処分を受けた保護観察付執行猶予者に対する第二号改正前更生保護法第八十一条第五項の規定による当該処分の取消しに係る審査請求については、なお従前の例による。

（再保護観察付執行猶予者に関する特則に関する経過措置）

第四百六十六条　刑法等一部改正法第六条の規定の施行前に刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付され、その期間中であって刑法等一部改正法の施行後に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察付執行猶予者について、更生保護法第五十二条第五項又は第六項の規定により、第二号改正後更生保護法第五十一条第二項第七号に規定する援助を受けることを特別遵守事項として定める場合においては、刑法等一部改正法第七条の規定による改正後の更生保護法（以下「新更生保護法」という。）第八十一条の四第二項の規定は、適用しない。

（刑事施設の長又は少年院の長の通告、申出又は遵守事項の通知に関する経過措置）

第四百六十七条　懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のために刑事施設又は少年院に収容されている者に係る新更生保護法第三十三条、第三十四条、第五十四条第二項及び第五十五条第二項の規定の適用については、新更生保護法第三十三条中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は同法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑」と、新更生保護法第三十四条第一項中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮の刑」と、同条第二項中「拘留」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法第十六条に規定する拘留」と、新更生保護法第五十四条第二項中「拘禁刑の」とあるのは「懲役若しくは禁錮の刑の」と、「拘禁刑が」とあるのは「懲役又は禁錮の刑が」と、新更生保護法第五十五条第二項中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮の刑」とする。

（更生緊急保護等に関する経過措置）

第四百六十八条　新更生保護法第五章及び第八十八条の二の規定の適用については、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行を終わった者は新更生保護法第八十五条第一項第一号に掲げる者と、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行の免除を得た者は同項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の

言渡しを受け、保護観察に付されなかった者（その裁判が確定するまでの者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった者であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わったものは同項第五号に掲げる者とみなす。

第五節　更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置

（更生保護事業を行う者の認可等に関する経過措置）

第四百六十九条　刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の更生保護事業法（平成七年法律第八十六号。以下この条において「第二号改正前更生保護事業法」という。）第四十五条の継続保護事業の認可を受けている者は、刑法等一部改正法第八条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「第二号改正後更生保護事業法」という。）第四十五条の宿泊型保護事業の認可を受けたものとみなす。

2　刑法等一部改正法第八条の規定の施行の際現に第二号改正前更生保護事業法第四十七条の二の一時保護事業又は連絡助成事業の届出をしている者は、それぞれ第二号改正後更生保護事業法第四十七条の二の通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業の届出をしたものとみなす。

3　前二項に定めるもののほか、刑法等一部改正法第八条の規定の施行前に第二号改正前更生保護事業法の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続で第二号改正後更生保護事業法に相当の規定があるものは、第二号改正後更生保護事業法の相当の規定によりした認可その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四百七十条　刑法等一部改正法第八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（更生保護事業の対象者に関する経過措置）

第四百七十一条　更生保護事業の対象者については、懲役、禁錮又は旧拘留につき、刑の執行を終わり、その執行の免除を得、又はその執行を停止されている者は刑法等一部改正法第九条の規定による改正後の更生保護事業法（以下この条において「新更生保護事業法」という。）第二条第二項第二号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第三号に掲げる者と、懲役又は禁錮につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中の者（保護観察に付されている者を除く。）は同項第四号に掲げる者と、旧国際受刑者移送法第十六条第一項第一号若しくは第二号の共助刑の執行を終わり、若しくは旧国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定によりその執行を受けることがなくなり、又は旧国際受刑者移送法第二十一条の規定により適用される刑法等一部改正法第三条の規定による改正前の刑事訴訟法第四百八十条若しくは第四百八十二条の規定によりその執行を停止されている者は新更生保護事業法第二条第二項第十号に掲げる者とみなす。

第六節　少年院法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十二条　当分の間、刑法等一部改正法第十条の規定による改正後の少年院法（平成二十六年法律第五十八号。次項において「新少年院法」という。）第二条第三号の受刑在院者には、第四百七十七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる第十四条の規定による改正前の少年法（以下「旧少年法」という。）第五十六条第三項の規定による懲役又は禁錮の刑の執行を受けるため少年院に収容されている者及び第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される第十四条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第五十六条第三項の規定により旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号の共助刑の執行を受けるため少年院に収容されている者を含むものとする。

2　当分の間、次の表の上欄に掲げる新少年院法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二号	次条第一項第四号及び第百四十一条第一項ただし書において同じ。）	又は国際受刑者移送法第二十二条
第四条第一項第四号及び第百四十一条第一項	拘禁刑	若しくは国際受刑者移送法第二十二条又は整理法第四百四十二条の規定によりなお従前の例によることとされる旧刑法第二十八条、整理法第四百九十一条第八項の規定により読み替えて適用される刑法第二十八条、整理法第四百七十
第四十条第二項及び第四十五条第一項	拘禁刑等	

七条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整理法第十四条の規定による改正前の少年法第五十八条若しくは整理法第四百九十一条第七項の規定により適用される国際受刑者移送法第二十二条

第七節　少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置

第四百七十三条　当分の間、刑法等一部改正法第十二条の規定による改正後の少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号。次項において「新少年鑑別所法」という。）第十七条第一項第三号に掲げる者には、懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

2　当分の間、新少年鑑別所法第十七条第一項第四号に掲げる者には、第四百九十一条第八項の規定によりみなして適用される更生保護法第四十条の規定により保護観察に付されている者を含むものとする。

第三章　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置

（盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十四条　懲役の執行を受け又はその執行の免除を得た者に対し刑を科すべき場合における第七条の規定による改正後の盗犯等の防止及び処分に関する法律第三条の規定の適用については、同条中「刑ノ」とあるのは、「刑若ハ六月ノ刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）二依ル改正前ノ刑法第十二条二規定スル懲役以上ノ刑ノ」とする。

（裁判所法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十五条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る裁判所法第二十四条（第二号に係る部分に限る。）及び第三十三条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧拘留に当たる罪は、拘留に当たる罪とみなす。

2　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九条の規定による改正後の裁判所法第二十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

3　刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る刑をもって処断すべき事件における簡易裁判所が科することのできる刑については、なお従前の例による。

（検察審査会法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十六条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第十三条の規定による改正後の検察審査会法第十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。

（少年法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十七条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新少年法第六条の六第一項（第一号ロに係る部分に限る。）、第十七条第四項ただし書、第二十条第一項、第二十二条の二第一項及び第六十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

2　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る少年法第四十一条及び第六十四条第一項ただし書の規定の適用については、旧拘留に当たる犯罪は、拘留に当たる犯罪とみなす。

3　刑法等一部改正法等の施行前に罪を犯した少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。次項において同じ。）に対して死刑、懲役又は禁錮をもって処断すべき場合における刑の適用については、なお従前の例による。

4　懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた少年に対する刑の執行又は少年のとき懲役若しくは禁錮の言渡しを受けた者に係る仮釈放をすることができるまでの期間及び仮釈放期間の終了については、なお従前の例による。

5　旧少年法第五十六条第一項（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定により刑の執行を受けた者に対する刑の執行の継続については、なお従前の例による。

6　保護処分の継続中、懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定したとき又は懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときにおける刑の執行については、なお従前の例による。

（刑事補償法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十八条　懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者であって、この法律の施行前に上訴権回復による上訴、再審又は非常上告の手続において無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けたものに係る補償については、なお従前の例による。

2　懲役、禁錮又は旧拘留の執行を受けた者（前項に規定する者を除く。）に係る補償については、第十八条の規定による改正前の刑事補償法第四条第一項及び第二十七条の規定は、なおその効力を有する。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置）

第四百七十九条　懲役又は禁錮に処せられた者に係る第二十一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下この条において「新入管法」という。）第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第二十四条（第四号へ、ト及びリ、第四号の二並びに第四号の四に係る部分に限る。）、第二十四条の三（第三号に係る部分に限る。）、第二十五条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六十一条の二の二第一項（第四号に係る部分に限る。）、第六十一条の二の四第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

2　新入管法第五条第一項（第九号の二に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に処する判決の宣告を受けた者は、それぞれ拘禁刑に処する判決の宣告を受けた者とみな

す。

3　懲役又は禁錮に当たる罪につき訴追されている者又は逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者に係る新入管法第二十五条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十二条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第十条第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十一条　引渡犯罪（逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪をいう。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、第二十六条の規定による改正後の逃亡犯罪人引渡法第二条（第四号に係る部分に限り、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十二条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十七条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法第二条第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十三条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した罪に係る現行犯人を逮捕する場合における第二十八条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法第二条第二項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（売春防止法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十四条　第二十九条の規定による改正後の売春防止法第二十六条第二項において準用する第二号改正後更生保護法第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第二項（第七号に係る部分に限る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、第二十九条の規定の施行前に婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受け、これにより保護観察に付されている者に対する当該保護観察については、適用しない。

2　第三十条の規定による改正前の売春防止法（以下この項において「旧売春防止法」という。）第五条の罪を犯した者に係る旧売春防止法第十六条の規定による刑の執行猶予の特例及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項については、なお従前の例による。

3　第一項の規定は、第三十条の規定による改正後の売春防止法第二十六条第二項において準用する新更生保護法第五十条第一項（第二号ハに係る部分に限る。）、第五十一条第二項（第七号に係る部分に限る。）及び第五十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定について準用する。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十五条　当分の間、第三十八条の規定による改正後の国際捜査共助等に関する法律第十九条第一項に規定する国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十六条　懲役、禁錮又は旧拘留に処する確定裁判及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書並びに懲役、禁錮又は旧拘留に処する裁判により終結した被告事件及び懲役、禁錮又は旧拘留に当たる罪に係る刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間に係る第四十条の規定による改正後の刑事確定訴訟記録法別表の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ無期拘禁刑に処する裁判と、有期の懲役又は禁錮に処する裁判はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処する裁判と、旧拘留に処する裁判は拘留に処する裁判と、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ有期拘禁刑に当たる罪と、旧拘留に当たる罪は拘留に当たる罪とみなす。

（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十七条　懲役又は禁錮に処せられた者に対する退去強制に係る第四十一条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二十二条第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

（法務省設置法の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十八条　当分の間、第四十四条の規定による改正後の法務省設置法（次項において「新設置法」という。）第九条第一項第一号に規定する

拘禁刑又は拘留の刑の執行のため拘置される者には、懲役、禁錮又は旧拘留の刑の執行のため拘置される者を含むものとする。

2　当分の間、新設置法第十条第一項第一号に規定する少年院において拘禁刑の執行を受ける者には、旧少年法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者を含むものとする。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百八十九条　当分の間、第四十五条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）第二条第二項第一号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）の刑」と、新組織的犯罪処罰法第三条第一項第一号中「刑法（明治四十年法律第四十五号）」とあるのは「刑法」と、新組織的犯罪処罰法別表第一第十号イ中「拘禁刑」とあるのは「拘禁刑若しくは懲役若しくは禁錮の刑」とする。

2　刑法等一部改正法等の施行前に計画をした犯罪を実行するための準備行為が刑法等一部改正法等の施行後に行われた場合における新組織的犯罪処罰法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用については、その計画の時に無期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪に当たる行為と、その計画の時に有期の懲役又は禁錮の刑が定められていた罪に当たる行為はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

3　刑法等一部改正法等の施行前に懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為が行われた場合において、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七条第一項各号に掲げる行為が行われたときにおける同条の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑が定められている罪に当たる行為は、それぞれ拘禁刑が定められている罪に当たる行為とみなす。

4　刑法等一部改正法等の施行前に犯した懲役又は禁錮の刑が定められている罪に係る自己又は他人の刑事事件に関し、刑法等一部改正法等の施行後に新組織的犯罪処罰法第七条の二第一項に規定する行為が行われた場合における同条第一項及び第二項（いずれも第一項第一号及び第二号（別表第一第十号イに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれ無期拘禁刑が定められている罪と、有期の懲役又は禁錮の刑が定められている罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑が定められている罪とみなす。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第四十六条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第十五条の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に当たる罪とみなす。

（国際受刑者移送法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十一条　国際受刑者移送法第二条第九号の受入受刑者（以下この条において「受入受刑者」という。）であって、第五十二条の規定の施行前に仮釈放を許されて保護観察に付されているもの（第八項において「第二号施行前仮釈放者」という。）に係る同条の規定による改正後の国際受刑者移送法第二十一条の規定の適用については、同条中「第五十条第一項、第五十一条」とあるのは「第五十条第一項（第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二項第七号に係る部分を除く。）」と、「から第五十八条まで」とあるのは「、第五十六条、第五十七条（第一項第四号に係る部分を除く。）、第五十八条」とする。

2　受入受刑者であって、この法律の施行前に国際受刑者移送法第十三条の命令がされたもの（以下この条において「旧受入受刑者」という。）に係る同法第二条第二号の共助刑の執行については、第五十三条の規定による改正後の国際受刑者移送法（以下この条において「新国際受刑者移送法」という。）第十六条の規定は適用せず、旧国際受刑者移送法第十六条の規定は、なお効力を有する。

3　旧受入受刑者に係る国際受刑者移送法第三十九条の適用については、同条第一項中「第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条」とあるのは、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第　号）第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八条」とする。

4　旧受入受刑者であって、この法律の施行後に刑事施設に拘置されているものについては、裁判の執行により拘禁された既決の者とみなして、新刑法第九十七条若しくは第九十八条又は第百二条（第九十七条又は第九十八条の未遂罪に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5　この法律の施行後に国際受刑者移送法第十三条の命令を発するために必要な受入受刑者の同意については、同法第六条の規定による確認として当該受入受刑者に行わせる新国際受刑者移送法第十六条の規定に関する事項を記載した書面への署名押印は、この法律の施行前においても行わせることができる。

6　当分の間、新国際受刑者移送法第五条第三号及び第四号の規定の適用については、同条第三号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」と、同条第四号中「拘禁刑以上の刑」とあるのは「拘禁刑以上の刑若しくは旧刑法第十二条に規定する懲役若しくは旧刑法第十三条に規定する禁錮の刑」とする。

7　新国際受刑者移送法第一章及び第二章の規定（第十六条及び第二十一条の規定を除く。）は、旧受入受刑者についても適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新国際受刑者移送法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条	第二十一条の規定により適用される刑法第二十八条	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第　　号。以下「整理法」という。）第四百九十一条第八項の規定により適用される刑法第二十八条	
第二十六条第三項	事由により	事由により当該外国刑の整理法第四百九十一条第二項の規定によりなお効力を有することとされる整理法第五十三条の規定による改正前の第十六条第一項各号に掲げる区分又は	
	第十七条	同条及び第十七条	
	共助刑の期間	当該区分に応じた共助刑の種類及び共助刑の期間	

8　旧受入受刑者については拘禁刑に処せられた者と、第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧国際受刑者移送法第十六条第一項各号に掲げる種類の共助刑についてはいずれも拘禁刑とみなして、刑法第二十二条、第二十四条、第二十九条、第三十一条及び第三十三条、新刑法第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項、刑事訴訟法第四百七十四条、第四百八十一条、第四百八十七条から第四百八十九条まで、第五百二条から第五百四条まで及び第五百七条、新刑事訴訟法第四百八十条、第四百八十二条及び第四百八十四条から第四百八十六条まで、少年法第二条第一項、第二十七条第一項、第六十一条、第六十七条第四項（第五十六条第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第六十八条本文、新少年法第五十六条及び第五十七条、第二号改正後更生保護法第三条、第十四条、第十六条、第三十条、第三十八条、第四十八条、第四十九条第一項及び第三項、第五十条第一項（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第二号ハに係る部分を除く。）、第五十一条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第二項第七号に係る部分を除く。）、第五十七条（第二号施行前仮釈放者に対する保護観察にあっては、第一項第四号に係る部分を除く。）、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第六十五条の三、第八十二条、第八十四条、第八十六条、第八十八条並びに第八十八条の二、更生保護法第四条第二項、第十一条から第十三条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条、第五十二条第二項及び第三項、第五十三条第二項及び第三項、第五十六条、第六十条、第六十二条、第六十四条、第六十五条の二、第六十五条の四、第七十五条から第七十七条まで、第八十七条並びに第九十一条から第九十八条まで並びに新更生保護法第三十三条、第三十四条第一項、第五十四条第二項、第五十五条及び第八十五条の規定を適用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

新刑法			
第二十八条		三分の一	三分の一（国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第七号の裁判国（以下「裁判国」という。）において同条第十一号の受入移送犯罪（以下「受入移送犯罪」という。）に係る確定裁判において言い渡された同条第一号の外国刑（以下「外国刑」という。）の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）
		十年	十年（裁判国において受入移送犯罪に係る確定裁判において言い渡された外国刑の執行としての拘禁をしたとされる日数を含む。）
第三十二条		刑の言渡しが確定した後	国際受刑者移送法第十三条の命令により裁判国から引渡しを受けた後
刑事訴訟法			
第四百七十四条		二以上の	国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑（以下「共助刑」という。）と
		その重いもの	共助刑
	重い刑		
	他の刑		主刑
第四百八十七条		刑名	共助刑の種類

第五百二条	裁判の執行を受ける者	共助刑の執行を受ける者	東京地方裁判所
	言渡をした裁判所		東京地方検察庁
新刑事訴訟法 第四百八十条及び第四百八十二条	刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁		
少年法 第二十七条第一項	保護処分の継続中、本人に対して有罪判決が確定した	国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である	
新少年法 第五十七条	保護処分の継続中、拘禁刑又は拘留の刑が確定した	国際受刑者移送法第二条第二号の共助刑の執行を受ける者が保護処分の継続中である	

9　新国際受刑者移送法第一章、第三章及び第四章の規定は、懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている国際受刑者移送法第二条第四号に規定する締約国の国民等（以下この項において「締約国の国民等」という。）及び旧国際受刑者移送法第二条第六号に規定する送出移送により引き渡した締約国の国民等についても適用する。この場合において、新国際受刑者移送法第二条第六号中「拘禁刑」とあるのは「刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は同法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）」と、新国際受刑者移送法第二条第十号及び第十二号、第二十八条第五号、第二十九条、第三十七条（見出しを含む。）並びに第四十条中「拘禁刑」とあるのは「懲役又は禁錮」と、新国際受刑者移送法第二十八条第四号並びに第三十八条第一号及び第二号中「拘禁刑」とあるのは「懲役若しくは禁錮」と、同条第一号中「、又は」とあるのは「、又は刑の種類若しくは」とする。

（会社更生法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十二条　租税等の請求権（会社更生法第二条第十五項に規定する租税等の請求権をいい、同法第八条第三項に規定する共助対象外国租税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかったことにより、更生手続（同法第二条第一項に規定する更生手続をいう。以下この条において同じ。）開始後懲役に処せられた場合における第五十四条の規定による改正後の同法第二百四条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権は、更生手続開始後拘禁刑に処せられた場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかった額の租税等の請求権とみなす。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十三条　当分の間、第五十五条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下この条において「新医療観察法」という。）第二条第二項（第二号に係る部分に限る。）に規定する対象者に係る新医療観察法の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「拘禁刑、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の刑法（以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役又は旧刑法第十三条に規定する禁錮」とする。

2　懲役又は禁錮を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期がある有罪の裁判が確定した場合における新医療観察法第七十四条第二項及び第七十六条第一項の規定の適用については、懲役又は禁錮の刑を言い渡した裁判は、それぞれ拘禁刑を言い渡した裁判とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十四条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第五十七条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（次項において「新裁判員法」という。）第二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件は、それぞれ無期拘禁刑に当たる罪に係る事件とみなす。

2　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新裁判員法第十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる罪につき起訴された者は、それぞれ拘禁刑に当たる罪につき起訴された者とみなす。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十五条　当分の間、第六十四条の規定による改正後の国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（次項において「新国際刑事裁判所協力法」という。）第二条第七号の国内受刑者には、日本国において懲役又は禁錮の執行として拘禁されている者を含むものとする。

2　引渡犯罪（新国際刑事裁判所協力法第二条第十三号に規定する引渡犯罪をいう。）に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるときは、新国際刑事裁判所協力法第十九条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれ無期拘禁刑に処すべき罪に当たるものと、有期の懲役又は禁錮に処すべき罪に当たるものはそれぞれその罪について定めた刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑に処すべき罪に当たるものとみなす。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十六条　懲役又は禁錮に処せられた者に係る第六十五条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律附則第四条、第二十二条及び第二十四条第一項の適用については、懲役又は禁錮に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十七条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の六第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十八条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七十二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに国家公務員退職手当法第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（警察官職務執行法の一部改正に伴う経過措置）

第四百九十九条　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る第九十七条の規定による改正後の警察官職務執行法第七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百条　第百五条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条第二号の規定による犯罪経歴保有者の比率の算定に当たっては、懲役又は禁錮の刑に処せられた者はそれぞれ拘禁刑に処せられた者と、旧拘留の刑に処せられた者は拘留の刑に処せられた者と、懲役又は禁錮の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者はそれぞれ拘禁刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者と、懲役又は禁錮の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者はそれぞれ拘禁刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者と、旧拘留の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者はそれぞれ拘禁刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者はそれぞれ拘禁刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者と、旧拘留の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について同

ぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五百八条　刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四百三十六条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の八第一項及び第四項、第二十七条の九第一項並びに第二十七条の十三第四項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の十三第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第四章　その他

（経過措置の政令への委任）

第五百九条　この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

二　第二十九条、第五十二条、第四百六十四条、第四百六十五条、第四百六十九条、第四百七十条、第四百八十四条第一項並びに第四百九十一条第一項及び第五項の規定　刑法等一部改正法第二号施行日

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う調整規定）

2　この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）の施行の日前である場合には、第四百二十四条第一号中「、第七十六条の二第一項及び」とあるのは、「及び」とする。

3　前項の場合において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十四章中第七十七条の前に一条を加える改正規定中「懲役」とあるのは、「拘禁刑」とする。

理　由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整理等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法律の「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど所要の整理等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和四年五月十八日

法務委員長　鈴木　馨祐

衆議院議長　細田　博之殿

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和四年四月八日

参議院議長　山東　昭子

衆議院議長　細田　博之殿

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正）

第一条　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　登録認定機関（第十八条―第三十三条）」を「第二節　登録発行機関（第十八条―第三十三条）　第三節　登録認定機関（第三十四条―第三十六条）」に、「第三十四条―第三十七条」を「第三十七条―第四十二条」に、「第七章　雑則（第三十八条―第四十六条）　第八章　罰則（第四十七条―第五十四条）」を「第八章　雑則（第五十三条―第六十一条）　第九章　罰則（第六十二条―第六十九条）」に改める。

第一条中「認定」の下に「、農林水産物・食品輸出促進団体の認定」を加える。

第二条第三項中「おいて」の下に「登録発行機関」とは、第二十条第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいい、」を加え、「第二十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　この法律において「農林水産物・食品輸出促進団体」とは、農林水産物又は食品の輸出の促進を図ることを目的として農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者が組織する団体をいう。

第十条第二項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　農林水産物・食品輸出促進団体の支援に関する基本的な事項

六　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第二条第四項に規定する同等性の承認を得るための施策、同条第二項に規定する日本農林規格を同法第七十二条第二項に規定する国際標準とすることに関する施策その他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な規格の整備並びにその普及及び活用の促進に関する基本的な事項

七　輸出先国と相互に特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第二条第二項に規定する特定農林水産物等の名称の保護を図ることその他の農林水産物及び食品の輸出を促進するために必要な知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産の保護及び活用に関する基本的な事項

第十一条に次の一項を加える。

3　国は、農林水産物・食品輸出促進団体が行う農林水産物及び食品の輸出の促進のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第十三条中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「（第四十一条及び第四十二条第一項において「公庫」という。）」を加える。

第十四条第二項第一号中「第五号」を「第八号」

に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　本部は、実行計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体の意見を聴かなければならない。

第十五条第一項中「この条及び第三十八条において」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　登録発行機関は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、登録発行機関が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。

第十六条第一項中「第三十四条第四項第三号」を「第三十七条第四項第三号」に改める。

第十七条第一項中「第三十八条」を「第五十三条」に改め、同条第七項中「第三十八条第六項」を「第五十三条第六項」に改める。

「第二節　登録認定機関」を「第二節　登録発行機関」に改める。

第十八条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、「以下」の下に「この節において」を、「より」の下に「、主務省令で定める区分ごとに」を加える。

第二十条第一項第一号中「第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）」を「第十五条第三項の規定による輸出証明書の発行（以下「発行」という。）」に改め、同項第二号中「施設認定農林水産物等」を「輸入条件が定められている農林水産物又は食品」に改め、同号イ中「いう」の下に「。第三十五条第一項第二号ロにおいて同じ」を加え、同条第二項第二号ロにおいて同じ」を加え、同条第二項第二号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同項第三号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に、「施設認定農林水産物等」を「輸出証明書」に改め、同項第四号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十三条の見出し中「認定等」を「発行」に改め、同条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十四条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十五条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改め、同条第二項中「認定等」を「発行」に改める。

第二十六条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十七条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「第五十四条第二号」を「第六十九条第二号」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十八条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十九条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条第二項及び第三項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十三条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十四条第一号中「第二十二条第二項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第二十七条第二項（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十三条中「第四十一条」を「第五十六条」に改め、同条を第六十八条とする。

第五十二条第一項中「第四十七条」を「第六十二条」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十一条中「第四十二条」を「第五十七条第一項又は第二項」に改め、同条を第六十六条とする。

第五十条中「違反行為をした」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「当該登録認定機関」を「これらの者」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第三十一条」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十五条とする。

第四十九条中「第三十九条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第六十四条とする。

第四十八条中「第三十二条」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十三条とする。

第四十七条中「第三十条第二項」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「をした」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「当該登録認定機関」を「これらの者」に改め、同条を第六十二条とする。

第八章を第九章とする。

第七章中第四十六条を第六十一条とする。

第四十五条中「第三十八条第二項」を「この法律」に、「都道府県等」を「地方公共団体」に、「事務は」を「事務のうち、次に掲げるものは」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十七条第七項（第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る輸出事業計画に係るものに限る。）

二　第五十三条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務

第四十五条を第六十条とし、第四十四条を第五十九条とし、第四十三条を第五十八条とする。

第四十二条の見出し中「認定輸出事業者」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、輸出促進業務の実施状況について報告を求めることができる。

第四十二条を第五十七条とし、第四十一条を第五十六条とする。

第四十条第一項中「に、」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「その登録認定機関」を「これらの者」に改め、「立ち入り、」の下に「発行若しくは」を加え、同条第四項中「第三十八条第三項」を「第五十三条第三項」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十九条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関等」に改め、同条第一項中「おいて、」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「その登録認定機関」を「これらの者」に改め、「立ち入り、」の下に「発行若しくは」を加え、同条を第五十四条とする。

第三十八条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条を第五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十五条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、第六章中同条を第三十八条とし、同条の次に次の四条を加える。

（農地法の特例）

第三十九条　認定輸出事業者が認定輸出事業計画（第三十七条第三項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って同条第三項の施設の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2　認定輸出事業者が認定輸出事業計画に従って第三十七条第三項の施設の用に供することを目的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十条第一項第一号に掲げる業務

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）

第四十条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下この条及び第五十条において「食品等流通法」という。）第十六条第一項の規定により指定された食品等流通合理化促進機構（次項及び第五十条において「促進機構」という。）は、食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定輸出事業計画に従って実施される輸出事業（以下「認定輸出事業」という。）であって食品等（食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。次号及び第五十条第一項第一号において同じ。）を対象とするものに必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定輸出事業であって食品等を対象とするものを実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等流通法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び輸出促進法第四十条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務又は	第十七条各号に掲げる業務又は輸出促進法第四十条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	輸出促進法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（株式会社日本政策金融公庫法の特例）

第四十一条　公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この条及び次条において「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定輸出事業者であって次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって認定輸出事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一　中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）　その償還期限が十年を超える資金

二　農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であって農林水産省令・財務省令で定めるもの　これらの者が資本市場から調達することが困難な資金

2　前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3　第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第四十一条第一項に規定する業務

第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及び輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務
	同項第五号	輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十三条	同項第五号	輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、輸出促進法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務
	同項第五号	輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び輸出促進法第四十一条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は輸出促進法第四十一条第一項に規定する業務

第四十二条　公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定輸出事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が海外において認定輸出事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2　前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章　認定農林水産物・食品輸出促進団体

（認定農林水産物・食品輸出促進団体）

第四十三条　主務大臣は、主務省令で定めるところにより、農林水産物・食品輸出促進団体であって、第六項各号に掲げる要件に適合すると認められるものを、その申請により、次項及び第三項に規定する業務（以下「輸出促進業務」という。）を行う者として認定することができる。

2　前項の認定を受けた者（以下「認定農林水産物・食品輸出促進団体」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　輸出先国の市場、輸入条件その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な事項に関する調査研究

二　商談会への参加、広報宣伝その他の農林水産物又は食品の輸出先国における需要の開拓

三　農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者に対する必要な情報の提供及び助言

3　認定農林水産物・食品輸出促進団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　農林水産物又は食品の品質又は包装についての規格その他の農林水産物又は食品の輸出を促進するために必要な規格の策定

二　農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者の同意を得て、当該農林水産物又は食品の生産量等に応じた拠出金を収受し、当該拠出金を当該農林水産物又は食品の輸出の促進のために必要な環境の整備に充てる仕組みの構築及び運用

4　第一項の認定を受けようとする農林水産物・食品輸出促進団体は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

一　農林水産物・食品輸出促進団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　輸出促進業務の対象となる農林水産物又は食品の種類

三　輸出促進業務の運営体制に関する事項

四　輸出促進業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

五　農林水産物・食品輸出促進団体の構成員に関する事項

5　申請書には、その申請に係る輸出促進業務に関する規程（次項及び第四十五条において「業務規程」という。）を添付しなければならない。

6　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る農林水産物・食品輸出促進団体について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一　申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二　申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三　業務規程の内容が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　農林水産物又は食品の輸出の拡大に資するものであること。

ロ　農林水産物又は食品の生産から販売に至る一連の行程における事業者（農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う

ものに限る。）との緊密な連携が確保されていること。

ハ　輸出促進業務の対象を特定の地域で生産され、製造され、又は加工された農林水産物又は食品に限定するものでないこと。

四　輸出促進業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであること。

五　前各号に掲げるもののほか、輸出促進業務を適正かつ確実に行うために必要なものとして主務省令で定める要件に適合するものであること。

（欠格条項）

第四十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　法人でない者

二　その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から一年を経過しないもの

三　第四十八条の規定により前条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない法人

四　第四十八条の規定による前条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から一年を経過しないものがその業務を行う役員となっている法人

（変更の認定）

第四十五条　認定農林水産物・食品輸出促進団体は、第四十三条第四項各号に掲げる事項又は業務規程の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の変更の認定を受けなければならない。

2　認定農林水産物・食品輸出促進団体は、前項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　第四十三条第四項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（廃止の届出）

第四十六条　認定農林水産物・食品輸出促進団体は、その認定に係る輸出促進業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第四十七条　主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の輸出促進業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第四十八条　主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一　第四十三条第六項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二　第四十四条第一号、第二号又は第四号に該当するに至ったとき。

三　不正の手段により第四十三条第一項の認定（第四十五条第一項の変更の認定を含む。）を受けたことが判明したとき。

四　第五十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

（中小企業信用保険法の特例）

第四十九条　認定農林水産物・食品輸出促進団体（一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この条において同じ。）が有しているもの、一般財団法人にあってはその設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であるものに限る。）であって、その輸出促進業務の実施に必要な資金に係る同法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定農林水産物・食品輸出促進団体を中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十九条に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が行う同法第四十三条第一項に規定する輸出促進業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（食品等流通法の特例）

第五十条　促進機構は、食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定農林水産物・食品輸出促進団体（食品等を対象として輸出促進業務を行うものに限る。次号において同じ。）が行う輸出促進業務に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により促進機構が行う同項各号に掲げる業務についての食品等流通法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる食品等流通法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号。以下「輸出促進法」という。）第五十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び輸出促進法第五十条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は輸出促進法第五十条第一項各号に掲げる業務

第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは輸出促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	輸出促進法第五十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（センターによる協力）

第五十一条　センターは、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて、第四十三条第三項第一号に掲げる業務の実施に関し専門家の派遣その他の必要な協力を行うことができる。

（独立行政法人日本貿易振興機構の援助）

第五十二条　独立行政法人日本貿易振興機構は、認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて、輸出促進業務の実施に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「この条及び次条において」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　輸出事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、輸出事業の用に供する施設の整備に関する次に掲げる事項を記載することができる。

一　当該施設の種類及び規模その他の当該施設の整備の内容

二　当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

三　その他農林水産省令で定める事項

第三十四条第四項第五号及び第六号を削り、同条に次の一項を加える。

7　農林水産大臣は、第三項各号に掲げる事項が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、同意をするものとする。

一　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

第三十四条を第三十七条とする。

第五章に次の一節を加える。

第三節　登録認定機関

（登録認定機関の登録）

第三十四条　登録認定機関の登録（以下この条及び次条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、実費を超えない範囲内において政令で定める額の手数料を納付して、主務大臣に登録の申請をしなければならない。

（登録の基準）

第三十五条　主務大臣は、前条の規定により登録を申請した者（第二号において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一　第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）を適確に行うために必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。

二　登録申請者が、施設認定農林水産物等の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下この号において「取扱業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあっては、取扱業者がその親法人であること。

ロ　登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、取扱業者の役員又は職員（過去二年間に取扱業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2　登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録認定機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録認定機関が行う認定等に係る施設認定農林水産物等の種類

四　登録認定機関が認定等に関する業務を行う事業所の所在地

（準用）

第三十六条　第十八条第二項、第十九条、第二十条第三項及び第二十一条から第三十三条までの規定は、登録認定機関について準用する。この場合において、第十八条第二項中

「前項」とあるのは「第三十四条」と、「第二十条第一項各号」とあるのは「第三十五条第一項各号」と、第二十条第三項中「前項各号」とあるのは「第三十五条第二項各号」と、第二十一条第二項中「前三条」とあるのは「第三十四条、第三十五条並びに第三十六条において準用する第十八条第二項、第十九条及び前条第三項」と、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三十条第二項及び第三項並びに第三十一条から第三十三条までの規定中「発行」とあるのは「認定等」と、第二十七条第二項中「取扱業者」とあるのは「第三十五条第一項第二号に規定する取扱業者」と、第二十八条中「第二十条第一項各号」とあるのは「第三十五条第一項各号」と読み替えるものとする。

（日本農林規格等に関する法律の一部改正）

第二条　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に、「第七十五条」を「第七十七条」に、「第七十六条―第八十三条」を「第七十八条―第八十五条」に改める。

第一条中「関する」の下に「国内外における」を加える。

第二条第一項ただし書中「酒類並びに」を削り、同条第二項中「、次に掲げる事項」の下に「（酒類にあっては、第一号ロに掲げる事項）」を加え、同項第一号ロ中「生産行程」の下に「（酒類にあっては、環境への負荷をできる限り低減して生産された農産物として政令で定める要件を満たすもの又は環境への負荷をできる限り低減し、及び家畜にできる限り苦痛を与えない方法によって生産された畜産物として政令で定める要件を満たすものを専ら原料又は材料として製造し、又は加工したものに係るものに限る。）」を加え、同項第四号中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において「同等性の承認」とは、外国の政府機関が、農林物資の種類ごとに、当該農林物資に係る日本農林規格による格付の制度と当該外国の格付の制度とが同等の水準にあること及び当該日本農林規格による格付が行われた農林物資について事業者が当該外国の格付の制度により格付をしたことを示す表示を付することを認めることをいう。

第三条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「農林水産大臣は、飲食料品（酒類を除く。）」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第四条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第九条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十条第一項から第四項までの規定中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「当該物資」を「当該農林物資」に改め、同条第九項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十一条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、「農林物資を含む。」の下に「第十二条の二第一項及び」を加える。

第十二条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十四条第一項中「第十二条第一項」の下に「、第十二条の二第一項」を加え、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項及び第七十五条第一項ただし書」に、「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条第五項及び第十八条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

5　第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第十三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第十四条第一項中「第十二条第一項」の下に「、第十二条の二第一項」を加え、「及び第六十六条第一項」を「、第六十六条第一項及び第七十五条第一項ただし書」に、「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十六条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条第五項及び第十八条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第十九条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

4　登録認証機関は、その保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省令で定めるものに限る。）について、他の登録認証機関から提供の依頼を受けたときは、正当な理由がある場

合を除き、当該依頼に応じ、当該情報を提供しなければならない。

第二十条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十一条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第二十二条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十三条第二項第三号及び第四号中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第二十四条、第二十五条並びに第二十六条第一項から第四項まで及び第六項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第二十七条、第三十条第一項から第三項まで及び第三十一条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十二条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十三条第一項中「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第三十四条中「農林水産省令」を「主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十五条第一項から第三項までの規定中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十七条第一項中「付して」を「付し、又は国内において外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付して」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　認証外国格付表示業者が、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づき、その輸出に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示を付する場合

第三十九条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「前項中」の下に「前三項」とあるのは「第一項又は前項」と、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「農林水産大臣は、前二項」を「主務大臣は、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　主務大臣は、第十二条の二第一項又は第二項の規定に基づく外国格付の表示が適当でないと認めるときは、当該外国格付の表示を付した認証外国格付表示業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は外国格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

第四十一条中「農林水産省令」を「主務省令」に改め、第三章第七節に次の一条を加える。

（外国格付の表示の除去等）

第四十一条の二　取扱業者、生産行程管理者又は流通行程管理者は、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付してある格付の表示を国内において除去し、又は抹消した場合であって、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に第十二条の二第一項又は第二項の規定により当該格付の表示に係る外国格付の表示が付してあるときは、直ちに、その外国格付の表示を除去し、又は抹消しなければならない。

第五十九条第三項及び第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「農林水産省令」を「主務省令」に改める。

第六十一条第一項中「農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令」を「主務大臣（内閣府令・主務省令」に改め、同条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、同項各号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十四条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十五条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、「認証輸入業者」の下に「、認証外国格付表示業者」を、「同じ。」及び「立ち入り、格付」の下に「、外国格付の表示」を加え、同条第四項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、同条第五項及び第八項各号中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十六条第二項中「認証輸入業者」の下に「、認証外国格付表示業者」を、「格付」の下に「、外国格付の表示」を加える。

第六十八条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十九条の見出し中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「指定農林物質」を「指定農林物資」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十二条の二第一項又は第二項の規定により国内において外国格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又はその包装、容器若しくは送り状に当該外国格付の表示に係る格付の表示が付されていないと認めるとき。

第六十九条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十条の見出し中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第一項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に、「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改める。

第八十三条を第八十五条とし、第八十二条を第八十四条とする。

第八十一条第一項第一号中「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」を「第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号」に改め、同項第二号中「第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号」を「第七十八条（第五号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号」に、「第七十七条」を「第七十九条」に改め、同条を第八十三条とし、第八十条を第八十二条とする。

第七十九条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改め、同条を第八十一条とし、第七十八条を第八十条とし、第七十七条を第七十九条とする。

第七十六条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十一条の二の規定に違反したとき。

第七十六条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「格付の表示」の下に「、外国格付の表示」を加え、「者」を「とき。」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第十二条の二第三項又は第四項の規定に違反したとき。

第七十六条を第七十八条とする。

第七十五条中「、農林水産省令」を「、主務省令」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・主務省令」に改め、第六章中同条を第七十七条とする。

第七十四条第三項中「は、農林水産省令」を「及び第二項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

第七十四条を第七十六条とし、第七十三条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第七十五条　この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、酒類に係る日本農林規格、酒類に係る日本農林規格による格付の表示、酒類に係る認証を行う登録認証機関及び登録外国認証機関、酒類に係る認証を受けた認証生産行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証外国生産行程管理者及び認証外国小分け業者、酒類に係る外国格付の表示、指定農林物資（酒類に限る。）並びに酒類に係る日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第七十二条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第七十三条とする。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（同等性の承認を得るための施策等）

第七十二条　国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体が農林物資の種類及び外国を指定して同等性の承認を得るための交渉を行うべき旨及びその理由を申し出た場合には、当該交渉その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　国は、第二条第二項各号に掲げる事項を国際的に統一するための基準（以下この条において「国際標準」という。）に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及び日本農林規格を国際標準とするための活動に関する業務に従事する者への支援を通じて、日本農林規格が国際標準となるよう努めなければならない。

3　国立研究開発法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。次項において同じ。）、大学及び事業者は、国際標準に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画及びその他の日本農林規格を国際標準とするための活動に主体的に取り組むよう努めるとともに、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、日本農林規格を国際標準とすることに関する業務に従事する者の適切な処遇の確保に努めなければならない。

4　国、国立研究開発法人、大学、事業者その他の関係者は、日本農林規格を国際標準とすることに関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第三条　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号中「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　センターは、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第五十一条の規定による協力を行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（日本農林規格に関する経過措置）

第二条　財務大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行前においても、第二条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律（以下「新法」という。）第三条、第七条第一項及び第九条の規定の例により、新法第二条第二項に規定する日本農林規格（酒類に係るものに限る。）を定め、これを公示することができる。

2　前項の規定により定められた日本農林規格は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

（外国格付の表示に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に新法第十二条の二第一項に規定する外国格付の表示（以下この条において「外国格付の表示」という。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に外国格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）を国内において業として取り扱い、その生産行程を管理し、若しくは把握し、又は流通行程を管理し、若しくは把握している者であって、自らその輸出する農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に外国格付の表示（当該外国の政府機関その他これに準ずるものから認証又はこれに相当するものを受けて行うものを除く。）を付しているものは、施行日から起算して一年を経過する日までの間（同項の認証を受けたときは、その日までの間）は、同項の認証を受けたものとみなす。

2　前項の規定により新法第十二条の二第一項の認証を受けたものとみなされる者は、農林水産省令で定めるところにより、施行日から起算して三月以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第二項において同じ。）にあっては、その代表者又は管理人の氏

名	
二　外国格付の表示を付している農林物資の種類	
三　外国格付の表示を付している事業所の名称及び所在地	

第四条　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3　人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の項を次のように改める。

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第三十七条第七項（第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る輸出事業計画に係るものに限る。） 二　第五十三条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十七号の三を次のように改める。

八十七の三　輸出証明書に係る登録発行機関の登録又は施設認定農林水産物等の適合施設に係る登録認定機関の登録	一件につき九万円
農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第二条第四項（登録発行機関の登録）の登録発行機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数
（二）　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第二条第四項の登録認定機関に係る登録（更新の登録を除く。）	登録件数
	一件につき九万円

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる拡大を図るため、農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の一部改正

（一）　農林水産物・食品輸出促進団体の認定制度の創設

主要な品目について、生産から販売に至る関係者が連携し、需要の開拓等、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、主務大臣が認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定し、認定を受けた団体は、独立行政法人日本貿易振興機構による助言等の支援措置を受けることができるものとすること。

（二）　輸出事業者に対する支援の拡充

輸出事業計画について、施設の整備に関する事項を記載できることとし、農林水産大臣の認定を受けた場合に、株式会社日本政策金融公庫による融資等の支援措置を受けることができるものとすること。

（三）　民間検査機関による輸出証明書の発行

主務大臣の登録を受けた民間検査機関が、輸出先国の政府機関から輸出証明書を発行するよう求められている場合に、輸出証明書を発行することができるものとすること。

2　日本農林規格等に関する法律の一部改正

有機酒類に日本農林規格による格付の表示を可能とし、輸出先国での有機認証を受けずに輸出できることを目的に、日本農林規格の制定対象に有機酒類を追加すること。

3　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体の規格策定に係る協力業務を追加すること。

4　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、農林水産物及び食品の輸出の更なる

拡大を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十八日

農林水産委員長　平口　洋

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国の食市場は、人口減少や高齢化を背景に今後縮小する一方で、世界の食市場の拡大が見込まれている。農林水産物・食品の輸出の拡大は、我が国農林水産業の生産基盤を維持・強化し、持続的な食料システムを構築するとともに、農山漁村の活性化を図るためにも重要である。これまでの産地、関係団体及び国一丸となった取組により、令和三年の輸出額は、一兆円に達したところである。しかしながら、輸出先国政府による食品安全、動植物検疫上の規制が輸出拡大の障害となる事例があることに加え、一部の国・地域が東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う輸入規制措置を依然として実施しているなど乗り越えるべき課題も残されている。また、新型コロナウイルス感染症、気候変動等に加え、ウクライナ情勢により食料及び生産資材の安定供給への世界的な影響が懸念されており、食料安全保障の確保が求められている。こうした状況を十分踏まえ、農林水産物・食品の輸出の促進に戦略的・計画的に取り組む必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一　農林水産物・食品の輸出の促進に取り組むに当たり、農林漁業者をはじめとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。

二　農林水産物・食品の輸出をオールジャパンで推進していくため、農林水産物・食品輸出促進団体の運営基盤の強化に向けた支援を行うとともに、団体の適正な業務運営の確保及び団体間の連携の推進を図ること。

三　輸出拡大のために施設整備や海外現地法人の設立等に取り組む事業者や新たに輸出に取り組む事業者に対し、輸出事業計画の認定を通じて、補助、融資、税制面できめ細かな支援措置を実施すること。

四　高鮮度で付加価値の高い輸出物流の構築や輸出に係るコストの低減のため、輸出産地との密接な連携が可能となる地域の空港や港湾の活用など効率的なサプライチェーンの構築を促進すること。

五　農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行手続及び相談についてのワンストップサービスの充実を更に進め、輸出に取り組む事業者の負担軽減に取り組むこと。

六　輸出支援プラットフォームについては、在外公館や日本貿易振興機構海外事務所等の構成者間の連携を強化するとともに、現地事情に精通した人材を活用し、農林水産物・食品の輸出に取り組む関係事業者と海外バイヤー等との効果的なマッチングの実現に努めること。

七　原発事故に伴う輸入規制措置については、政府間交渉に必要な情報及び科学データの収集、分析等を十分に行い、諸外国・地域に正確な情報を提供し、あらゆる機会を捉えて輸入規制措置の撤廃を強く要請すること。また、動植物検疫に関し、輸出解禁に向けた協議を推進すること。

八　日本産農林水産物・食品のブランド力を維持・向上し、競争力を強化するため、ＧＡＰ認証等、世界の食市場において通用する認証の取得を更に支援するとともに、ＪＡＳ等の我が国発の規格の国際標準化に向けた取組を推進すること。また、地理的表示の相互保護を行う国・地域の拡大、種苗法に基づく登録品種の海外持出制限等の制度の厳格な運用及び海外での品種登録への支援など、農林水産物・食品に関する知的財産の戦略的な創出・保護・活用を図ること。

九　酒類を含む国産有機食品の海外での販路拡大に向けて、認証取得の負担を軽減するため、同等性の承認を得る国・地域の拡大に向けた交渉を推進すること。

十　現下の国際情勢を受けた原材料価格の高騰など、原材料の調達に不安定さが増している現況に鑑み、国産農産物の安定的な生産・供給に努め、加工食品における国産原材料の使用を推進するとともに、その消費拡大を図ること。

右決議する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

令和四年四月十三日

参議院議長　山東　昭子

衆議院議長　細田　博之殿

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章　女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章　雑則（第十六条―第二十二条）
第五章　罰則（第二十三条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　女性の抱える問題が多様化するとともに複

合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二　困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三　人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二　困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三　その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章　女性相談支援センター等

（女性相談支援センター）

第九条　都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3　女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一　困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三　困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四　困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5　女性相談支援センターに、所長その他所要の

職員を置く。

6　女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7　第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9　第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10　女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11　前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条　女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条　都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2　市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3　女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条　都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2　都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3　女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条　都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2　市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条　地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2　支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3　支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4　関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5　次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一　国又は地方公共団体の機関　当該機関の職員又は職員であった者

二　法人　当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三　前二号に掲げる者以外の者　支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6　前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章　雑則

（教育及び啓発）

第十六条　国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2　国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受け

ることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条　都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一　女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三　都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四　都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五　都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六　第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2　市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3　市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条　都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2　都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条　国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一　都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二　市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3　国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章　罰則

第二十三条　第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定　公布の日

二　附則第三十四条の規定　この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

三　附則第三十五条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

四　附則第三十六条の規定　この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第　　号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条　政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条　厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2　前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（売春防止法の一部改正）

第四条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　補導処分（第十七条―第三十二条）」を「第三章　補導処分（第十七条―第三十四条）　附則」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「とともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」を削る。

第三章及び第四章を削る。

（補導処分に付された者に係る措置）

第五条　政府は、前条の規定による改正前の売春防止法（以下「旧売春防止法」という。）第十七条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院（附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。）第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。）から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条　前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2　旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法（明治四十年法律第四十五号）第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条　施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。）及び刑執行終了者等に対する援助（刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。）については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

2　前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

（婦人相談所に関する経過措置等）

第八条　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2　この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3　この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

（旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置）

第九条　施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

（婦人補導院法の廃止）

第十条　婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条　旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（地方自治法の一部改正）

第十二条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の項を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第十三条　児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　号）第十条」に改める。

（地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正）

第十四条　次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

一　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第十条第十号

二　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項

（公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

一　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第三号

二　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第三号

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第十六条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「疑」を「疑い」に、「左の」を「次の」に改める。

第四十三条第一項中「行ない」を「行い」に改め、「若しくは補導処分」を削る。

（電波法の一部改正）

第十七条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百三条の二第十四項第三号中「、少年鑑別所法」を「及び少年鑑別所法」に改め、「及び婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第一条第一項に規定する婦人補導院」を削る。

（社会福祉法の一部改正）

第十八条　社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　号）」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第十九条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第三項中「少年法」を「又は少年法」に改め、「、又は売春防止法（昭和三十一年法律

第百十八号）第十七条の処分を受けて退院するとき」を削り、同条第四項中「若しくは売春防止法第十七条の処分を受けて婦人補導院に在院している場合」を削る。

第六十三条第一項中「若しくは婦人補導院」を削り、同条第二項中「基き」を「基づき」に改め、「若しくは婦人補導院」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正）

第二十条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

一　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の五

二　矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第一号

三　再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第百四号）第三条第二項

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十一条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「、婦人補導院」を削る。

（矯正医官修学資金貸与法の一部改正）

第二十二条　矯正医官修学資金貸与法（昭和三十六年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十三条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　　号）第二十七条」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第二十四条　更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「。次号において同じ」を削り、同項第九号を同項第十号とする。

（更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　　号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設（同号において「女性自立支援施設」という。）」に改める。

第四条第一項第四号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

（行政手続法及び行政不服審査法の一部改正）

第二十六条　次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条第一項第八号

二　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七条第一項第九号

（更生保護事業法の一部改正）

第二十七条　更生保護事業法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「。次号において同じ」を削り、同項第九号を同項第十号とする。

（更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第二十九条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項第一号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同条第四項中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第五条（見出しを含む。）中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第二十七条の見出し中「市」を「市町村」に改め、同条第一項第一号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第二号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、「含む。）」の下に「及びこれに伴い必要な事務」を加え、同項第三号中「都道府県知事の委嘱する婦人相談員」を「都道府県が置く女性相談支援員」に改め、同条第二項中「市」を「市町村」に、「その長の委嘱する婦人相談員」を「市町村が置く女性相談支援員」に改める。

第二十八条第二項第二号中「市」を「市町村」に改める。

（更生保護法の一部改正）

第三十一条　更生保護法の一部を次のように改正する。

第十三条中「、婦人補導院の長」を削る。

第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十三条第一項第二号中「並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項」を削り、同項第三号中「並びに売春防止法第二十五条第四項」を削る。

第二十七条第三項中「若しくは婦人補導院の長」を削り、「、少年院の長又は婦人補導院の長」を「又は少年院の長」に改め、同条第四項中「売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」及び「（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十九条第一号中「この法律及び売春防止法の定めるところにより、」を削る。

（更生保護法の一部改正に伴う調整規定）

第三十二条　施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号と

し、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第四号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　　号）附則第四条の規定による改正前の売春防止法」に改める。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条　児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二条のうち児童福祉法第二十三条の次に二条を加える改正規定のうち第二十三条の三中「売春防止法第三十六条の二」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十条」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

本則に次の一条を加える。

（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の一部改正）

第十条　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第二十三条第二項」を「第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項」に、「当該」を「当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条　刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち更生保護事業法第二条第二項第十号の改正規定中「同項第十号」を「同項第九号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十条中売春防止法第十七条第一項の改正規定、同法第二十六条第二項の改正規定並びに同法第三十二条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第二百二十一条に次の一号を加える。

八十九　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第　　号）第二十三条

第四百七十一条中「第二条第二項第十号」を「第二条第二項第九号」に改める。

第四百八十四条第二項中「及び旧売春防止法第三章に規定する補導処分に関する事項」を削り、同条第三項を削る。

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条　法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十二号中「、補導処分」を削り、同項第十五号中「、少年院又は婦人補導院」を「又は少年院」に改める。

第八条第一項中「婦人補導院」を削る。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

第十六条第一項中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

（政令への委任）

第三十八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、令和六年度において約四十三億円の見込みである。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念として、困難な問題を抱える女性が最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること等を定めること。

2　国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有すること、また、当該施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間、支援機関と関係機関間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならないこととすること。

3　厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針を定め、地方公共団体は、基本方針に即して、当該施策の実施に関する基本的な計画を定めることとすること。

4　女性相談支援センターの設置、女性相談支援員の配置及び女性自立支援施設の設置等について規定すること。

5　地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、女性の意向に留意しながら、発見、相談その他の支援に関する業務を行うこととすること。

6　地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される支援調整会議を組織するよう努めることとし、支援調整会議は、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行うこととすること。

7　国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関し、教育及び啓発、調査研究の推進、人材の確保等並びに民間の団体に対する援助に努めることとすること。

8　費用の支弁等について、地方公共団体が5の業務を行う場合における民間の団体の活動に要する費用への補助を含めた規定を設けること。

9　この法律の施行に伴い、売春防止法第三章（補導処分）及び第四章（保護更生）を削り、婦人補導院法を廃止すること。

10　この法律は、一部を除き、令和六年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与する

ことを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、令和六年度において約四十三億円の見込みである。

右報告する。

令和四年五月十八日

厚生労働委員長　橋本　岳

衆議院議長　細田　博之殿

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案

右の本院提出案を送付する。

令和四年四月十三日

参議院議長　山東　昭子

衆議院議長　細田　博之殿

目次

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

第一章　総則（第一条―第十条）

第二章　基本的施策（第十一条―第十六条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二　全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

三　障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

四　デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条　国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

（関係者相互の連携及び協力）

第七条　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（障害者等の意見の尊重）

第八条　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

（障害者基本計画等との関係）

第九条　政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2　政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。

（法制上の措置等）

第十条　政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章　基本的施策

（障害者による情報取得等に資する機器等）

第十一条　国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務（以下この条及び第十五条において「障害者による情報取得等に資する機器等」という。）の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行

う者（次項及び第三項において「障害者等」という。）に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3　国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（防災及び防犯並びに緊急の通報）

第十二条　国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策）

第十三条　国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」という。）の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障害者からの相談及び障害者に提供する情報）

第十四条　国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとする。

2　国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。

（国民の関心及び理解の増進）

第十五条　国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案

（参議院提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　基本理念として、障害者による情報の取得等に係る施策の推進は、障害者による情報の取得等に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること、障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること等を旨として行われなければならないことを定めること。

2　国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得等に係る施策を策定し、及び実施する責務を有すること。また、国及び地方公共団体は、当該施策が障害者でない者による情報の十分な取得等にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとし、当該施策を講ずるに当たっては、障害者等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならないものとすること。

3　国及び地方公共団体は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進を図るため、当該機器等に関し、開発及び提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとすること。また、国は、当該機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとすること。

4　国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとすること。

5　国及び地方公共団体は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得すること等ができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者の確保、養成及び資質の向上その他の

必要な施策を講ずるものとすること。

6　この法律は、公布の日から施行すること。

二　議案の可決理由

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的に推進することは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年五月十八日

厚生労働委員長　橋本　岳

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。

二　情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。

三　情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。

四　行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。

五　本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　六〇五円（本体五五〇円）